

土木工事現場必携

工事書類作成マニュアル編

令和6年3月

北陸地方整備局

企 画 部

マニュアルの活用にあたって

1. マニュアルの適用

本マニュアルは、北陸地方整備局土木工事共通仕様書を適用する工事（営繕関係、港湾空港関係を除く）を対象としています。

2. マニュアルに掲載している様式

- 標準様式・・・全国的に統一されている様式
- 北陸様式・・・工事書類において、北陸独自で運用している様式
- その他様式・・・上記以外の様式

各様式の原稿データ（Excel 版等）は、北陸地方整備局ホームページに掲載しています。

⇒hrr.mlit.go.jp/gijyutu/hikkei/hikkei-top.htm

http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/kansoka_index.html

土木工事現場必携 工事書類作成マニュアル編 令和6年3月

初 版 令和6年3月発行

第二版 令和6年5月発行

工事書類作成マニュアル編

目 次

第1章 工事の履行、工事書類作成にあたっての基本事項

- 1 工事書類スリム化ガイドの遵守と実践・・・・・・・・・・1-1
- 2 工事円滑化推進会議の開催による円滑な施工・・・・・・・・1-2
- 3 情報共有システム（ASP）等の活用・・・・・・・・・・1-4
- 4 工事関係書類・・・・・・・・・・1-4
- 5 工事打ち合わせ簿・・・・・・・・・・1-7

第2章 工事着手前の作成書類・手続き

1 契約関係書類

- 1-1 現場代理人等通知書・・・・・・・・・・2-1
- 1-2 請負代金内訳書（及び工事費構成書）・・・・・・2-5
- 1-3 工事工程表・・・・・・・・・・2-8
- 1-4 建設業退職金共済制度の掛金収納書・・・・・・・・・・2-9
- 1-5 前払金等請求書・・・・・・・・・・2-10
- 1-6 CORINS 登録内容確認・・・・・・・・・・2-12
- 1-7 品質証明員通知書・・・・・・・・・・2-13
- 1-8 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書、
建設リサイクル法に基づく通知書・・・・・・・・・・2-15

2 工事書類

- 2-1 施工計画書・・・・・・・・・・2-22
- 2-2 総合評価における技術提案（施工計画）の扱い・・・・・・・・2-35
- 2-3 設計図書の照査・・・・・・・・・・2-35
- 2-4 工事測量・・・・・・・・・・2-36
- 2-5 施工体制台帳及び施工体系図・・・・・・・・・・2-36
- 2-6 官公庁等への手続き、地元対応等・・・・・・・・・・2-36
- 2-7 現場環境の改善、地域連携の取り組み・・・・・・・・・・2-37
- 2-8 VE 提案〔契約後 VE〕・・・・・・・・・・2-38
- 2-9 工事関係者の連絡会議・・・・・・・・・・2-43

第3章 工事着手後の作成書類・手続き

1 工事書類

- 1-1 材料確認書・・・・・・・・・・3-1
- 1-2 段階確認書・・・・・・・・・・3-3

1-3	確認・立会依頼書	3-10
1-4	休日・夜間作業届	3-11
1-5	排ガス対策型・低騒音型建設機械の写真	3-11
1-6	特殊車両通行許可	3-11
1-7	安全教育・訓練等の実施	3-12
1-8	工事事故速報、工事事故報告書	3-13
1-9	天災その他不可抗力による損害	3-17
1-10	工事履行報告書	3-21
1-11	工事の一時中止に伴う基本計画書の提出、請負代金額の変更	3-23
1-12	出来形管理図表	3-33
1-13	出来形数量計算書	3-35
1-14	品質管理図表	3-35
1-15	建設材料の品質記録保存	3-37

2 契約関係書類

2-1	認定請求書、中間前払請求書	3-45
2-2	指定部分完成通知書	3-49
2-3	指定部分引渡書	3-50
2-4	指定部分完済払金請求書	3-51
2-5	請負工事既済部分検査請求書	3-52
2-6	出来高内訳書（既済部分検査時）	3-53
2-7	部分払い請求書	3-55
2-8	中間技術検査出来高報告書・出来高内訳書	3-57
2-9	中間技術検査・既済部分検査 出来高図	3-58
2-10	部分使用承諾書	3-59
2-11	工期延期届	3-61
2-12	支給品受領書	3-63
2-13	支給品精算書	3-64
2-14	現場発生品調書	3-65

第4章 工事完成時の作成書類・手続き

1 工事書類

1-1	出来形管理図表	4-1
1-2	品質管理図表	4-1
1-3	品質証明書	4-1
1-4	工事写真	4-2
1-5	総合評価実施報告書	4-3
1-6	現場環境改善・地域連携の取組み結果	4-3
1-7	創意工夫・社会性等に関する実施状況	4-3
1-8	工事完成図	4-6

- 1－9 工事管理台帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-6
- 1－10 再資源利用実施書、再資源利用促進実施書・・・・・・4-6

2 契約関係書類

- 2－1 完成通知書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-7
- 2－2 引渡書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-8
- 2－3 請求書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-9

第1章 工事の履行、工事書類作成にあたっての基本事項

1 工事書類スリム化ガイドの遵守と実践

北陸地方整備局では、建設現場における生産性向上・働き方改革の実現に向けて、工事書類のスリム化や受注者・発注者間における役割分担の明確化等、現場技術者の負担を軽減するための観点を示すとともに具体的な取組み事例を紹介した「工事書類スリム化ガイド」を策定している。

受注者・発注者とも、スリム化ガイドを遵守し、実践するものとする。

現場技術者の負担軽減を図るための取組み

〔5つの要点〕

1. 受注者と発注者の適切な役割分担

双方の役割分担や責任区分を明確化し、受注者への要求を適正化する。

2. 受注者と発注者のコミュニケーションによる円滑な施工

工事円滑化推進会議の開催により、工程の停滞、施工計画書等の作り直し、下請契約や材料手配等の手続きのやり直しを回避する。

3. 真に必要な書類のみを適時作成

不要な資料を作らない・求めないようにする。

4. 電子データの活用によるペーパーレス化

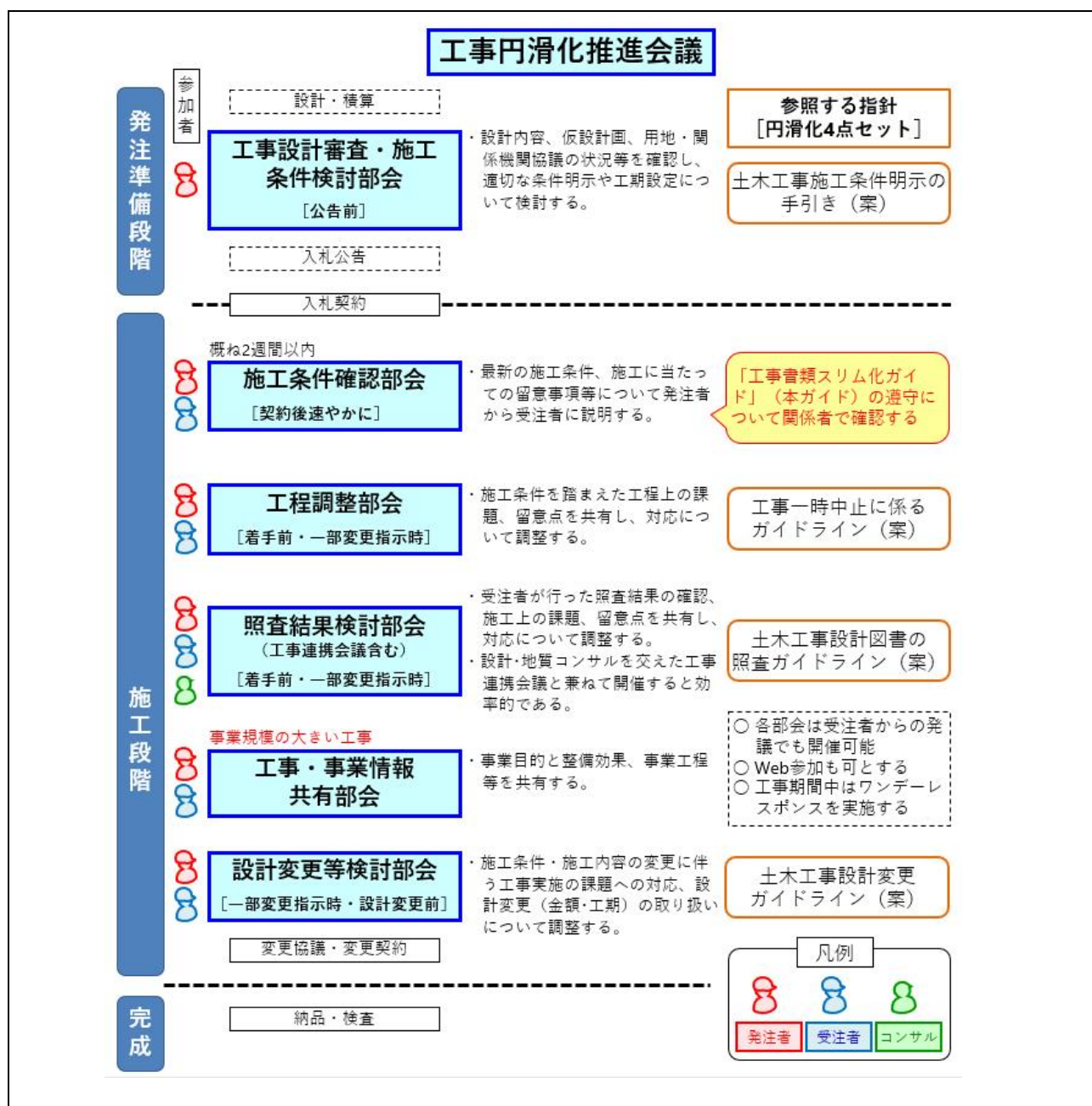
ペーパーレス化により、紙資料のコピー・ファイル綴じ作業の削減、二重提出を不要とする。

5. 情報通信機器の活用等により、各種打ち合わせ・段階確認・検査等を効率化

関係者の移動や待ち合わせ、準備等にかかる時間を削減する。

2 工事円滑化推進会議の開催による円滑な施工

北陸地方整備局では、工事の品質確保や生産性の向上等の課題に対して、受・発注者のコミュニケーションの充実を図るため、全工事を対象として「工事円滑化推進会議」を実施しており、「スリム化ガイド」においても重点取組み事項として示している。



工事円滑化推進会議の全体像

施工条件確認部会、工程調整部会については全ての工事において開催する。なお、工程調整部会については受注者が開催を希望しない場合は開催しなくてもよい。

各部会は受注者からの発議でも開催可能であり、原則として発注者が議事進行を行い、議事録を作成する。

各部会の概要

段階	名称	概要	対象工事	参加者	使用するガイドライン
ステップ1	工事設計審査・施工条件検討部会	発注にあたり設計内用、仮設計画、協議状況、課題の確認・共有、 <u>条件明示等</u> の確認・検討	全ての工事	発 副所長、事務所官クラス、監督職員（予定）、発注担当課長、係長、担当（土木・営繕・電気・機械）	条件明示チェックリスト（条件明示の手引き（案））
ステップ2	施工条件確認部会	契約後すみやかに、最新の施工条件を発注者から受注者に説明し、受・発注者で施工条件を確認する。	全ての工事	発 副所長、事務所官クラス、監督職員、発注担当課長、係長、担当（土木・営繕・電気・機械） 受 現場代理人、監理技術者等	条件明示チェックリスト（条件明示の手引き（案）） 工事書類スリム化ガイド
	工程調整部会	施工条件確認部会後早い段階で、工事の工程を受・発注者で共有し、調整を図ることで効率的な工事の進捗を目差す。	全ての工事	発 副所長、事務所官クラス、監督職員、発注担当課長、係長、担当（土木・営繕・電気・機械） 受 現場代理人、監理技術者等	工事一時中止に係るガイドライン（案）
	照査結果検討部会	施工条件確認部会から工事着手までに、照査に伴う設計内容の確認、課題の共有、対応策の検討と決定を行う。	全ての工事	発 副所長、事務所官クラス、監督職員、発注担当課長、係長、担当（土木・営繕・電気・機械） 受 現場代理人、監理技術者等 (工事連携会議の場合) 設 担当技術者	土木工事設計図書の照査ガイドライン（案） 工事連携会議と兼ねての開催とできる。 必要に応じて、測量・地質調査技術者や、専門工事業者を参加させても良い。
	工事・事業情報共有部会	事業全体の目的、効果、スケジュールの概要を受・発注者で共有し、円滑な施工、品質確保を目差す。	規模の大きい事業に関する工事にて実施（大規模構造物、WTO、複数年工事）	発 副所長、事務所官クラス、監督職員、発注担当課長（土木・営繕・電気・機械） 受 現場代理人、監理技術者、元請・下請の技術者等	元請本社事務社員なども参加可。 必要に応じて地域の方も参加頂く。
ステップ3	設計変更等検討部会	現地条件・施工条件変更等に伴う設計変更について、取り扱いを決定し、円滑な変更協議を図る。	変更が伴う全ての工事	発 副所長、事務所官クラス、監督職員、発注担当課長、係長、担当（土木・営繕・電気・機械） 受 現場代理人、監理技術者等	工事一時中止に係るガイドライン（案） 土木工事設計変更ガイドライン（案）

発：発注者： **受**：工事受注者 **設**：設計者

3 情報共有システム(ASP)等の活用

北陸地方整備局では、発注者と受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図るものとして、「工事情報共有システム(ASP)」及び「電子契約システム」を活用することとしている。

工事情報共有システム(ASP)は、最新版の「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」に基づくものとし、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。

発注者と受注者の間における指示、承諾、協議、提出、報告、通知は書面をもって行うものとする。なお、書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名(署名または押印を含む)したものも有効とする。

また、電子契約システムにより発注者(契約担当課)に提出した書類についても紙・電子での二重提出は行わないこととし、システムにて提出された書類は、契約担当課から監督職員に速やかに共有する。監督職員は受注者に再提出を求めないよう留意すること。

ただし、「工事完成通知書」は、土木工事共通仕様書1-1-1-21-1により“監督職員を通じて発注者に提出する”とされているので、工事情報共有システム(ASP)により監督職員に提出する。

4 工事関係書類

工事書類の提出は「工事関係書類の標準様式」によるものとする。

工事着手前に「工事関係書類の標準様式一覧表」により、発注者と受注者において作成書類とその役割分担を確認するとともに、「発注者へ提出、提示する書類」と「紙と電子の別(電子を基本とする)」について事前協議を行うものとする。

工事関係書類一覧表 (1/2)

工 事 関 係 書 類					書類作成者		受注者書類作成の位置付け					電子納 品の対 象	備 考					
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称	書類作成の根拠	工事関係書類の 標準様式(案) (様式No)	発注者	受注者	提出		提示	その他							
								監督 職員	契約 担当 課	発注 担当 課	受注者 保管	監督職 員 へ連絡	監督職 員 へ納品					
工事着手前	契約図書	契約書	1	工事請負契約書	—	—	○	○										
			2	共通仕様書	—	—	○											
			3	特記仕様書	—	—	○											
			4	契約図面	—	—	○											
			5	現場説明書	—	—	○											
			6	質問回答書	—	—	○											
			7	工事数量総括表	—	—	○											
	契約関係書類	8	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式－1		○		○									
		9	請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3-1-1-1	様式－2		○		○							契約書を作成する全ての工事		
		10	工事工程表	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3-1-1-2	様式－3		○		○									
		11	掛金収納書(電子申請方式)	建設業連合会 共通制度の適正履行の確保について (R2.3.30付建設業課発第4号) 共通仕様書1-1-1-4-6	様式－4		○		○							電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用 合紙」に掛金収納書を張り付けたうえ、提出する。な お、スキャン、撮影によるデータ化も可とする。		
		12	建退証紙受払簿	建設業連合会 共通制度の適正履行の確保について (R2.3.30付建設業課発第4号)	—		○				○							
		13	掛金充当書	建設業連合会 共通制度の適正履行の確保について (R2.3.30付建設業課発第4号)	—		○					○						
		14	請求書(前払金)	工事請負契約書第35条1項	様式－5		○		○									
		15	VE提案書(契約後VE時)	工事請負契約書第19条2項 特記仕様書	様式－6		○				○						契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。	
		16	品質証明員通知書	共通仕様書3-1-1-6-(5)	様式－7		○	○							○		契約図書で規定された場合に提出する。 打合せ簿で提出した場合は電子納品の対象	
		17	再生資源利用計画書 －建設資材搬入工事用－	共通仕様書1-1-1-19-4	—		○	○							○		該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設 副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書 へ含めて提出する。	
	18	再生資源利用促進計画書 －建設副産物搬出工事用－	共通仕様書1-1-1-19-5	—		○	○							○		該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建 設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画 書へ含めて提出する。		
	その他	19	施工計画書	共通仕様書1-1-1-4	—		○	○							○		重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変 更以外)には、その都度当該工事に着手する前に、変 更施工計画書を監督職員に提出する。	
		20	ISO9001品質計画書	H16.9.1付国官技第117号	—		○	○							○			
		21	設計図書の照査確認資料 (契約書18条に該当する事実があっ た場合)	共通仕様書1-1-1-3-2	—		○	○							○			
		22	工事測量成果表(仮BM及び多角点 の設置)	共通仕様書1-1-1-38	—		○	○							○			
		23	工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異有り)	—	—		○	○							○		設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出 する。	
		24	施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-10-1	—		○	○							○		・「[施工体制台帳に係る書類の提出について]」の一 部改正について(令和3年3月5日付け国官技第319 号、国官整第16号)に基づき作成する。	
		25	施工体系図	共通仕様書1-1-1-10-2	—		○	○							○		・建設業及び一次下請入の登録業以外は不要 ・打合せ簿で提出した場合は電子納品の対象	
		26	作業員名簿	「[施工体制台帳に係る書類の提出について]」の一部改正につ いて(令和3年3月5日付け国官技第319号、国官整第16号) 共通仕様書1-1-1-10-1	—		○	○							○			
		27	工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-1-2-15	様式－9	○										○		
		28	工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-1-2-17	様式－9		○	○								○		協議の根拠となる諸基準類のコピーは添付不要。
		29	工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-1-2-16	様式－9		○	○								○		
		30	工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-1-2-18	様式－9		○	○								○		
31		工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-1-2-20	様式－9		○	○								○			
32	工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式－9		○	○								○				
工事書類	3 施工状況	33	関係機関協議資料 (許可後の資料)	共通仕様書1-1-1-36-2	—		○				○				○		許可後の資料については、提示とする。 ただし、監督職員から提出の請求があった場合は提出 する。打合せ簿で提出した場合は電子納品の対象	
		34	近隣協議資料	共通仕様書1-1-1-36	—		○				○				○		監督職員から提出の請求があった場合は提出する。 打合せ簿で提出した場合は電子納品の対象	
		35	材料確認書	共通仕様書2-1-2-4	様式－10		○	○							○		設計図書に記載しているもの以外は材料確認願の提出 は不要	
		36	材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1	—		○				○				○		設計図書で指定した材料や監督職員から請求があつ た場合は提出する。打合せ簿で提出した場合は電子 納品の対象	
		37	段階確認書	共通仕様書3-1-1-4-6-(3)	様式－11		○	○							○		・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料は、受注者が作成する 出来形管理資料に、確認した実測値を手書きで記入 することとし、新たに作成する必要はない。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写 真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した 箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。	
		38	確認・立金依頼書	共通仕様書3-1-1-4-1	様式－12		○	○							○		・確認・立金依頼書添付する資料を新たに作成する必 要はない。(受注者が作成する出来形管理資料に、 確認した実測値を手書きで記入する) ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写 真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した 箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。	
		39	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-37-2	—		○						○				口頭、ファクシミリ、通関工程会議や電子メールなど により連絡する。 ただし、現道の工事については「提出」とする。	
		40	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-27-13	—		○					○						監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要。
		41	工事事務速報	共通仕様書1-1-1-30	様式－13		○	○						○		○		事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故 の概要を書面により速やかに報告する。 打合せ簿で提出した場合は電子納品の対象
		42	工事事務報告書	共通仕様書1-1-1-30	—		○	○								○		事故報告書はSAS(建設工事事務データベースシ ステム)により作成して提出するほか、監督職員から 請求があった資料を提出する。 打合せ簿で提出した場合は電子納品の対象
		43	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-25	様式－14		○	○								○		工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示 を求めることがある。根拠資料の添付不要。
		44	品質規格証明資料	共通仕様書2-1-2-1	—		○	○								○		指定材料のみ提出(設計図書で指定した材料を含 む)。

工事関係書類一覧表（2／2）

工 事 関 係 書 類					工事関係書類の標準様式(案) (様式No)	書類作成者		受注者書類作成の位置付け						電子納品の対象	備 考
作成時期	種 別	No.	書 類 名 称	書類作成の根拠		発注者	受注者	提出	提示	その他	監督職員	監督職員へ連絡	監督職員へ納品		
施工中	契約関係書類	45	認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式-15		○	○							
		46	請求書(中間前払金)	工事請負契約書第35条3項	様式-5		○	○							
		47	指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式-16		○	○							
		48	指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式-17		○	○							
		49	請求書(指定部分完済払金)	工事請負契約書第39条1項	様式-5		○	○							
		50	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式-18		○	○						○	打合せ簿で提出した場合は電子納品の対象
		51	請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式-19		○	○							
		52	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-5-2	—		○	○						○	中間技術検査時にも提出する。 打合せ簿で提出した場合は電子納品の対象
		52	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式-18		○	○						○	打合せ簿で提出した場合は電子納品の対象
		53	請求書(部分払金)	工事請負契約書第38条5項	様式-5		○	○							
	修補	54	修補完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式-21		○	○							
		55	部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項	様式-22		○	○							部分使用がある場合に提出する。
		56	工期延期届	工事請負契約書第18条～24条	様式-23		○	○							工期延期が発生する場合に提出する。
		57	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式-24		○	○							支給品を受領した場合に提出する。
		58	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-17-3	様式-25		○	○							支給品がある場合に提出する。
		59	建設機械使用実績報告書	共通仕様書3-1-1-5-2	様式-26		○	○							建設機械の貸与がある場合に提出する。
		60	建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式-27		○	○							建設機械の貸与がある場合に提出する。
		61	現場発生品届書	共通仕様書1-1-1-18	様式-28		○	○							現場発生品がある場合に提出する。
		62	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-5	—		○	○						○	既済部分検査等の際に提出する。 打合せ簿で提出した場合は電子納品の対象
		63	産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-19-2	—		○		○						・産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要。
		64	新技術活用関係資料	特記仕様書	—		○		○						新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。
工事完成時	契約関係書類	65	完成通知書	工事請負契約書第32条1項 共通仕様書1-1-1-21-1	様式-29		○	◎	○						監督職員を通じて発注者に提出する。(共通仕様書)
		66	引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式-30		○	○							
		67	請求書(完成代金)	工事請負契約書第33条1項	様式-5		○	○							
	工事書類	68	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式-31		○	○						○	・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要。
		69	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式-32		○	○						○	・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要。
		70	品質証明書	共通仕様書3-1-1-6-(1)	様式-33		○	○						○	・契約図書で規定された場合に提出する。 ・品質証明に関する添付書類は提出不要
		71	工事写真	共通仕様書1-1-1-24-8	—		○	◎						○	・工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準(案)を適用する。 ・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事業】に基づき提出する。 ・紙の工事写真帳の提出不要 ・不可視部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影は省略 ・監督職員等が確認や立会っている状況写真等も不要。
		72	総合評価実施報告書	総合評価落札方式の実施について (H12.9.20付建設省厚契発第30号)	—		○	○						○	
		73	創意工夫・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書3-1-1-10	様式-34		○	○						○	自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。 打合せ簿で提出した場合は電子納品の対象
		74	工事完成図	共通仕様書1-1-1-20 共通仕様書3-1-1-7	—		○	○						○	・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事業】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
	工事完成図書	75	工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-7 特記仕様書	—		○	○						○	・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事業】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
		76	再生資源利用実施書 —建設資材搬入工事用—	共通仕様書1-1-1-19-6	—		○		○					○	該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
	その他	77	再生資源利用促進実施書 —建設副産物搬出工事用—	共通仕様書1-1-1-19-6	—		○		○					○	該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
工事完成後	契約関係書類	78	掛金充当実績総括表	建設業連合会共済制度の適正履行の確保について (P3.3.30付建設業課発第41号) 共通仕様書1-1-1-41-6	—		○		○						監督職員は、収納状況を施工プロセスチェックシートにより確認し、完成検査時に検査職員へ報告する。
		79	被共済者欲状状況報告書	建設業連合会共済制度の適正履行の確保について (P3.3.30付建設業課発第41号)	—		○		○						
		80	掛金充当書	建設業連合会共済制度の適正履行の確保について (P3.3.30付建設業課発第41号)	—		○		○						
	その他	81	低入札価格調査 (間接工事費等諸経費動向調査票)	共通仕様書1-1-1-13-5-(3)	—		○	○		○					「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。

5 工事打合せ簿

工事打合せ簿（以下「打合せ簿」という。）は、指示、承諾、協議、提出、報告、通知にあたり、発注者と受注者がお互いに確認しあい、行き違いのないように書類に記録しておく重要な書類である。

打合せ簿の作成においては、設計図書の要求事項を明確にするとともに、それを確認できる必要最小限の関係書類を添付する。また、打合せ簿には共通仕様書や特記仕様書等の適用条文を記載することが望ましい。

○ 用語の定義（土木工事共通仕様書より）

指示：指示とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。

承諾：承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員または受注者が書面により同意することをいう。

協議：協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

提出：提出とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

提示：提示とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員または検査職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。

報告：報告とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況または結果について書面により知らせることをいう。

通知：通知とは、発注者または監督職員と受注者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。

連絡：連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約書第 18 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

5-1 提出時期

指示、承諾、協議、提出、報告、通知と同時。

なお、緊急を要する場合、監督職員は受注者に対して口頭による指示等を行うことができる。口頭による指示等が行われた場合は、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。（共通仕様書1-1-1-6）

5-2 様式

標準様式「様式-9」工事打合せ簿 ※「工事情報共有システム(ASP)」による。

5-3 留意事項

発注者が発議する資料（発議した資料）は発注者が作成すること。

工事打合せ簿

発議者		☐ 発注者	☐ 受注者	発議年月日	
発議事項		☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 報告 ☐ 提出 ☐ その他 ()			
工事名					
(内容)					
添付図 葉、その他添付図書					
処理・回答	発注者	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 受理 します。 ☐その他 [] 年月日：			
	受注者	上記について ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 受理 します。 ☐その他 [] 年月日：			

総括 監督員	主任 監督員	監督員

現 場 代理人	主 任 (監 理) 技術者

※ 専任指導者、特例監理技術者、監理技術者補佐等を配置する場合は適宜追加する。

第2章 工事着手前の作成書類・手続き

1 契約関係書類

1-1 現場代理人等通知書（工事請負契約書第10条）

工事現場の運営、管理等を行う者または建設工事の技術上の管理をつかさどる者の氏名を明らかにするための書類。

1 提出時期

提出時期は工事請負契約締結後。また、現場代理人等を変更した場合はその都度。

2 提出様式

標準様式「様式－1」(1)～(3) 現場代理人等通知書、経歴書、現場代理人等変更通知書

3 提出先

契約担当課（電子契約システムを活用）

4 留意事項

- ① 受注者がJV又は特定JVの場合は、主任技術者名の後に構成する会社名を〔 〕「大かっこ書き」で記載する。

【例】国土太郎〔〇〇建設〕

- ② 経歴書の資格及び資格番号欄には、技術士（〇〇部門）、土木施工管理技士、建設機械施工技士、建築士等と記載し、その資格番号を（ ）「小かっこ書き」で記載する。

- ③ 別途資格等証明書（写し）を添付する。なお、監理技術者は資格者証と指定講習会修了証の写しも添付する。

- ④ 資格者証の表面で恒常的な雇用関係を確認できない場合（再雇用等）は裏面の記載事項面も添付する。

- ⑤ 実務経験による資格の場合は、実務経験を証明する資料（実務経験証明書）を添付する。

- ⑥ 専門技術者については、それぞれの技術者毎にその管理対象となる建設工事の種類を（ ）「かっこ書き」で表す。

【例】建築工事の専門技術者の場合 国土太郎（建築）

電気工事の専門技術者の場合 国土太郎（電気）

- ⑦ 主任技術者・監理技術者は、工事の入札・契約にあたって提出した競争参加資格確認資料に記載した者を配置するものとし、技術者の途中交代の要件や専任の考え方等については、「監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省不動産・建設経済局建設業課）」および「建設業者のための建設業法（北陸地方整備局建政部 計画・建設産業課）」によるものとする。

[記入例]

様式- 1

現場代理人等通知書

〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官

〇〇地方整備局長 〇〇 〇〇殿

または分任支出負担行為担当官

〇〇〇〇事務所長 〇〇 〇〇殿

受注者 住所 〇〇県〇〇市〇〇
(株) 〇〇建設
氏名 〇〇 〇〇

〇年〇月〇日付けをもって請負契約を締結した〇〇〇〇工事について、
工事請負契約書第10条に基づき現場代理人等を下記のとおり定めたので別紙
経歴書を添えて通知します。

記

現場代理人氏名 氏 名

主任技術者又は
監理技術者氏名※ 氏 名

監理技術者補佐 氏 名

専門技術者氏名 氏 名 (建設業の種類)

※「資格者証(写し)」を添付する。

注1 専門技術者については、それぞれの技術者ごとに管理の対象となる建設
工事の種類名を()書きする。

記入例

様式-1 (2)

經歷書

○年○月○日

現場代理人氏名

監理（主任）技術者氏名

監理技術者補佐氏名

専門技術者氏名

現住所 ○○県○○市○○

生年月日 昭和〇年〇月〇日

最終学歴 ○○大学工学部

資格及び資格番号 技術士（〇〇部門）（〇〇〇番）

職 歴 ○年○月○日 (株)○○建設入社

工 事 経 歴	○年○月○日	○○工事に現場代理人として従事
	○年○月○日	○○工事に現場代理人として従事
	○年○月○日	○○工事に監理技術者として従事

注1 別途資格等証明書の写しを添付する。

注2 監理技術者は、別途監理技術者資格者証の写しを添付する。

注3 工事経歴は、過去2年程度を記入する。特に監理技術者の場合で、建設業法第15条第2項ロ（2年以上指導監督的な実務の経験）に該当する場合はその経歴を記入する。

様式－１（３）

年月日：

（発注者）殿

（受注者）

現場代理人等変更通知書

工 事 名

年 月 日 付けで通知した上記工事の現場代理人及び技術者を下記
のとおり変更したいので、別紙経歴書を添え、工事請負契約書第10条にもとづき通知します。

記

現場代理人等変更年月日	
変更する現場代理人等区分	
旧現場代理人等氏名	新現場代理人等氏名
変 更 事 由	

※「資格者証(写し)」を添付する。

（注）１． 新現場代理人等の記入内容は様式－１に準ずる。

- ２． 変更する現場代理人等区分には、下記から該当する区分を記載する
- ・現場代理人
 - ・主任技術者
 - ・監理技術者
 - ・監理技術者補佐
 - ・専門技術者

1-2 請負代金内訳書及び工事費構成書（工事請負契約書第3条、土木工事共通仕様書3-1-1-2）

請負契約の内容に対する受注者の工事原価管理の的確化、積算の参考および設計変更等の協議の円滑化を目的とする書類。

1 提出時期

契約締結後14日以内。

2 提出様式

標準様式「様式-2」 請負代金内訳書

3 提出先

契約担当課（電子契約システムを活用）

4 対象工事

契約図書で規定された場合に提出する。（工期6ヶ月以上、請負代金額1億円以上対象）

5 工事費構成書

請負契約の内容に対する受注者の工事原価管理の的確化、積算の参考および設計変更等の円滑化を目的とする書類。

受注者は、請負代金額が1億円以上で、6ヵ月を超える対象工事の場合は内訳書の提出後に発注者に対し、当該工事の工事費構成書の提出を求めることができる。

総括監督員は、受注者から工事費構成書の提出を求められたときは、その日から14日以内に主任監督員を経由して受注者に提出しなければならない。

5-1 提出時期

受注者からの請求より14日以内。

5-2 対象工事

工期6ヶ月以上、請負代金額1億円以上で内訳書を提出するもの。

5-3 留意事項

請負代金額が1億円未満又は工期が6ヶ月未満の工事で包括合意方式を選択した工事※についても、請負代金内訳書を提出した場合は、工事費構成書の提示を求めることができる。

[記入例]

様式-2

○年○月○日

支出負担行為担当官

○○地方整備局長 ○○ ○○殿

又は分任支出負担行為担当官

○○○○事務所長 ○○ ○○殿

受注者 住所 ○○県○○市○○

(株)○○建設

氏名 ○○ ○○

請負代金内訳書

工 事 名 ○○○○改良工事

契約年月日 ○年 ○月 ○日

工 期 ○年 ○月 ○日から ○年 ○月 ○日まで

費目	工種	種別	細別	規格	単位	員数	単価	金額

(工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び
雇用保険の法定の事業主負担額○○○円)

[記入例]

○年○月○日	
総括監督員 ○○○○ 様	受注者 住所・氏名
工事費構成書の提出依頼について	
○○年○月○日をもって、請負契約を締結した下記工事について、 土木工事共通仕様書第3編 土木工事共通編3-1-1-1に基づき、工事費構成書 の提出をお願い致します。	
記	
1. 工 事 名 2. 工事場所 3. 契約年月日 4. 工 期 5. 請負金額 6. 受 注 者	

[記入例]

工事費構成書							
						事務所名：○○○○事務所	
						工 事 名：○○改良工事	
工事区分	工種	種別	細別	規格	単位	工事数量	比率(%)

注1 比率は、各費用の工事費総額に占める割合を、当該工事の設計書に基づき有効数字2桁（3桁目又は小数3桁目以下切捨）の百分率で表示する。

1-3 工事工程表（工事請負契約書第3条、土木工事共通仕様書第3-1-1-3）

仕様書、設計図書等に基づいて工事請負契約書により定められた期間内に工事目的物を適正に仕上げるための書類。

1 提出時期

契約締結後14日以内。

2 提出様式

標準様式「様式-3」 工程表、変更工程表

3 提出先

契約担当課（電子契約システムを活用）

4 留意事項

工事の変更契約を行った時、工期が変更された場合又は工事内容に大幅な変更があった場合、変更工程表を提出する。

様式-3 (1)																		
工 程 表																		
(発注者) 殿																		年月日:
工事名																		
工期 自																		(受注者)
工 種	月	月			月			月			月			月				
	日	1	11	21	1	11	21	1	11	21	1	11	21	1	11	21		

記載要領 1 工種は工事数量総括表の工種を記載する。（工種以外でも必要なものは、記載する。）
2 予定工程は黒実線をもって表示する。

変 更 工 程 表

年月日：

(発注者)

殿

工事名
工 期 自
変更工期自至
至

(受注者)

工 種	月			月			月			月			月			月				
	日	1	11	21	日	1	11	21	日	1	11	21	日	1	11	21	日	1	11	21

記載要領

1 工種は工事数量総括表の工種を記載する。(工種以外でも必要なものは、記載する。)

2 当初契約の工程は黒実線をもって表示する。また、変更契約の工程は下段に黒点線もしくは赤実線をもって表示する。

1-4 建設業退職金共済制度の掛金収納書（土木工事共通仕様書1-1-1-40）

建設業退職金共済制度の掛金収納書は、建退共の対象となる労働者を使用する場合、建設業退職金組合に加入し、掛金収納書を提出し発注者の確認を受ける書類である。ただし、建設業退職金共済制度の対象となる労働者がいない場合は、その旨を報告する。

また、発注者が共済証紙の購入状況を把握する必要があるときは、共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めることがある。

1 提出時期

工事契約締結後1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に発注者に提出する。また、共済証紙を追加購入したときは、工事完成時までに建設業退職金共済制度の掛金収納書を発注者に提出する。

2 提出様式

購入した場合：標準様式「様式－4」建設業退職金共済制度の掛金収納書
購入しなかった場合：北陸様式「様式－1」建設業退職金共済組合証紙購入状況報告

3 提出先

契約担当課

4 留意事項

数次にまたがる下請負業者が存在する場合には、1次下請負業者のみならず最下部の下請負業者の加入状況を把握し、適切に配付すること。

◎ 建設業退職金共済制度についてはホームページで確認が可能。

(<http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>)

[電子申請方式]

共済契約者番号	
共済契約者名 (法人または事業主氏名)	
JVの場合は 共同企業体名	
掛金収納番号 (お問い合わせの際は、この番号と共済契約者名をお知らせください。)	
収納年月日	
退職金ポイント購入額	
単価	購入日数 購入額
210円 (中小企業用)	日 円
310円 (大手企業用)	日 円
合計	日 円
工事種別	発注者名
工事の区分 公共 民間 その他	元請契約の工事番号および工事名
	総工事費 円
	当該工事の退職金ポイント購入の考え方
この掛金収納書は、電子申請方式の退職金ポイントの購入を証する書です。 税務処理には使用できません。 また、公共工事を請け負った場合には、発注官庁等からこの掛金収納書の提出を求められる場合がありますので、大切に管理・保管願います。 (●●●) 建設キャリアアップシステム登録情報 本工事を施工する下請負人を含めた 建設キャリアアップシステムへの登録の有無 (有) (無) 元請負人の建設キャリアアップシステム事業者ID	
本工事について、下請負人を含めた施工体制登録の有無 (有) (無) 本現場の建設キャリアアップシステム現場ID	
本工事について、カードリーダーの設置等、就業環境が客観的に可能な環境の有無 (有) (無)	

[証紙貼付方式]

発注者		証	
工事番号および工事名 (建設キャリアアップシステム現場ID) 総工事費 円			
受注者(元請)			
住 所			
名 称			
元請契約の発注者			
建設キャリアアップシステム事業者ID			
元請社員職人ID			
掛金収納書提出用台紙 掛金収納書を貼る(発注者から発注者用)			
当該工事における共済証紙購入の考え方 (該当する□に○をチェックして下さい) □1. 発注者の指示により □2. 対象労働者数と当該労働者の就労日数を約に把握している場合 前払金支払金額 人 × 前払割合 円 = □3. 対象労働者数と当該労働者の就労日数を把握が困難な場合 総工事費 人 × 前払率 1,000 × 前払率 % = □4. その他 購入額の総額を記入 (参考) 建設キャリアアップシステム登録情報 共済契約者である元請負人の建設キャリアアップシステム事業者登録の有無 (有) (無) 本工事について、現場・契約情報の建設キャリアアップシステムへの登録の有無 (有) (無) 本工事について、カードリーダーの設置等、就業環境が客観的に可能な環境の有無 (有) (無)			

1-5 前払金等請求書（工事請負契約書第34条）

前払金、中間前払金、部分払金、指定部分完済払金、完成代金の支払を請求するための書類。

1 提出時期

受注者が保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託した後。

2 様式

標準様式「様式-5」 請求書

3 提出先

契約担当課（電子契約システムを活用）

年月日：

請求書（ ）

支出官又は資金前渡官吏（官職氏名）
殿

請求者（住所）

（氏名）

下記のとおり請求します。

請求金額 ￥

ただし、次の工事の（ ）として

工事名

契約日

契約金額 ￥

振込希望金融機関名

☐ 銀行 ☐ 金庫

店

預金の種別

口座番号

口座名義

フリガナ

振込指定コード番号

- (注) 1. （ ）には前払金、中間前払金、部分払金、指定部分完済払金、完成代金の別を記入すること。
2. 部分払金を請求する場合は、請求内訳書（部分払の場合又は国債部分払の場合）を添付すること。
3. 指定部分完済払代金を請求する場合には、請求内訳書（指定部分払の場合）を添付すること。

1-6 CORINS登録内容確認（土木工事共通仕様書1-1-1-5）

受注者は、受注時、変更時、完成時、訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」をCORINS（コリンズ）から監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえで、登録機関（JACIC）に登録する。また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、CORINS登録後に監督職員にメール送信される。

なお、「登録のための確認のお願い」の確認にあたっては、打合せ簿（提出）の作成は不要である。

1 登録対象工事

受注・変更・完成・訂正時において工事請負代金額が500万円以上のもの

2 登録時期・期限

受注時： 契約後、土・日曜日、祝日等を除き10日以内

変更時： 変更があった日から土・日曜日、祝日等を除き10日以内。

完成時： 工事完成後、土・日曜日、祝日等を除き10日以内

※ 完成検査の後に登録

なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

訂正時： 適宜

※工事实績の登録方法については、JACICホームページを参照

(<https://cthp.jacic.or.jp/>)

1-7 品質証明員通知書（土木工事共通仕様書3-1-1-8）

共通仕様書及び特記仕様書に基づき、品質証明を行う者の氏名を明らかにするための書類。

品質確認は、施工計画書作成時、及び品質証明員が工事施工途中において必要と認める時期、及び検査（完成、既済部分、中間技術検査）の事前に行うものとする。

1 対象工事

契約図書で規定された工事。（１億円以上及び局長又は事務所長が必要と認める工事）

2 提出時期

施工計画書作成前。

3 提出様式

標準様式「様式－７」品質証明員通知書

4 提出先

監督職員

5 品質証明員の資格要件

当該工事に従事していない社内の者で、１０年以上の現場経験を有し、技術士もしくは１級土木施工管理技士の資格を有する者とする。ただし、監督職員の承諾を得た場合は、この限りでない。

6 留意事項

法定資格の写しを添付する。

１０年以上の現場経験を有する必要があることから、現場経歴を箇条書きする。

現場経歴には、当該工事と同じ工種の実績を含めることが望ましい。

原則として品質証明員は検査に立会わなければならない。

品 質 証 明 員 通 知 書

年月日：

(発注者) 殿

(受注者)

年 月 日 付けをもって請負契約を締結した 工事の
品質証明員を下記のとおり定めたので、資格及び経歴を添えて通知します。

記

品質証明員氏名

生年月日

資格

経歴

工事名	職名	工期	従事期間
計			

※「資格者証(写し)」を添付する。

1-8 建設副産物（土木工事共通仕様書1-1-1-19）

1 再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）

再生資源利用計画書（実施書）、再生資源利用促進計画書（実施書）は、国土交通省直轄工事では、工事規模の大小にかかわらず、全ての工事が対象となる。作成にあたっては、Web オンラインシステムの「建設副産物情報交換システム」により、受注者がデータ入力・登録後、写しを工事着手時（施工計画書に添付）及び完成時に監督職員に提出する。

建設副産物情報交換システム⇒ <http://www.recycle.jacic.or.jp/>

土木工事共通仕様書1-1-1-19建設副産物より

- （1）受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。
- （2）受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。
また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。
- （3）受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。

2 産業廃棄物管理票

産業廃棄物の処理責任は、廃棄物処理法上排出事業者が負うこととされているが、排出事業者がその運搬又は処理を委託する場合、廃棄物の種類、運搬先ごとに産業廃棄物管理票（マニフェスト）を発行することとされている。

受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員に提示しなければならない。（土木工事共通仕様書1-1-1-19より）
マニフェストは監督職員に提示すればよく、提出する必要はない。

1. 工事概要

1. 工事概要		発注担当チェック欄		発注機関コード		法人番号		http://www.houjir-bangou.nta.go.jp/	
発注機関の選択	大分類					請負会社名			
	中分類					建設業種別番号		建設業種別番号	
	小分類					建設工事担当者の番号		建設工事担当者の番号	
		担当者		TEL		会社所在地		TEL FAX	
								工事責任者	
								調査票記入者	

2.建設資材利用計画

建設資材（新材を含む全体の利用状況）				左記のうち、再生資材の利用状況（再生資材を利用した機会に記入して下さい）				再生資源		
分類	小分類 コード名	品名	主たる利用用途 コード名	利用量(A) の数値第三位まで	再生資材の名称 再生資材利用量(B) の数値第三位まで	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元 種別	再生率 内訳	再生資材の供給元場所住所	利用率 （数値100）
土木建築資材	コンクリート									
	合計			0,000 トン	0,000 トン					0
	アスファルト・コンクリート			0,000 トン	0,000 トン					0
	合計			0,000 トン	0,000 トン					0
土木建築資材	土砂			0,000 立方m	0,000 立方m					0
	合計			0,000 立方m	0,000 立方m					0
	砕石			0,000 立方m	0,000 立方m					0
	合計			0,000 立方m	0,000 立方m					0
土木建築資材	その他建設資材			0,000 トン	0,000 トン					0
	合計			0,000 トン	0,000 トン					0
	その他建設資材			0,000 トン	0,000 トン					0
	合計			0,000 トン	0,000 トン					0

[illegible]

※行が複数有り、1ページ目に収まらない場合は、シート2枚目以降を利用してください。

模式2・口 再生資源利用促進計画書 一建設副産物搬出工事用一

1.工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

2.建設副産物搬出計画

[illegible]

※行が複数有り、1ページ目に収まらない場合は、シート2枚目以降を利用してください

1. 工事概要

2.建設資材利用実施

[illegible]

1. 工事概要

東面

2.建設副産

2.建設副産物搬出実施

2.建設副産物搬出実施

注記)
・ 一般廃棄物は記入しないで下さい。
・ 土壌汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないで下さい。

2-17

説 明 書

平成 年 月 日

様

氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 —) 電話番号 — —

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の
分別解体等の計画等に係る事項について説明します。

記

1. 工事の名称

2. 工事の場所

3. 説明内容 添付資料のとおり

4. 添付資料

①別表(別表1～3のうち該当するものに必要事項を記載したもの)

☐別表 1 (建築物に係る解体工事)

☐別表 2 (建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替))

☐別表 3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等))

②工程の概要を示す資料(できるだけ図面、表等を利用する。)

☐欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

分別解体等の計画等

建築物の構造		☐ 木造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨造 ☐ コンクリートブロック造 ☐ その他()	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数____年、棟数____棟 その他()	
	周辺状況	周辺にある施設 ☐ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他() 敷地境界との最短距離 約____m その他()	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 その他()	
	搬出経路	障害物 ☐ 有() ☐ 無 前面道路の幅員 約____m 通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他()	
	残存物品	☐ 有 () ☐ 無	
	特定建設資材への付着物	☐ 有 () ☐ 無	
	その他		
工事ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤その他()	その他の取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序		☐ 上の工程における①→②→③→④の順序 ☐ その他() その他の場合の理由()	
□内装材に木材が含まれる場合		①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し ☐ 可 ☐ 不可 不可の場合の理由()	
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		トン	
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み
		□コンクリート塊	トン
		□アスファルト・コンクリート塊	トン
		□建設発生木材	トン
発生が見込まれる部分(注)			
☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤			
☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤			
☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤			
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他			
備考			

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類		☐ コンクリート ☐ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☐ アスファルト・コンクリート ☐ 木材		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数_____年、棟数_____棟 その他()		
	周辺状況	周辺にある施設 ☐ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他() 敷地境界との最短距離 約_____m その他()		
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 その他()		
	搬出経路	障害物 ☐ 有() ☐ 無 前面道路の幅員 約_____m 通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他()		
	特定建設資材への付着物(修繕・模様替工事のみ)	☐ 有 () ☐ 無		
	その他			
工程ごとの作業内容	工程		作業内容	
	①造成等		造成等の工事 ☐ 有 ☐ 無	
	②基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの工事 ☐ 有 ☐ 無	
	③上部構造部分・外装		上部構造部分・外装の工事 ☐ 有 ☐ 無	
	④屋根		屋根の工事 ☐ 有 ☐ 無	
	⑤建築設備・内装等		建築設備・内装等の工事 ☐ 有 ☐ 無	
	⑥その他()		その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	
廃棄物の発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)
		☐ コンクリート塊		☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
		☐ アスファルト・コンクリート塊		☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
		☐ 建設発生木材		☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
			トン	
(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他				
備考				

□欄には、該当箇所「レ」を付すこと。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)		☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ その他()		
工事の種類		☐ 新築工事 ☐ 維持・修繕工事 ☐ 解体工事 ☐ 電気 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ 下水道 ☐ 鉄道 ☐ 電話 ☐ その他()		
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)		☐ コンクリート ☐ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☐ アスファルト・コンクリート ☐ 木材		
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数_____年 その他()		
	周辺状況	周辺にある施設 ☐ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他() 敷地境界との最短距離 約_____m その他()		
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		工作物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 その他()		
	搬出経路	障害物 ☐ 有() ☐ 無 前面道路の幅員 約_____m 通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他()		
	特定建設資材への付着物(解体・維持・修繕工事のみ)	☐ 有() ☐ 無		
	その他			
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)	
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	②土工	土工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		☐ 上の工程における⑤→④→③の順序 ☐ その他() その他の場合の理由()		
工作物に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事のみ)		トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)
		☐ コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
		☐ アスファルト・コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
		☐ 建設発生木材	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
		(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他		
備考				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

2 工事書類

2-1 施工計画書（土木工事共通仕様書1-1-1-4）

受注者は、工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を作成し、監督職員に提出する。受注者は、施工計画書を遵守し、施工にあたらなければならない。

1 提出時期・項目

工事着手前（変更、または追加分がある場合は、該当する工種の施工前）

施工計画書に記載する事項は以下のとおりとする。

- （１）工事概要
- （２）計画工程表
- （３）現場組織表
- （４）指定機械
- （５）主要船舶・機械
- （６）主要資材
- （７）施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
- （８）施工管理計画
- （９）安全管理
- （１０）緊急時の体制及び対応
- （１１）交通管理
- （１２）環境対策
- （１３）現場作業環境の整備
- （１４）再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- （１５）法定休日・所定休日（週休二日の導入）
- （１６）その他

なお、準備工（測量、現地調査等）の着手にあたっては、着手前に、

- （３）現場組織表
- （７）準備工の施工方法
- （９）安全管理
- （１０）緊急時の体制及び対応
- （１４）再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法（必要に応じ提出）
- （１５）法定休日・所定休日（週休二日の導入）

について施工計画書を提出すれば良い。

また、概略発注・概算数量発注の場合を含め、設計照査の後に工事内容が確定されてから当該工種に関わる施工計画書を作成し提出すれば良い。

施工計画の内容に変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について変更施工計画書を作成し提出するものとするが、数量のわずかな増減等の軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合については、新たに変更施工計画書の提出は要しない。

（例：工期末の精算変更、施工方法の変更を伴わない工事中の数量の増工や工期のわずかな変更、条ズレ、ページの変更。）

変更施工計画書は、元施工計画書の全部を改めて提出する必要は無く、変更箇所のみを抜粋して作成し提出すれば良い。

当初計画書に対して変更箇所を加除した全体最新版については監督職員への提出は不要とする。受注者側の使い勝手等から全体最新版を現場事務所等に備えることは任意とする。

2 提出先

監督職員

3 留意事項

工事請負契約書第1条3では、「仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。」としている。

これを契約約款の逐条解説では「第3項は、施工方法等については、原則として、受注者がその責任において定めることを明らかにし、施工主体としての受注者の自主性を明文で保証したものである。したがって、発注者は、工事の特殊性、安全確保等のために必要がある場合には、設計図書において施工方法等を指定することができるが、設計図書に施工方法等を指定していない場合には、受注者は、自己の責任において施工方法等を選択するものとし、発注者が施工方法等の選択について注文することは許されない。」と解説している。

したがって、施工計画書は受注者の責任において作成するものであり、設計図書に指定している場合を除き、発注者が施工方法等の選択について注文することは許されないことに十分留意すること。

共通仕様書第1編1-1-1-4第3項「詳細施工計画書」の条項で、「受注者は、施工計画書を提出した際、監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない」とする規定はあるものの、監督職員はその指示にあたって必要性を十分に勘案したうえで行うものとする。

[参 考]

施工計画書 作成例

1 工事概要

[工事概要記載例]

工 事 名 ○○工事 河川名（路線名） 一級河川○○川（一般国道○○号）
 工事場所 自 ○○県○○市○○地先 No.○○～ No.○○
 至 ○○県○○市○○地先 L = ○○m
 工 期 自 平成○○年○○月○○日 至 平成○○年○○月○○日
 請負代金 ￥○○○, ○○○, ○○○円
 発 注 者 ○○事務所 TEL ○○○-○○○-○○○○
 ○○出張所 TEL ○○○-○○○-○○○○
 ○○建設監督官詰所 TEL ○○○-○○○-○○○○
 受 注 者 ○○建設株式会社
 所在地○○県○○市○○△△番地 TEL ○○○-○○○-○○○○
 ○○作業所
 所在地○○県○○市○○△△番地 TEL ○○○-○○○-○○○○

[工事内容記載例]

工事区分	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	適 要
道路改良	擁壁工	既製杭工	鋼管杭	本	100	

2 計画工程表

計画工程表の作成様式は、バーチャート、ガントチャート及びネットワーク手法等各種あり、その工事に見合った様式により作成する。

（留意点）

- ① 各工種、種別、細別の区分の記載内容は、工事数量総括表をもとに整理する。なお、その配列は施工順序を考慮し、関連工事をグルーピングする。
- ② 各工種、種別、細別のごとに作業開始、終了時期だけでなく、基準作業量を記入し、計画と実績が対比できるようにすることが望ましい。
- ③ 気象（降雨、気温等）が施工に大きく影響する工種では、過去のデータ等を十分調査し、工程計画に反映させる。

[計画工程表記載例]

項 目		単位	数量	○月		○月		○月		○月	
工種	種別			10	20	10	20	10	20	10	20
擁壁工	既製杭工	本	○○								

3 現場組織表

現場組織表は、現場における組織の編成及び命令系統並びに業務分担がわかるように記載する。

[現場組織表記載例]

現場代理人		現場事務担当者	氏 名
氏 名		資材担当者	氏 名
TEL FAX		労務担当	氏 名

監理技術者または主任技術者		(技術関係者)	
氏 名		労務安全担当者	氏 名
TEL FAX		火薬類取締保安者	氏 名
		重機管理担当者	氏 名
		機械器具管理担当者	氏 名
		交通安全担当者	氏 名
		測量出来形担当者	氏 名
		安全巡視員	氏 名
		写真管理担当者	氏 名
		品質管理担当者	氏 名
		出来形管理担当者	氏 名
		工程管理担当者	氏 名
		建設副産物責任者	氏 名

品質証明員
氏 名
TEL FAX

4 指定機械

工事に使用する機械で、設計図書で指定されている機械（騒音振動、排ガス規制、標準操作等）について記載する。（認定番号、使用時期も記載すること。）

[指定機械使用計画記載例]

機械名	メーカー名	形式名	指定番号	規格	台数	使用工種	備考

5 主要船舶・機械

工事に使用する船舶・機械で、設計図書で指定されている機械（騒音振動、排ガス規制、標準操作等）以外の主要なものを記載する。（使用時期も記載すること。）

[主要船舶・機械使用計画記載例]

機 械 名	規 格	台 数	使用工種	備 考

6 主要資材

工事に使用する指定材料及び主要資材について、品質証明方法及び材料確認時期等について記載する。また、資材搬入時期と計画工程表が整合していなければならない。

なお、工事現場に存置する場合の保管方法等も具体的に記載すること。

[主要資材使用計画記載例]

品 名	規 格	予定数量	製造業者	品質証明	搬入時期				確認時期
					月	月	月	月	
異形棒鋼	D13	800kg	〇〇製鉄	ミルシート					

7 施工方法

施工方法は、次のような内容を記載する。

① 主要工種毎の作業フロー

当該工種における作業フローを記載し、各作業段階について記述する。

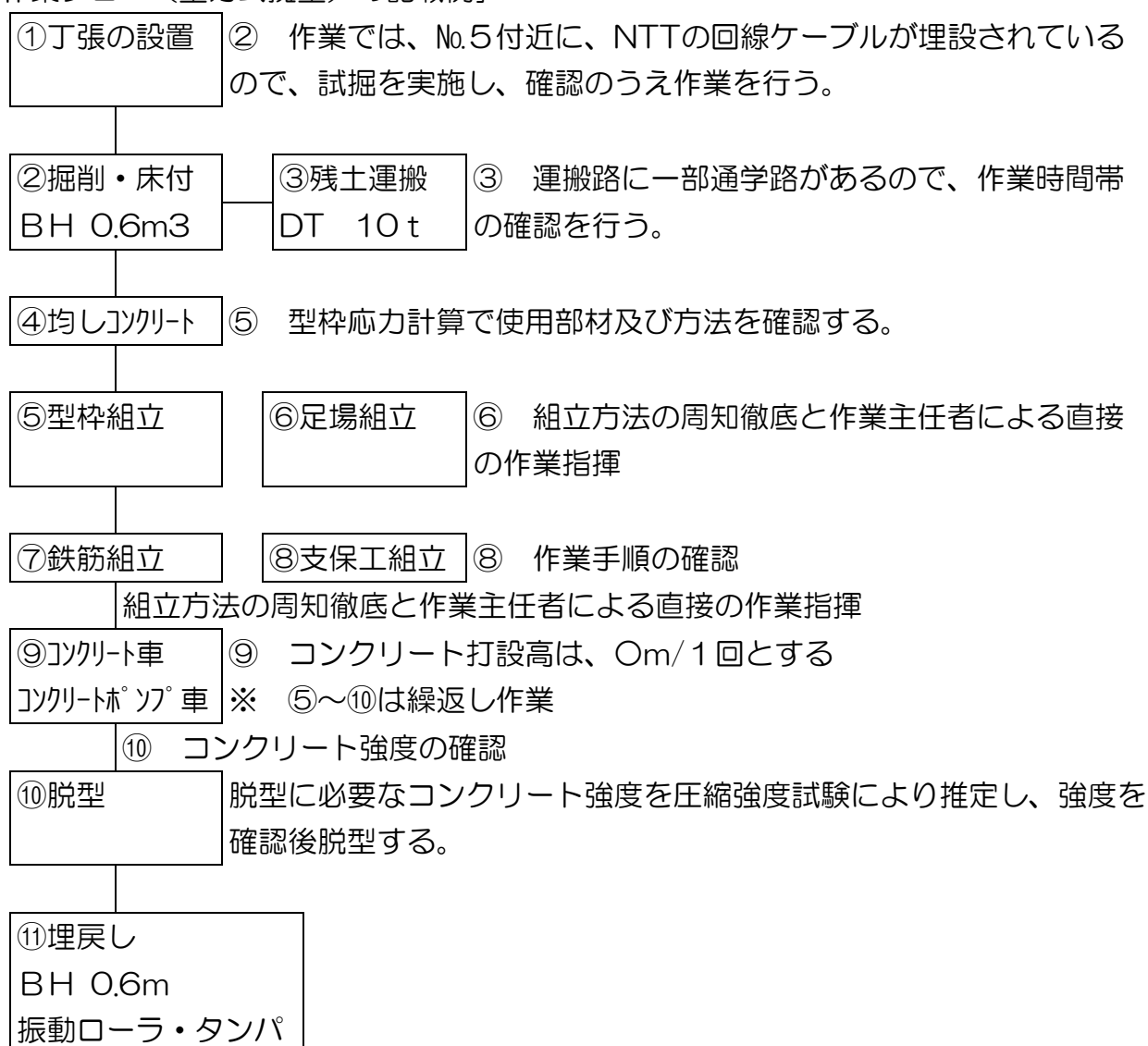
② 記載事項

- ・ 工事箇所の作業環境（周辺の土地利用状況、自然環境、近接状況等）や主要な工種の施工実施時期（降雨時期、出水・湧水時期等）について。
- ・ 施工実施上の留意事項及び施工方法の要点、制約条件（施工時期、作業時間、交通規制、自然保護）、関係機関との調整事項について。
- ・ 基準点や地下埋設物、地上障害物に関する防護方法について。
- ・ 使用機械。
- ・ 仮設の構造、配置計画について。（位置図、概略図等を用いて具体的に記述）
- ・ 仮設建物、仮置き場、プラント等の機械設備、運搬路、仮排水、安全管理に関する仮設備等について。
- ・ 通常の施工方法により難しいもの。（例：新技術による施工等）
- ・ 設計図書で指定された工法。
- ・ 共通仕様書に記載されていない特殊工法。
- ・ 共通仕様書において、監督職員の「承諾」を得て施工するもののうち、事前に記述できるもの及び施工計画書に記述することとなっている事項。

[施工計画書に記載する事項記載例]

共通仕様書関係条項						条名称	記載を要する事項
編	章	節	条	項	号		
10	3	3	1	2		一般事項	原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項について記載する。

[作業フロー（重力式擁壁）の記載例]



8 施工管理計画

施工管理計画は設計図書等に基づき、その方法を記述する。

① 工程管理

工程管理は、単に着工から完成までの各工種について時間計画を作るものでは

なく、施工計画で検討された工法と資機材の調達計画等を具体化して、適正な組合せ及び配置を決め、ムリ、ムダ、ムラを除いたものとする。

工程管理の作成は、施工計画の一環として施工方法の選定等と同時に行われるが、作成手順としては一般に次の手順で行われる。

- ・ 工種の分類に基づき、各工種別工事について施工手順を決める。
- ・ 各工種別工事の適切な施工期間を決める。
- ・ 施工条件、工程条件等を考慮しつつ、全部の工種別工程の調整を行う。必要に応じて施工方法等の変更を検討する。
- ・ 全工期を通じて、労務、資材、機械の必要数をならし過度の集中や待ち時間が発生しないよう工程を調整する。

② 品質管理

土木工事では、一般に工事に使用する材料の形状寸法・品質や目的物の品質・規格が仕様書又は図面に明示されている。受注者は、示された品質・規格を満足させるため管理を共通仕様書等に基づき行う必要がある。

なお、社内管理基準等がある場合は、その内容も記載する。

（留意点）

- ・ 必要な工種、基準に適合した管理方法、試験方法及び回数。
- ・ 基準にないものの適用。（受注者と監督職員で協議が必要）
- ・ コンクリート管理項目（スランプ、空気量、単位水量、圧縮強度）の試験頻度については、品質管理基準の規定と当該工事における工種毎の頻度設定の考え方について記載しておくことよい。

〔品質管理記載例〕

工種	種別	試験項目	施工規模	試験頻度	試験回数	管理方法		適用
						試験データ	〇〇	
盛土	盛土材料	〇〇試験	2000m ³	土質変化時	〇回	〇		

③ 出来形管理

出来形管理基準は出来形の規格値を規定しており、その規格値が契約図書に合致するものでなくてはならない。不可視部分の構造物については、工事完了後も確認できるよう、写真等により出来形管理を行うことが大切である。

また、土木工事施工管理基準にもとづき、あらかじめ管理測点、寸法計測位置、写真管理撮影位置、回数及び管理図表の種類を具体的に定めた出来形管理計画を定める必要がある。

（留意点）

- ・ 不可視部については、測定方法、箇所等適切に検討し計画を立案する。

- ・ 管理基準にないものは、事前に監督職員と受注者で協議を行い定める。
- ・ 社内管理基準等がある場合は、その基準も記載する。
- ・ 必要な工種が記載されているか。
- ・ 任意仮設等の不要な測定が含まれないか、施工規模に見合った測定箇所、頻度となっているか。

[出来形管理計画表記載例]

工種	形状寸法	測定基準	出来形図	出来形成果表	摘要
〇〇	〇ー〇〇	測定延長〇〇mに1カ所 No.〇・ 合計〇点	平面図に実 測延長を記 入する。	断面寸法及び高 さについて成果 表を作成する。	

④ 写真管理

土木工事では、工事完成後隠れて見えなくなる部分、いわゆる不可視部分が多い。後日使用材料の品質、構造物の寸法が設計図どおりであること、また工事の施工方法が仕様書に基づいて行われたことを証明するために、写真管理は重要なものである。

写真管理基準は、契約図書の一部である土木工事共通仕様書に基づき規定されているものである。

工事写真は写真管理基準に基づいて撮影・整理し、監督職員に提出しなければならない。

(留意点)

- ・ 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができる。
- ・ 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- ・ 撮影箇所一覧表に記載のない工種については、監督職員の承諾を得て取扱いを定めるものとする。
- ・ 出来形管理写真で、完成後測定可能な箇所については、出来形管理状況の判別できる写真を細別毎に1回撮影し、後は撮影を省略することができる。
- ・ 監督職員または現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略する。臨場時の状況写真は不要。

[写真管理計画表記載例]

工種	形状寸法	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	摘要
〇〇	〇ー〇〇	(施工状況) 床堀、砕石基礎、 コンクリート打設 (出来形管理) 砕石基礎 厚さ、幅 本体 厚さ、幅、高さ	各施工中 締固後 型枠取り外し後	各1回 No.〇〇 100mに1回 No.〇〇	

⑤ 段階確認

受注者は監督職員の臨場を受ける段階確認を計画し、設計図書の基準を確保しなければならない。

段階確認が完了しないと工事工程に影響を及ぼすことから、計画的な確認を行うよう受注者及び発注者とも留意する必要がある。

[段階確認（段階確認書）記載例]

種別	細別	確認項目	施工予定時期	記事
〇〇	〇〇	〇〇	〇月〇日	

⑥ 品質証明

品質証明制度の目的は、従来の施工管理や品質管理に加えて、受注者が自らの責任において品質を証明することである。

品質証明員が工事施工途中において実施する項目・時期を施工計画書に明記し、実施することが望ましい。また、検査時期・確認場所の関係から品質証明員を複数名予定することが適当であれば、その旨施工計画書に明記する。

9 安全管理

安全管理に必要なそれぞれの責任者や活動方針について記述する。

また、事故発生時における関係機関や被災者宅等への連絡方法や救急病院等についても記述する。

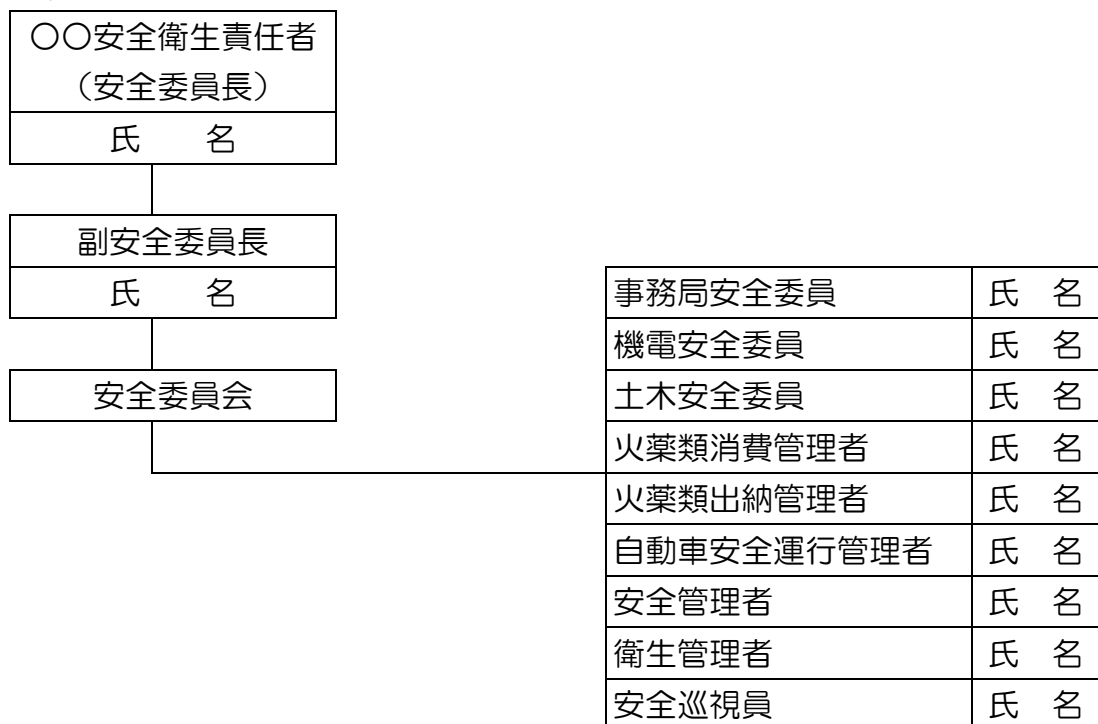
① 工事安全管理対策

- ・ 安全管理組織（安全協議会の組織等も含む）の記載。
- ・ 危険物を使用する場合は、保管及び取り扱いに関する記載。
- ・ 安全管理組織において、現場パトロールの体制や保安員の明記が必要。

- ・ 関係法令、指針を参考に記述する。
- ・ 作業主任者の配置が必要な作業については、作業名及び作業主任者の氏名等を記述する。

[安全管理組織記載例]

労働安全衛生法で定められた責任者について各記述する。



② 第三者施設安全管理対策

家屋、商店、鉄道、ガス、電気、電話、水道等の第三者施設と近接して工事を行う場合の対策

③ 工事安全教育及び訓練についての活動計画

毎月行う安全教育・訓練の内容を記述する。

- ・ 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- ・ 当該工事内容等の周知徹底
- ・ 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- ・ 当該工事における災害対策訓練
- ・ 当該工事現場で予想される事故対策
- ・ その他、安全・訓練等として必要な事項

[安全教育・訓練計画記載例]

月	主な作業内容	安全・訓練内容
1月	準備工、仮設工	・当該工事内容等の周知徹底 ・避難訓練及び担架の使用方法 ・ビデオによる安全教育
2月	〇〇工、××工	・作業手順の周知、徹底（現場にて再確認） ・車両系建設機械の危険防止について

[安全管理活動記載例]

名称	場所	参加予定者	頻度
朝礼	現場	現場作業従事者	毎日
安全巡視	現場	安全巡視員	毎日

[危険物記載例]

名 称	適用法規	使用予定量
導火線及び雷管	火薬類取締法	〇〇m及び〇〇個
ダイナマイト	火薬類取締法	〇〇kg

[その他記録]

- ・ 災害防止協議会活動記録
- ・ 店社パトロール実施記録
- ・ 安全巡視、TBM、KY実施記録
- ・ 新規入場者教育実施記録

④ 作業中止基準及び再開手順

砂防工事・斜面工事等で、土石流・斜面崩壊等が懸念される工事現場や、運搬路として同様な災害が想定される現場においては、気象条件や地形の変化に対応して作業の中止及び再開する手順を定める必要がある。

また、大規模な土留め仮設備やトンネル工事など地山変位を計測することで安全確認を行う現場にあっては、管理基準を段階的に設定するなど、作業中止・再開手順を定める。

※ 参考（主な法令、指針等）

- ・ 労働安全衛生法
- ・ 土木工事安全施工技術指針
- ・ 建設機械施工安全技術指針
- ・ 建設工事公衆災害防止対策要領
- ・ 建設機械施工安全マニュアル

10 緊急時の体制及び対応

大雨、強風等の異常気象又は地震、水質事故、工事事象などが発生した場合に対する組織体制及び連絡系統を記述する。

① 組織体制

[記載例]

災害対策部長	災害対策副部長	情報連絡係	氏 名
氏 名	氏 名	〇〇〇〇係	氏 名
TEL FAX	TEL FAX	対策係	氏 名
		庶務係	氏 名
		〇〇〇〇係	氏 名

② 連絡系統

連絡系統図には、下記機関の昼間及び夜間の連絡先について記述する。

- ・ 発注者関係（事務所、出張所等の主任監督員等）
- ・ 受注者関係（本社・支社、現場代理人、監理（主任）技術者等）
- ・ 関係機関（警察署、消防署、労働基準監督署、救急病院等）
- ・ 関係企業（電力会社、NTT、上水道、下水道、鉄道、ガス会社等）
- ・ その他、現場状況により関係する機関等の連絡先を明記する。

11 交通管理

工事に伴う交通処理及び交通対策について、土木工事共通仕様書1-1-1-34（交通安全管理）により記述する。

迂回路を設ける場合には、迂回路の図面及び安全施設、案内標識の配置図並びに交通整理員等の配置について記述する。

また、具体的な保安施設配置計画、市道及び出入口対策、主要材料の搬入・搬出経路、積載超過運搬防止対策等について記述する。

なお、指定された道路においては、交通誘導軽微業務の実施にあたり、検定合格者を配置しなければならない。

12 環境対策

工事現場地域の生活環境の保全と、円滑な工事施工を図ることを目的として、環境保全対策について関係法令に準拠して次のような項目の対策計画を記述する。

特に、都市計画区域については用途地域区分、その他、風致地区・景観保全地域等を考慮して、環境基準を遵守するよう仮設計画及び施工機械の選定等を計画する必要がある。

- ① 騒音、振動対策
- ② 水質汚濁
- ③ ゴミ、ほこりの処理

- ④ 事業損失防止対策（家屋調査、地下水観測等）
- ⑤ 産業廃棄物の対応
- ⑥ その他

13 現場環境の改善・地域連携

現場作業環境の改善・整備、地域連携に関して、次のような項目の計画を記述する。

- ① 仮設関係
- ② 安全関係
- ③ 営繕関係
- ④ 地域とのコミュニケーション
- ⑤ 担い手確保の取組み
- ⑥ その他

14 再生資源利用の促進と建設副産物の適正処理

再生資源利用の促進に関する法律に基づき、次のような項目について記述する。

- ① 再生資源利用計画書
- ② 再生資源利用促進計画書
- ③ 指定副産物搬出計画（マニフェスト等）

15 法定休日・所定休日（週休二日の導入）

会社及び当該現場作業所の休日設定等について記述する。

16 その他

その他の重要な事項について、必要により記述する。

2-2 総合評価における技術提案(施工計画)の扱い

総合評価方式により入札契約を行った工事にあつては、受注者は、施工にあたって技術資料の内容及び技術提案(施工計画)の内容を遵守しなければならない。

技術提案内容(施工計画も含む)については、確認方法も含めて施工計画書に反映するものとする。

技術提案書(施工計画を含む)は、企業が独自の技術を検討し提案されたものであることから、その取り扱いは厳重に守秘すべきものであり、他者への譲渡、閲覧は禁止している。よって、施工計画書においても技術提案項目を一覧表とする必要はなく、どのように反映しているか主任監督員に対して説明することによりよい。

主任監督員は、施工期間中において受注者の提案内容が施工計画どおりに履行されているか確認を行うものとする。

現場条件の変更等により提案内容の履行が困難となる場合は、監督職員と協議すること。

2-3 設計図書の照査(工事請負契約書第18条、土木工事共通仕様書1-1-1-3)

受注者は、契約書第18条第1項から第5項に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は監督職員に資料を提出し確認を求めなければならない。

1 提出時期

工事着手前(施工内容の一部変更指示・変更契約にあつたは該当工種の着手前)

2 照査項目

- ・ 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。
(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- ・ 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- ・ 設計図書の表示が明確でないこと。
- ・ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的または人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- ・ 設計図書で明示されていない施工条件について予想することのできない特別な状態が生じること。

3 提出先

監督職員

4 留意事項

設計図書の照査は、「土木工事設計図書の照査ガイドライン(案)」に基づき実施するものとする。

照査にあつては、ガイドラインに示されている「照査項目チェックリスト」を活用

するものとし、照査結果に添付して監督職員に報告すること。

2-4 工事測量（土木工事共通仕様書1-1-1-39）

受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。

なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。

2-5 施工体制台帳及び施工体系図（土木工事共通仕様書1-1-1-10）

受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。

なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。

また、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。

施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。

—参考—

「建設業者のための建設業法（R6年2月）」

北陸地方整備局 建政部ホームページに掲載 <http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/main.html>

2-6 官公庁等への手続き、地元対応等（土木工事共通仕様書1-1-1-37）

（1）一般事項

受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。

（2）関係機関への届出

受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。

(3) 諸手続きの提示、提出

受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。

(4) 許可承諾条件の遵守

受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。

(5) コミュニケーション

受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

(6) 苦情対応

受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。

(7) 交渉時の注意

受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に連絡の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。

2-7 現場環境の改善、地域連携の取組み（土木工事共通仕様書1-1-1-28 10及び特記仕様書）

工事現場の現場環境改善は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ、現場に従事する関係者の事業に対する意識向上や作業環境改善を通して、建設界の担い手確保や公共事業の円滑な執行に資することを目的として実施するものである。

従って、受注者は施工に際し、この主旨を理解し監督職員と調整しつつ地域との連携を図り、適正に取り組むものとする。

実施項目の具体的な内容、実施時期については施工計画書に記載し提出するものとする。

2-8 VE提案[契約後VE] (工事請負契約書第19条2、特記仕様書)

受注者は、契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

1 提出時期

契約の締結日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する35 日前まで

2 提出様式

標準様式「様式-6」 VE提案書

3 提出先

監督職員

4 対象工事

特記仕様書において対象工事としているもの

5 留意事項

以下の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。

- ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
- ② 工事請負契約書第18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
- ③ 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

様式－６（１）

年月日：

V E 提 案 書

（発注者） 殿

（受注者）

工事請負契約書第１９条の２に基づきＶＥ提案書を提出いたします。

工事件名：	連絡者	
契約締結日：	氏 名	
	ＴＥＬ	
	ＦＡＸ	
V E 提案の概要		
注）記入欄が不足する場合には、様式－６（１）の２と追記して下さい。なお、概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものです。		
番 号	項 目 内 容	概算低減額：千円
概 算 低 減 額 合 計		

様式－6 (3)

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

V E 提案による概算低減額及び算出根拠

▼ 1. 提案による減価償却額及び売却損益

【 現 状 】						【 改善案 】							摘 要
単位：千円						単位：千円							
名 称	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	名 称	規 格	単位	数 量	単 価	金 額		

様式－ 6 (4)

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

(1) 工業所有権等の排他的権利を含む V E 提案である場合、その取扱いに関する事項

(2) V E 提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表に係る所見等）

2-9 工事関係者の連絡会議（土木工事共通仕様書1-1-1-28 15）

受注者は、工事現場が隣接しまたは同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。

1 提出時期

工事関係者連絡会の設置、または変更（新規加入・脱会時）時。

2 提出様式

北陸様式－1 工事関係者連絡会議〔Ⅰ〕

北陸様式－2 工事関係者連絡会議〔Ⅱ〕※複数の発注者が存在

3 提出先

監督職員

4 対象工事

該当するもの

5 留意事項

- ① 工事関係者連絡会議の設置にあたっては規約を定めるものとする。規約案については、別紙－1又は別紙－2（複数の発注者が存在する場合）を参考とする
- ② 工事関係者連絡会議の設置状況表は、同一の発注者である場合は「北陸様式－1」とし、複数の発注者が存在する場合は「北陸様式－2」を基本として作成する。
- ③ 工事連絡者会議設置状況表の統括安全衛生管理義務者は、発注者が指名した場合に記入し、指名されない場合は記入しない。
- ④ 連絡会議の設置及び会員の入脱会等の設置状況等の変更があった場合には、速やかに会長が属する受注者が提出する。

工事関係者連絡会議〔Ⅰ〕規約（案）

第１条（名称）

本会は〇〇〇工事関係者連絡会議（以下「連絡会議」という。）とする。

第２条（目的）

連絡会議は、複数の工事が相互に関連する建設現場において、請負者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うと共に、非常時における臨機の措置を予め定める等の連絡調整を図り、協力して工事の安全かつ円滑に実施することを目的とする。

第３条（用語の定義）

この規約における用語の意義は、次のとおりとする。

- １．関係請負人とは、複数の特定元方事業者が統括管理義務を有する工事関係事業者をいう。
- ２．現場作業者とは、特定元方事業者及びその関係請負人の使用するすべての労働者をいう。

第４条（業務内容）

連絡会議は、第２条の目的を達成させるため次の業務を行う。

- １．各関連工事の工程の調整
- ２．関連する仮設構造物の調整
- ３．緊急時（災害発生時）の連絡・避難等体制の整備
- ４．公衆災害防止の徹底
- ５．安全パトロールの実施
- ６．現場作業者に対する安全教育の実施
- ７．各種の安全に関する講習会・研究会の実施
- ８．その他、工事の安全施工に係る相互の連絡調整

第５条（設置期間）

設置期間は、令和〇年〇〇月〇〇日から令和〇年〇〇月〇〇日までの間とする。

第６条（会員）

連絡会議は、複数の特定元方事業者及び全ての関係請負人は自動的に会員となる。

なお、当該工事が完了した時点で、会員の資格を失うものとする。

第７条（役員）

連絡会議に次の役員を置く。

会 長	1 名	(〇〇建設 現場代理人)
副 会 長	若干名	(〇〇建設 現場代理人及び〇〇建設 現場代理人)
幹 事	若干名	

第8条（役員の選任方法）

役員の選任方法は次のとおりとする。

1. 会長・副会長は、特定元方事業者の中から互選により選出する。
2. 幹事は会員の中から会長が指名する。
3. 会長は必要に応じ、新たな発注工事の特定元方事業者の中から副会長・幹事を追加指名する。

第9条（職務）

1. 会長は、連絡会議を代表し、第4条の業務内容を遂行するため、第10条の運営にあたる。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長が事故又は会員の資格を失った場合は、その職務を代行する。
3. 幹事は、会長の指示により業務内容の計画立案等について検討する。

第10条（運営）

連絡会議の運営は下記のとおりとする。

1. スケジュール表の作成
連絡会議の発足に合わせ、設置期間の業務内容について全体のスケジュール表（実施計画）を作成するものとし、変更等が生じた場合はその都度修正する。
2. 会議の開催
定例会議として毎月第〇週の〇曜日に開催し、業務内容・スケジュール表等について打ち合わせる。また、会長が必要と認めたときは臨時の会議を招集する。
3. 設置状況及び業務内容の報告
連絡会議を設置した場合には、すみやかに設置状況を監督職員に報告する。
4. 周知徹底
連絡会議の内容については、その都度、会員及び現場作業者に周知徹底を図ること。
5. 連絡体制
会員の入会及び脱会があった場合は、速やかに連絡体制等を見直し、会員及び現場作業者に周知徹底を図る。
6. 議事録等の作成
連絡会議の活動状況等について、その都度議事録等を作成し、監督職員に指示された場合はその写しを提出するものとする。なお、検査時には提示するものとする。

また、特定元方事業者は議事録等の写しを保管するものとする。

第11条（事務局）

本連絡会議の事務局は、会長が属する〇〇建設株式会社に置くものとする。

第12条（その他）

この規約に定めのない事項については、役員で協議して定める。

附 則

1. この規約は、令和〇年〇〇月〇〇日から施行する。

2-47

別紙ー2

工事関係者連絡会議〔Ⅱ〕規約（案）

第1条（名称）

本会は〇〇〇工事関係連絡会議Ⅱ（以下「連絡会議Ⅱ」という。）とする。

第2条（目的）

連絡会議Ⅱは、複数の工事が相互に関連する建設現場において、請負者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うと共に、非常時における臨機の措置を予め定める等の連絡調整を図り、協力して工事の安全かつ円滑に実施することを目的とする。

第3条（用語の定義）

この規約における用語の意義は、次のとおりとする。

1. 関係請負人とは、複数の特定元方事業者が統括管理義務を有する工事関係事業者をいう。
2. 現場作業者とは、特定元方事業者及びその関係請負人の使用するすべての労働者をいう。

第4条（業務内容）

連絡会議Ⅱは、第2条の目的を達成させるため次の業務を行う。

1. 各関連工事の工程の調整
2. 関連する仮設構造物の調整
3. 緊急時（災害発生時）の連絡・避難等体制の整備
4. 公衆災害防止の徹底
5. 安全パトロールの実施
6. 現場作業者に対する安全教育の実施
7. 各種の安全に関する講習会・研究会の実施
8. その他、工事の安全施工に係る相互の連絡調整
9. 所轄警察署・労働基準監督署等関係機関との連絡調整

第5条（設置期間）

設置期間は、令和〇年〇〇月〇〇日から令和〇年〇〇月〇〇日までの間とする。

第6条（会員）

連絡会議Ⅱは、複数の特定元方事業者及び全ての関係請負人は自動的に会員となる。
なお、当該工事が完了した時点で、会員の資格を失うものとする。

第7条（役員）

連絡会議Ⅱに次の役員を置く。

会 長	1 名	（〇〇建設 現場代理人）
副 会 長	若干名	（〇〇建設 現場代理人及び〇〇建設 現場代理人）
幹 事	若干名	
顧 問		

第8条（役員の選任方法）

役員の選任方法は次のとおりとする。

1. 会長・副会長は、特定元方事業者の中から互選により選出する。
2. 幹事は会員の中から会長が指名する。
3. 会長は必要に応じ、新たな発注工事の特定元方事業者の中から副会長・幹事を追加指名する。
4. 顧問は各発注機関、所轄警察署、労働基準監督署等の関係機関とする。

第9条（職務）

1. 会長は、連絡会議Ⅱを代表し、第4条の業務内容を遂行するため、第10条の運営にあたる。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長が事故又は会員の資格を失った場合は、その職務を代行する。
3. 幹事は、会長の指示により業務内容の計画立案等について検討する。
4. 顧問は、連絡会議Ⅱの運営等にあたり必要がある場合は、指導助言を行うことができる。

第10条（運営）

連絡会議Ⅱの運営は下記のとおりとする。

1. スケジュール表の作成

連絡会議Ⅱの発足に合わせ、設置期間の業務内容について全体のスケジュール表（実施計画）を作成するものとし、変更等が生じた場合はその都度修正する。

2. 会議の開催

定例会議として毎月第〇週の〇曜日に開催し、業務内容・スケジュール表等について打ち合わせる。また、会長が必要と認めたときは臨時の会議を招集する。

3. 設置状況及び業務内容の報告

連絡会議Ⅱを設置した場合には、すみやかに設置状況を監督職員に報告する。

4. 周知徹底

連絡会議Ⅱの内容については、その都度、会員及び現場作業者に周知徹底を図ること。

5. 連絡体制

会員の入会及び脱会があった場合は、速やかに連絡体制等を見直し、会員及び現場作業者に周知徹底を図る。

6. 議事録等の作成

連絡会議Ⅱの活動状況等について、その都度議事録等を作成し、監督職員に指示された場合はその写しを提出するものとする。なお、検査時には提示するものとする。

また、特定元方事業者は議事録等の写しを保管するものとする。

第11条（事務局）

連絡会議Ⅱの事務局は、会長が属する〇〇建設株式会社に置くものとする。

第12条（その他）

この規約に定めのない事項については、役員で協議して定める。

附 則

1. この規約は、令和〇年〇〇月〇〇日から施行する。

工事関係者連絡会〔Ⅱ〕 設置状況表

(/)

事務所名：

工事名等	工事名	発注機関	工事名	発注機関	設置年月日 平成 年 月 日	
	工事名	発注機関	工事名	発注機関		
	工事名	発注機関	工事名	発注機関		
	工事関係者連絡会等 名称	統括安全衛生管理義務者			設置年月日 平成 年 月 日	
構 成 員 等	顧 問	機 関 名	Tel	機 関 名	Tel	
		機 関 名	Tel	機 関 名	Tel	
		機 関 名	Tel	機 関 名	Tel	
	構 成 員	業 者 名	Tel	現場代理人	Tel	現場代理人
		業 者 名	Tel	現場代理人	Tel	現場代理人
		業 者 名	Tel	現場代理人	Tel	現場代理人
		業 者 名	Tel	現場代理人	Tel	現場代理人
		業 者 名	Tel	現場代理人	Tel	現場代理人
		業 者 名	Tel	現場代理人	Tel	現場代理人
		業 者 名	Tel	現場代理人	Tel	現場代理人
連 絡 体 制	連 絡 網					
	連 絡 方 法					
	摘 要 欄					

第3章 工事着手後の作成書類・手続き

1 工事書類

1-1 材料確認書

設計図書（共通仕様書、特記仕様書）にて指定された材料のみ行う。

1 提出時期

材料を使用する前。

2 提出様式

標準様式「様式－１０」 材料確認書

3 提出先

監督職員

4 留意事項

- ① 監督職員は、設計図書において監督職員の試験若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督職員の立会のうえ調合し、又は調合について見本の確認を受けるものと指定された材料の品質・規格等の試験、立会、又は確認を行うものとされている。（R4.3.31土木工事監督技術基準）
- ② 一方、指定材料以外の材料については、『受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等（以下、「JISマーク表示品」という）については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。』としている。（土木工事共通仕様書第2編 第1章第2節1）

材 料 確 認 書

年月日：

工事名

標記工事について、下記の材料について確認されたく提出します。

記

材料名	品質規格	単位	搬入数量	確 認 欄				備考
				確認年月日	確認方法	合格数量	確認印	

主 任 監督員	監督員

現 場 代理人	主 任 (監 理) 技術者

1-2 段階確認書（土木工事共通仕様書3-1-1-4 6.段階確認）

監督職員が施工状況を確認するための書類。

1 提出時期

段階確認前。

2 提出様式

標準様式「様式-11」 段階確認書

3 提出先

監督職員

4 施工状況を確認する種別及び確認時期

特記仕様書、または「別表1 段階確認一覧」による

5 留意事項

- ① 添付資料は、新たに作成する必要はない。（受注者が作成する出来形管理資料に、確認した実測値を監督職員等が手書きで記入する。）
- ② 監督職員等が臨場した場合の状況写真は不要とする。
- ③ 確認の頻度は段階確認一覧に基づくものとし、必要以上に行わない。
- ④ 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略することができる。遠隔臨場も同じ。
- ⑤ 遠隔臨場であっても施工状況等の確認を確実に行うことができ、受注者・発注者双方にとって効率的に行うことが可能な場合は、遠隔臨場を活用する。
- ⑥ 段階確認は臨場が原則であるが、やむを得ず監督職員等の臨場確認が得られない場合は、受注者は施工管理記録、写真等の資料を整備、提示し、机上確認を受けることができる。

別表 1

段階確認一覧

表中の「確認の程度」は、確認頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容および施工状況を勘案の上設定すること。

なお1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位（目地）毎とする。一般監督及び重点監督の区分は以下のとおりである。

一般：一般監督	重点：重点監督
重点監督以外の工事	イ 主たる工種に新工法、新材料を採用した工事 □ 施工条件が厳しい工事 ハ 第三者に対する影響のある工事 ニ 低入札価格調査制度調査対象工事 監督体制強化対象工事

表中の「重点監督」とは

主たる工種に新工法・新材料を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響のある工事、低入札工事、その他上記に類する工事については、確認の頻度を増やすこととし、工事の重要度に応じた監督をいう。

なお、対象工事は以下のイ～ニのとおりとし、契約後すみやかに監督職員が適用工種を定めるものとする。

イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事

- ・技術活用パイロット工事

□ 施工条件が厳しい工事

- ・鉄道又は現道上及び、最大支間長100m以上の橋梁工事
- ・掘削深さ7m以上の土留工及び締切工を有する工事
- ・鉄道・道路等重要構造物の近接工事
- ・砂防ダム（堤体高30m以上）
- ・軟弱地盤上での構造物
- ・場所打ちPC橋
- ・共同溝工事
- ・ハイピア（躯体高30m以上）
- ・トンネル（地山等級D、E）

ハ 第三者に対する影響のある工事

- ・周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事
- ・一般交通に供する路面覆工・仮橋等を有する工事
- ・河川堤防と同等の機能の仮締切を有する工事

二 その他

- 低入札価格調査制度対象工事

但し、以下のうち、作業等が軽易なものや主たる工種が規格品、二次製品等で容易にその品質が確認できるものは除く。

植栽工事、照明灯工事、除草工事、遮音壁工事、区画線設置工事、防護柵工事、伐採作業、標識工事、堤防天端補修、コンクリート舗装目地補修、その他これに類するもの

- 監督体制強化対象工事
- 局長又は事務所長が必要と認めた工事

種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回／1工事
河川・海岸・砂防土工（掘削工） 道路土工（掘削工）		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	1回／土（岩）質の変化毎
道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）		ブルーフローリング実施時	ブルーフローリング実施状況	1回／1工事
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1回／1工事 重点：1回／100m
	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	一般：1回／1工事 重点：1回／100m
	サンドマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般：1回／1工事 重点：1回／100m
バーチカルドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパードレーン	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回／200本 重点：1回／100本
		施工完了時	施工位置、杭径	一般：1回／200本 重点：1回／100本
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回／200本 重点：1回／100本
		施工完了時	基準高、施工位置、杭径	一般：1回／200本 重点：1回／100本
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 メキシコ攪拌 生石灰パイル	施工時	使用材料、深度	一般：1回／200本 重点：1回／100本
		施工完了時	基準高、位置・間隔、杭径	一般：1回／200本 重点：1回／100本
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	一般：1回／20本 重点：1回／10本

矢板工 （任意仮設を除く）	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：１回／150枚 重点：１回／100枚
		打込完了時	基準高、変位	
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：１回／75本 重点：１回／50本
		打込完了時	基準高、変位	
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力	試験杭＋ 一般：１回／10本 重点：１回／５本
		打込完了時（打込杭）	基準高、偏心量	
		掘削完了時（中掘杭）	掘削長さ、杭の先端土質	
		施工完了時（中掘杭）	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：１回／10本 重点：１回／５本
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭＋ 一般：１回／10本 重点：１回／５本
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	一般:30％程度/１構造物 重点:60％程度/１構造物
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	試験杭＋ 一般：１回／10本 重点：１回／５本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：１回／10本 重点：１回／５本
深礎工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	１回／土(岩)質の変化毎
		掘削完了時	長さ、支持地盤	一般：１回／３本 重点：全数
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	１回／１本
		施工完了時	基準高、偏心量、径	一般：１回／３本 重点：全数
		グラウト注入時	使用材料、使用量	一般：１回／３本 重点：全数
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄沓据え付け完了時	使用材料、施工位置	１回／１構造物
		本体設置前（オープンケーソン）	支持層	
		掘削完了時（ニューマチックケーソン）		
		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	１回／土(岩)質の変化毎

(つづき)		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	1回／1ロット
鋼管矢板基礎工		打込時	使用材料、長さ、溶 接部の適否、 支持力	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本
		打込完了時	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本
置換工 (重要構造物)		掘削完了時	使用材料、幅、 延長、置換厚さ、支 持地盤	1回／1構造物
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回／1法線
砂防堰堤		法線設置完了時	法線設置状況	1回／1法線
護岸工	法覆工 (覆土施工がある 場合)	覆土前	設計図書との対比 (不可視部分の出来 形)	1回／1工事
	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比 (不可視部分の出来 形)	1回／1工事
重要構造物 函渠工 (樋門・樋管含む) 躯体工(橋台) RC躯体工(橋脚) 橋脚ﾌｰﾅﾝｸﾞ工 RC擁壁 砂防堰堤 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した 時	土(岩)質、 変化位置	1回／土(岩)質の変化毎
		床堀掘削完了時	支持地盤 (直接基礎)	1回／1構造物
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般: 30%程度/1構造物 重点: 60%程度/1構造物
		埋戻し前	設計図書との対比 (不可視部分の出来 形)	1回／1構造物
躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	1回／1構造物
床版工		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般: 30%程度/1構造物 重点: 60%程度/1構造物
鋼橋	仮組立て完了時 (仮組立てが省略 となる場合を除 く)		カンバー、 寸法等	一般：なし 重点：1回／1構造物
ﾎﾞｽﾄﾚｯｼｮﾝﾌﾟﾚｷﾞｬｰ製作工 ﾌﾟﾚｷﾞｬｰ製作工 ﾌﾟﾚｷﾞｬｰ組立工		プレストレスト導 入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	一般: 5%程度/総ケーブル数 重点: 10%程度/総ケーブル数

PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工、 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時	設計図書との対比	一般: 10%程度/総ケーブル数 重点: 20%程度/総ケーブル数
		PC鋼線・鉄筋組立完了時 (工場製作除く)	使用材料、 設計図書との対比	一般: 30%程度/1 構造物 重点: 60%程度/1 構造物
地覆工 橋梁用高欄工				鉄筋組立完了時
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、 変化位置	1 回/土(岩)質の変化毎
トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変化毎)	吹き付けコンクリート厚、 ロックボルト打ち込み本数及び長さ	1 回/支保工変更毎
トンネル覆工		コンクリート打設前	巻立空間	一般: 1 回/構造の変化毎 重点: 3 打設毎又は 1 回/構造の変化毎の頻度の多い方 ※重点監督: 地山等級がD, Eのもの
		コンクリート打設後	出来形寸法	1 回/200m以上臨場により確認
トンネルインパート工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	1 回/構造の変化毎
鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔完了時	削孔長、径、間隔、 孔内状況	1 回/1 構造物
	鋼板取付け工、固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時	施工図との照合、材片の組合せ精度	1 回/1 構造物
	現場溶接工	溶接前	仮付け溶接前の開先面の清掃と乾燥状況・材片の組合せ状況、 仮付け溶接の寸法・外観状況	1 回/1 構造物
		溶接完了時	溶接部の外観状況	
	現場塗装工	塗装前	鋼板面の素地調整状況	1 回/1 構造物
		塗装完了時	外観状況	
ダム工	各工事ごと別途定める		各工事ごと別途定める	

段 階 確 認 書 施 工 予 定 表

年月日：

特記仕様書第

条に基づき、下記のとおり施工段階の予定時期を報告いたします。

工事名

受注者名：

現場代理人名等：

種 別	細 別	確認時期項目	施工予定時期	記 事

年月日：

通 知 書

下記種別について、段階確認を行う予定であるので通知します。

監督職員名：

確 認 種 別	確 認 細 別	確認時期項目	確認時期予定日	確認実施日等

年月日：

確 認 書

上記について、段階確認を実施し確認した。

監督職員名：

1-3 確認・立会依頼書（土木工事共通仕様書3-1-1-4）

設計図書に従って監督職員の確認・立会を要する場合に提出する事前書類。

1 提出時期

確認・立会い前。

2 提出様式

標準様式「様式－１２」 確認・立会依頼書

3 提出先

監督職員

4 留意事項

契約図書で規定されている項目のみ対象とする。

様式－１２																			
確認 ・ 立会依頼書																			
主 任		現 場	主 任 (監理)																
監督員	監督員	代理人	技術者																
<u>確認 ・ 立会事項</u>																			
工事名 _____		年月日： _____																	
下記について 確 認 ・ 立 会 されたく提出します。 記 <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; padding: 5px;">工</td> <td style="width: 10%; text-align: center; padding: 5px;">種</td> <td colspan="2" style="height: 30px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">場</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">所</td> <td colspan="2" style="height: 30px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">資</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">料</td> <td colspan="2" style="height: 30px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">希 望 日 時</td> <td style="height: 30px;"></td> <td colspan="2" style="text-align: right; padding: 5px;">時</td> </tr> </table>				工	種			場	所			資	料			希 望 日 時		時	
工	種																		
場	所																		
資	料																		
希 望 日 時		時																	
確 認 立 会 員																			
実 施 日 時		時																	
記 事																			

1-4 休日・夜間作業届（土木工事共通仕様書1-1-1-38 2）

官公庁の休日又は夜間に作業を実施する場合、事前に提出（現道上の工事）する書類。

1 提出時期

工事日の前日まで。

2 提出様式

様式無し。

3 提出先

監督職員

4 留意事項

- ① 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。（土木工事共通仕様書1-1-1-38 2）
- ② 週間工程会議等で受・発注者が双方で確認していれば、現道上の工事を除き、休日・夜間作業届の提出は不要。

1-5 排ガス対策型・低騒音型建設機械の写真

排出ガス対策型建設機械（排出ガス浄化装置装着機械を含む）及び低騒音・低振動型建設機械を使用する場合、受注者は施工計画書に記載するものとし、使用する建設機械の写真撮影を行う必要はない。

監督職員は、施工プロセスチェックにおいて、現場の施工状況として指定建設機械（排出ガス対策型、低騒音・低振動型建設機械）の使用を確認するものとする。

1-6 特殊車両通行許可

受注者は、土木工事共通仕様書1-1-1-34交通安全管理第14項における通行許可の確認は、以下について実施するものとする。

- ① 当該車両に関する特殊車両通行許可証の確認
- ② 現場到着地点及び現場出発時における荷姿の確認（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証との照合可能な写真）〔走行途中の写真撮影は不要〕
- ③ 車両通行記録（タコグラフ）の確認（夜間走行条件の場合のみ）

なお、①については、土木工事共通仕様書1-1-1-37（官公庁等への手続き等）第3項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

②、③については、監督職員から請求があった場合には、確認結果等を提示すればよく、提出する必要はない。

1-7 安全教育・訓練等の実施（土木工事共通仕様書1-1-1-27 11～13）

共通仕様書において、安全教育・訓練等の実施、記録に関して以下のとおり規定されている。

11.定期安全研修・訓練等

受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 当該工事内容等の周知徹底
- (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- (4) 当該工事における災害対策訓練
- (5) 当該工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

12.施工計画書

受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。

13.安全教育・訓練等の記録

受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。

1-8 工事事務速報、工事事務報告書（土木工事共通仕様書1-1-1-31）

共通仕様書において、『受注者は工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡する。また、建設工事事務データベースシステム（SAS）の登録対象となる工事事務の場合、監督職員が指示する期日までに、工事事務報告書を提出し、建設工事事務データベースシステムに、工事事務に関する情報を登録すること』としている。

1 提出時期

事故速報： 事故発生後、監督職員に連絡し、その後すみやかに報告する。

事故報告書： 指示する期限までに事故報告書を監督職員に提出する。

データ登録： SAS（建設工事事務データベースシステム）により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。

（SAS HP：<https://sas.hrr.mlit.go.jp/>）

登録のための事故番号、パスワードは本局技術管理課から主任監督員を通じて受注者に連絡する。

2 提出様式

標準様式「様式-13-1」 工事事務速報

北陸様式-13-2 工事事務報告書（発注者が作成）

北陸様式-13-3 工事事務発生報告（受注者が作成）

3 提出先

監督職員

4 留意事項

- ① 事故発生から30分以内に本局担当課まで事故の発生とその概要を報告することが求められており、第一報は電話連絡とし、その時点でわかる範囲での状況報告を行う。詳細な状況はわかりしだい随時報告する。
- ② 主任監督員と連絡が取れない場合は、躊躇せず報告優先順位2番目以降の者に連絡すること。
- ③ 電話連絡の後、速やかに事故速報様式により報告（メール）を行う。事故の状況がわかる写真・概略図を合わせて送付する。
- ④ 事故速報様式にはあらかじめ「工事名」「受注者名」「工期」「請負金額」など記入しておくとい。

様式－13－1

受注者もこの様式で事故速報を行う。

事 故 速 報														
☐ 請負関係														
☐ 第三者からの被害														
令和 年 月 日 時 分受信														
局長	総務部長	企画部長	河川部長	道路部長	用地部長	技術調整管理官	工品質調整官	総務部長	総務課長	契約課長	課長補佐	係長	担当	
発信者						事務所					受信者			
事故発生日時			令和 年 月 日 () 時 分								天候			
事故発生場所														
工 事 名			〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事											
工 期			自 令和6年4月2日 至 令和7年1月30日					請負金額		千円				
受注者又は下請人の 商号又は名称			株式会社〇〇〇〇											
事 故 の 内 容	人 損 事 故	氏 名	年齢	性別	職 種		被害の程度			備考(病院名等)				
	物 損 事 故													
事故の概要		(概略図)												
備考														

工 事 事 故 報 告 書									
発生場所							事務所		
発生日時		令和 年 月 日() 時 分					天 候		
工 事 名		〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事		工 期	自 令和6年4月2日 至 令和7年1月30日		作業 内容		
受注者の商 号又は名称		株式会社〇〇〇〇			代表者氏名		〇〇 〇〇		
受注者の 住 所		〇〇県〇〇市〇〇地先			下 請 負 人 の 商号又は名称				
事 故 の 内 容		人 身 事 故	氏 名	年 齢	性 別	職 種	死・傷病名及びその程度		備考(入院先等)
		物 損 事 故							
工事の概要									
事故発生時 の 状 況									
事故の原因									
事故発生後 の 対 策									
監督官署等 の 意 見 等									
事務所長の 所 見									

注) 位置図(1:50000)、現場平面図(1:300～1:1000)、詳細図及び写真を添付するものとする。
所轄警察署及び労働基準監督署の所見については後日見解等が入手出来しだい報告すること。

令和 年 月 日

北陸地方整備局長 殿

住 所 ○○県○○市○○地先
商号又は名称 株式会社○○○○
代表者氏名 ○○ ○○

事故発生について(報告)

標記について、下記のとおり事故が発生したので報告する。

記

- 1. 工 事 名 ○○○○○○○○○工事
- 1. 事 故 発 生 場 所
- 1. 事 故 発 生 日 時 令和 年 月 日 時 分
- 1. 被 害 者 名
- 1. 所 轄 警 察 署 及 び
労働基準監督署の所見
- 1. そ の 他 必 要 事 項
- 1. 添 付 書 類

1-9 天災その他不可抗力による損害（工事請負契約書第30条、土木工事共通仕様書 1-1-1-40）

工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないものにより、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

1 提出時期

災害発生後、監督職員に連絡し、その後すみやかに書類をもって通知する。

2 提出様式

北陸様式-3 天災その他の不可抗力による損害の通知

北陸様式-4 天災その他の不可抗力による損害額の請求

北陸様式-5 承諾書

3 提出先

監督職員

4 留意事項

（1）契約書第30条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。（土木工事共通仕様書1-1-1-40）

① 波浪、高潮に起因する場合

波浪、高潮が想定している設計条件以上または周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合

② 降雨に起因する場合

以下のいずれかに該当する場合とする。

（ア）24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上

（イ）1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上

（ウ）連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上

（エ）その他設計図書で定めた基準

③ 強風に起因する場合

最大風速（10分間の平均風速で最大のもの）が15m/秒以上あった場合

④ 河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫注意水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合

⑤ 地震、津波、豪雪に起因する場合、周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

（2）損害額については請負代金額の1/100の受注者負担（いわゆる足切り）があるが、損害額は二回目以降の災害に累積されるので、初回の被災が比較的少額であっても受注者は損害発生通知を提出しておくといよい。

(受注者)

下記のとおり、天災その他不可抗力により損害を生じたので、工事請負契約書第30条第1項により通知します。

1. 工事名

2. 工期 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

3. 工事場所

4. 事象

5. 被災状況（別紙内訳書及び写真）

6. 受注者のとった措置

(注) 1. 監督職員に提出する。
2. 事象は、降雨、強風、地震、津波、高潮、豪雪等に起因するものを記載する。
3. 被災状況に用いる別紙内訳書は「北陸様式-3 (別紙内訳書)」を使用する。

内訳書

[illegible]

(注)既に一部変更指示等により監督職員が指示した部分が被災した場合は含めて計上すること。(契約数量欄のみ()上段内書)

令和 年 月 日

(受注者)

標記について、工事請負契約書第30条第3項に基づき、下記のとおり請求します。

1. 工事名

1. 損害合計額	¥	—
----------	---	---

1. 災害発生年月日

1. 工期 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

(注) 1. 監督職員に提出する。
2. 別紙内訳書を添付すること。

工事名

[illegible]

3-19

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
又は、分任支出負担行為担当官（官職氏名） 殿

（受注者）

承諾書

令和 年 月 日付けで協議のあった損害額については、異存が無いので承諾します。

1-10 工事履行報告書（工事契約書第11条、土木工事共通仕様書1-1-1-25）

共通仕様書において、『受注者は、契約書第11条の規定に基づき、工事履行報告書を監督職員に提出しなければならない。』としており、工事着手前に、予定工程（％）を記入して提出するとともに、毎月末に実施工程（％）を記入して提出する。

1 提出時期

毎月5日までに前月分を提出。

2 提出様式

標準様式「様式－14」 工事履行報告書

3 提出先

監督職員

4 留意事項

- ① 実施工程（％）は、「請負代金額」に対する「現場で施工した金額」で算出する。
実施工程％の根拠資料の添付は不要。
- ② 予定工程が数回変更となる場合は、左から当初計画、第1回変更計画、第2回変更計画という順序に記載し、当初計画工程と比較ができるようにすること。
工程を見直した場合、その理由を簡単に備考欄又は記事欄に記載すること。
【文例1】 ○○日付け一部変更指示に基づき工程見直し
【文例2】 ○○日付け工事一時中止の指示に基づき工程見直し
【文例3】 変更契約に基づき工程見直し
- ③ 実施工程表は、監督職員への提出は必要とせず提示でよい。

工 事 履 行 報 告 書

工事名			
工期	～		
日付	(月分)		
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考
(記事欄)			

主 任 監督員	監督員

現 場 代理人	主 任 (監理) 技術者

1-11 工事の一時中止に伴う基本計画書の提出、請負代金額の変更（工事契約書第20条、土木工事共通仕様書1-1-1-14）

発注者からの指示に基づき施工を一時中止する場合、受注者は中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を、監督職員を通じて発注者に提出し、協議するものとする。

1 提出時期

指示を受けた後、速やかに提出。

2 提出様式

北陸様式-6 工事の一時中止に伴う基本計画書の提出（協議）

北陸様式-7 工事の一時中止に伴う基本計画書

北陸様式-8 工事の一時中止に伴う請負代金額の変更（協議）

3 提出先

監督職員

4 留意事項

工事の一時中止にあたっては、「工事の一時中止に係るガイドライン（案）」に基づき、適切に対応するものとする。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
又は分任支出負担行為担当官（官職氏名）

殿

（受注者）

工事の一時中止に伴う基本計画書の提出について（協議）

標記について、請負工事契約書第 20 条に基づく通知を受けたので、土木工事共通仕様書第 1-1-1-14（工事の一時中止）3. に基づき、下記工事に関する基本計画書を提出しますので、協議します。

記

1. 工事名

2. 工期 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

3. 中止期間 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

8. 中止時の従事していた特殊技能労働者の他職種への転職（再開時まで）

下請負業者名	特殊技能職種	転職職種	員数	転職にかかる特別な理由	甲の承諾

・特殊技能職種とは、トンネル、潜函などの工事において、必要な作業員を確保しておくべき特別な事情があるものが対象となる。

・転職職種には、中止期間中、特殊技能職種以外の普通作業等に従事させる職種を記載する。

・転職にかかる特別な理由には、その理由を簡潔に記載する。

・甲の承諾とは、甲乙協議の上、甲が在場等の必要を認めた場合をいい、欄内に「員数」を記載する。

9. 中止時に既に搬入されている建設機械及び主要器具（機械）（再開時使用前まで）

建設機械名又は器具機械名	規格	用途	単位	数量	保管方法	甲の指示	甲の承諾

・主要器具には、発動発電機、バイブレータ、タンバ等の小型機械も含める。ただし、リース・レンタル品については、「10」に記載する。

・建設機械については、中止時に現場搬入され、在場している全てを記載する。（リース・レンタルを問わない）

・建設機械については、規格欄に車両重量も併せて記載する。

・保管方法には、「在場」「場外保管」「他工事転用」「返納」の区分を記載する。

・甲の指示とは、甲が在場保管の必要を認め指示した場合をいい、欄内に「台数」を記載する。

・甲の承諾とは、甲乙協議の上、甲が在場保管の必要を認めた場合をいい、欄内に「台数」を記載する。

10. 中止時までに搬入されている資機材でリース・レンタルで在場されているもの

資機材名	規格	用途	単位	数量	保管方法	甲の指示	甲の承諾

・資機材とは、仮設ハウス（屋内施設を含む。）・水洗トイレ、銅矢板、敷鉄板等をいう。また、発動発電機、バイブレータ、タンバ等でレンタルしているものも対象とする。

・用途には、資機材の使用（利用）目的を記載する。

・保管方法には、「在場」「場外保管」「他工事転用」「返納」「倉庫保管」の区分を記載する。

・甲の指示とは、甲が在場又は倉庫保管の必要を認め、指示した場合をいい、欄内に「数量」を記載する。

・甲の承諾とは、甲乙協議の上、甲が在場保管の必要を認めた場合をいい、欄内に「数量」を記載する。

・甲の承諾にあたっては、その理由書を作成し、協議する。

1 1. 中止期間中の工事現場管理体制（組織）

中止期間中の工事現場巡視計画						
現場常駐組織 体制	現場代理人	監理技術者		1 次下請負業者 ※		※は、中止期間 中、工事現場に 常駐する会社
	主任技術者	その他		2 次下請負業者 ※		
	巡 視	毎日・週 1・2・3 回		巡視時間	午前・午後	巡視回数
		土曜日・日曜日・祝日を除く。ただし、冬期中止・異常気象時は別途計画する				
巡視は、○●で実施する。						
記録	巡視時には、巡視記録を作成して保存する。 巡視記録の様式については、安全巡視日誌を基に必要項目を抽出・作成する。					
中止期間中の現 場保全責任	① 立ち入り禁止柵（安全施設）等の維持管理又は保守 ② 在場機材等の維持管理又は保守 ③ 在場建設機械の点検（施錠・油漏れ） ④ ⑤ ⑥ ⑦					
	巡視中に特に 注意する項目					
中止期間中の現 場保全責任	中止期間中の工事現場に関する全ての責任は、受注者が負います。					
中止期間中 の連絡体制	中止期間中の連絡体制は、施工計画書記載の緊急時の連絡体制を準用する。					
その他						

・現場常駐組織体制における下請負業者は、甲の承諾した場合に限る。
・巡視計画は、現場の状況に応じて記載する。（記載例を示したもの）

1 2. 主任技術者又は監理技術者の専任について（選任解除の有無）

	常 駐 先	連 絡 先	備 考
主任技術者			
監理技術者			

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
又は分任支出負担行為担当官（官職氏名）

殿

（受注者）

工事の一時中止に伴う請負代金額の変更について（協議）

下記工事の一時中止に伴う請負代金額の変更について、 請負工事契約書第 2 4 条に基づき協議します。

記

1. 工事名

2. 協議額 ¥

3. 添付資料 基本計画書（費用明細書）写し

「参考」 工事一時中止に伴う増し分費用に関する具体的項目（１／３）

費目構成	細分	具体的な内容
材料費	材料費の保管費用	工事を中止したために、元設計の直接工事費を計上されている現場搬入の材料を、甲が倉庫等(乙が工事現場に設置したものを除く。)へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料
	他の工事現場へ転用する材料の運搬費	工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入の材料を、甲が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費
	直接工事に計上された材料の損料等	元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の中止期間に係る損料及び補修費用
労務費	工事現場の維持等に必要な労務費	中止後の労務費は、原則として計上しない。ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があるため、甲乙協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用
	他職種に転用した場合の労務費差額	工事現場の保安のために、甲乙協議により工事現場に常駐させたトンネル・潜函工などの特殊技能労務者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の甲の設計上の単価差額の費用
水道光熱電力料金		工事現場に設置済の施設を工事現場の維持等のため、甲が指示し、あるいは甲乙協議により中止期間中稼働(維持)させるために要する水道光熱電力等に要する費用
機械経費		現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用 (a) 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費(組立て、解体費を含む。)が存知する費用を上回ること等により、甲が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用(組立て・解体費、管理費を含む。) (b) 甲が工事現場の維持のため必要と認めて指示した機械の運転費用
運搬費	工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用	中止時点に現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち甲が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定範囲から工事現場に再搬入する費用
	大型機械類等の現場内運搬	元設計に計上した機械、資材等のうち、工事が中止されたために、新たに工事現場内を移動させることを甲が指示しあるいは甲乙協議により甲が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用。

「参考」 工事一時中止に伴う増し分費用に関する具体的項目（２／３）

費目構成	細分	具体的な内容
準備費		別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡片付け、再開準備のために諸準備・測量等で、甲が指示しあるいは甲乙協議により甲が必要と認めたものに係る準備費用
仮設費	仮設諸機材の損料	現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用
	新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用	元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、甲が新たに指示しあるいは甲乙協議により甲が必要と認めた仮設等に要する費用(補助労力・保安要員費を含む。)
事業損失防止施設等		
安全費	既存の安全設備に係る費用	中止以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の中止期間に係る損料及び維持補修の費用
	新たに必要となった工事現場の維持等に要する安全費	元設計には計上されていないが、中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、甲が新たに指示しあるいは甲乙協議により甲が必要と認めた安全管理に要する費用(保安要員費を含む。)
役務費	プラント敷地、材料置場等に敷地の借上げ料	元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用
	電力・水道の基本料	元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る中止期間中の基本料
技術管理費		原則として増し分費用は計上しないものとする。 ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用
営繕費		中止以前に工事現場に設置済の営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費・補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費に対する割掛率で計上している工事における中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

「参考」 工事一時中止に伴う増し分費用に関する具体的項目（3／3）

費目構成	細分	具体的な内容
労務者輸送費		元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において、甲乙協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用
社員等従業員		中止期間中の工事現場の維持等のために、甲乙協議により定めた次の費用
給料手当		元請・下請会社の現場常駐の従業員(機械、電気設備の保安に係るものを含む。)に支給する給料手当の費用
		中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用
		工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用
労務管理費	他の工事現場へ転用する労務者の転出入に要する費用	中止によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者(通勤者も含む)を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者(以下「専従的労務者」という。)(通勤者も含む。)とする。
	解雇・休業手当を払う場合の費用	甲乙協議により適当な適入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用
地代		現場管理費の内営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用
福利厚生費		現場管理費のうち現場従業員に係る退職金・法定福利費・福利厚生費・通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

1-12 出来形管理図表（土木工事共通仕様書1-1-1-24 8）

出来形管理を行うための書類。

1 提出時期

受注者は、測定等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

2 提出様式

標準様式「様式-31」 出来形管理図表

標準様式「様式-31-2」 出来形合否判定総括表

3 提出先

監督職員

4 留意事項

- ① 受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。
なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。
- ② 工事の種類、規模、施工条件等により、出来形管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

様式-31

出来形管理図表

工 種 _____

種 別 _____

測定者 _____

測 点													略 図	
設計 値との 差 0														
測定項目				測定項目				測定項目						
規 格 値				規 格 値				規 格 値						
測点又は区別	設計値	実測値	差	測点又は区別	設計値	実測値	差	測点又は区別	設計値	実測値	差			
平 均 値														
最 大 値														
最 小 値														
最 多 値														
データ数														
標準偏差														

様式-31-2

出来形合否判定総括表

工 種 _____

測点 _____

種 別 _____

合否判定結果 _____

測定項目			規格値	判定	測 点	
天端 標高較差	平均値					+100 +80 +50 +20 ±0 -20 -50 -80 -100 天端
	最大値(差)					
	最小値(差)					
	データ数					
	評価面積					
	棄却点数					
法面 標高較差	平均値					
	最大値(差)					
	最小値(差)					
	データ数					
	評価面積					
	棄却点数					

1-13 出来形数量計算書（土木工事共通仕様書3-1-1-5）

受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。

受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員に提出しなければならない。

1-14 品質管理図表（土木工事共通仕様書1-1-1-24 8）

品質管理を行うための書類。

1 提出時期

受注者は、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

2 提出様式

標準様式「様式-32」 品質管理図表

3 提出先

監督職員

4 留意事項

- ① 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

- ② 工事の種類、規模、施工条件等により、品質管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

品質管理図表

工 種 _____

種 別 _____

測定者 _____

測 点													略 図
設 計 値 と の 差 0													
測定項目				測定項目				測定項目					
規 格 値				規 格 値				規 格 値					
測点又は区別	設計値	実測値	差	測点又は区別	設計値	実測値	差	測点又は区別	設計値	実測値	差		
平 均 値													
最 大 値													
最 小 値													
最 多 値													
データ数													
標準偏差													

1-15 建設材料の品質記録保存（土木工事共通仕様書1-1-1-24 9）

受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）（国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長通達、平成30年3月28日）に基づいて品質記録台帳を提出しなければならない。

1 提出時期

施工期間中、随時材料の品質を記録し、工事完成時に提出する。

2 提出様式

建設材料の品質記録保存 標準帳票様式「様式-100」「様式-101」
「様式-105」「様式-107」「様式-108」「様式-109」

3 提出先

監督職員

4 留意事項

対象構造物等は実施要領による。

建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）

1 目 的

建設資材の品質記録を保存し、構造物の維持管理に資するものである。

2 適用範囲

土木構造物の建設材料のうち下記の生コンクリートとコンクリート二次製品のほか、特記仕様書において指定した材料に適用する。

1) 生コンクリート

下記の構造物の無筋コンクリート

重力・半重力式の以下の構造物：橋台、橋脚、胸壁、擁壁（H＝1 m 以

上）

海岸構造物（基礎、裏込、根固を除く）

砂防ダム（堤体、側壁、水叩）

トンネル覆工

鉄筋コンクリート、ただし、下記の構造物を除く

水路幅（2 m未満）

側溝蓋

2) コンクリート二次製品

管（函）渠類（管渠呼称・・・1,000 mm以上、函渠呼称・・・1,000 mm×1,000 mm以

上）

杭類

桁類

プレキャスト擁壁（H＝1m 以上）

シールドセグメント

なお、JIS マーク「Ⅰ類」、「Ⅱ類」については、総括表を除き適用対象外とする。

3 提出資料

品質記録図

1) 対象構造物及び二次製品の姿図を添付する。

2) サイズ・・・・・・A 3 版（原則 PDF 形式）

台 帳

1) 生コンクリート品質記録表

(1) 配 合

- (2) 材料特性
 - ① セメント
 - ② 骨 材
 - ③ 混和材料
 - (3) コンクリートの品質試験結果
 - (4) 打設関係
- 2) コンクリート二次製品品質記録表
- (1) 配 合
 - (2) 材料特性
 - ① セメント
 - ② 骨 材
 - ③ 混和材料
 - (3) コンクリート二次製品の品質

4 記入方法

生コンクリートとコンクリート二次製品の原材料について品質特性を記録する。

なお、品質記録のための様式については、下表のとおりとし、様式-100、101、105、107、108、109 の電子データについては、国土技術政策総合研究所のHPから入手するものとする。

No.	種 類			様 式
1	総括表(1)			様式-100 生コン用 様式-100 二次製品用
2	総括表(2)			様式-101
3	生コンクリート品質記録表	(1)配合		JIS A 5308 〔レディーミストコンクリート配合計画書〕
4	コンクリート二次製品の品質記録表			JIS A 5308 〔レディーミストコンクリート配合計画書〕
5	生コンクリート及び コンクリート二次製品の 品質記録表	(2)材料 特 性	1)セメント	JIS R 5210/JIS R 5211 〔セメント試験成績表〕
6			2)骨材	様式-105
7			3)混和材料	JIS A 6204

				[コンクリート用科学混和剤 (JIS A 6204)試験結果 報告書]
8	生コンクリート品質記録表	(3)コンクリートの 品質試験結果		様式-107
9	コンクリート二次製品の 品質記録表	(3)コンクリート 二次製品の品質		様式-108
10	生コンクリート品質記録表	(4)打設関係		様式-109

※ 国総研 HP「<http://www.nilim.go.jp/japanese/standard/form/>」

5 保存方法

記録の保存は地方整備局文書管理規則の保存分類は第1類とし、事務所毎、年度毎に電子化して保存する。

ただし、更新した場合は新規のものを保存し、旧のものは破棄する。

6 総括表

- ・ 総括表(1)・・・・・・・・・・対象工事毎に受注者が作成
- ・ 総括表(2)・・・・・・・・・・年度毎、構造物毎に発注者が作成

※JIS「Ⅰ類」：製品の性能を満足することが、実績によって確認された仕様に基
づいて製造される製品で、付属書に推奨仕様が示されているもの。

(JIS A 5371、JIS A 5372、JIS A 5373 に規定)

※JIS「Ⅱ類」：性能項目等を、受渡当事者間の協議によって決定するもの。

(JIS A 5371、JIS A 5372、JIS A 5373 に規定)

総括表 (1)

手入力する箇所(セル)は薄黄色で網掛けしている。必要に応じて入力する。

年度

工事名

施工地先

生コンクリート用

構造物の種類	番号	施工位置	設計基準強度 (N/mm2)	JIS工場 指定の有 無	摘 要

(注) ・番号は図面対象番号を記入。
・施工位置はキロ標等を記入。(バイパス等でキロ標が未設定の場合は摘要欄に測点No.を記入)
・年度：国債工事の場合は〇〇年度～〇〇年度として記入。
(出典) 「建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)」による。

総括表 (1)

手入力する箇所(セル)は薄黄色で網掛けしている。必要に応じて入力する。

年度

工事名

施工地先

コンクリート二次製品用

構造物の種類	分類	番号	施工位置	設計基準強度 (N/mm2)	JISマ- ーク分類	製造会社 工場名	納入日 (製造者から工 事受注者に引渡 した日)	運送業者名	形状寸法	摘 要

(注) ・番号は図面対象番号を記入。
・施工位置はキロ標等を記入。(バイパス等でキロ標が未設定の場合は摘要欄に測点No.を記入)
・年度：国債工事の場合は〇〇年度～〇〇年度として記入。
(出典) 「建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)」による。
JISマーク分類の「I 類」、「II 類」は、JIS A 5371、JIS A 5372及びJIS A 5373による。

総括表 (2)

構造物名				
年 度	工事名	施工地先	施工位置	摘 要

(注) ・施工位置はキロ標等を記入。(バイパス等でキロ標が未設定の場合は摘要欄に測点No. を記入)
・年度：国債工事の場合は〇〇年度～〇〇年度として記入。
(出典) 「建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)」による。

生コンクリート及びコンクリート二次製品の品質記録表

(2) 材料特性

2) 骨材

※ J I S マーク「Ⅰ類」、「Ⅱ類」は不要

番号	材料名		絶乾比重	吸水率 (%)	粘土塊量 (%)	洗い試験 によって 失われる 量 (%)	原石名	塩分 NaCl (%)	単位容積 質量 (kg/m³)	実績率又は粗粒率	混合割合 (%)	産地	販売会社	摘要
	細粗 の別	種類												

備考 ・番号は図面対象番号を記入。
・材料名は細・粗骨材番号を区分し、海砂、川砂、山砂、砕砂、砂利、碎石等と記入。
・原石名は、何種類もあるときは採取されている原石とする。(玄武岩、安山岩etc)
・混合割合は海砂50%、山砂30%、砕砂20%等と記入。
・産地は〇〇市〇〇町〇〇地先と記入する。
・販売会社は採取業者とする。
・摘要にはNaCl の測定法を記入。
・細骨材は、粗粒率、粗骨材は実績率を記入。
(出典) 「建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)」による。

年度

工事名

施工業者

備考	・種別欄は標準品か特注品の別を記入。 ・呼び強度は、JIS A5308（当該年度のもの）適用。 ・配合強度は、変動係数等を考慮して各生コンクリート工場で定めている強度。 ・σ28強度は、呼び強度毎の試験結果とする。 ・スランプは、呼び強度毎の試験結果とする。 ・空気量は、呼び強度毎の試験結果とする。 ・σ7で管理した場合は、σ28の欄の上位に記入。 ・摘要欄に構造物名を記入。 ・特殊混和剤を用いた場合は添加後のスランプ、空気量を（ ）書きで上位に記入。
(出典)	「建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)」による。

年度

工事名

施工業者

[illegible]

備考・番号は製品毎に図面に表示し、それを記入。

- ・コンクリート強度は、コンクリート製造工場が日々管理している圧縮強度の製造月の月平均値を記入。
- ・製品試験強度はJISで規定されている試験方法で実施した結果を記入。

(出典)「建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)」による。

工事名:

施工業者: _____

[illegible]

・打設気温は打設時に測定した気温の最高と最低を記入。（外気温とする。）又保温養生を行った場合は保温期間の養生気温の最高と最低を（ ）で併記する。

(出典) 「建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)」による。

2 契約関係書類

2-1 認定請求書、中間前払金請求書（工事請負契約書第35条）

中間前払金の支払いを請求する時に支払条件についての認定を受けるための書類。

1 提出時期

認定を受けようとする時。

2 提出様式

標準様式「様式－15」 認定請求書

標準様式「様式－5」 請求書、請求内訳書

3 提出先

契約担当課（電子契約システムを活用）

4 留意事項

中間前払金の認定条件	
対象範囲	1件の請負代価が1,000万円以上で、かつ、工期が150日以上 of 土木建築に関する工事。（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）
使 途	当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。
割 合	請負代価の10分の2以内
支払い条件	工期の2分の1を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われていること。 工事の進捗額が当該契約額の2分の1以上であること。（国債工事の場合は、年割額の2分の1以上）
認定方法	主任監督員の認定調書の摘要欄に確認印が必要。 工事履行報告書の確認をもって足りる。 設計図書の変更指示書により新規工種等の追加指示が行われていれば、その新工種に係る出来高を認定対象に含めることが出来る。

年月日：

支出又は分任支出負担行為担当官（官職氏名）
殿

（受注者）

認 定 請 求 書

工事請負契約書第35条第4項に基づき、下記工事の中間前金払の認定を請求します。

記

契 約 日

工 事 名

工 期 自
至

工 事 場 所

請 負 代 金 額 ¥

（注）国庫債務負担行為に基づく契約の場合は請負代金額欄の下段に各年度の出来高予定額を記入すること。

【記載例】

（出来高予定額）	〇〇年度	¥ △△△
	}	}
	□□年度	¥ ×××

年月日：

請求書（ ）

支出官又は資金前渡官吏（官職氏名）
殿

請求者（住所）

（氏名）

下記のとおり請求します。

請求金額 ￥

ただし、次の工事の（ ）として

工事名

契約日

契約金額 ￥

振込希望金融機関名 ☐ 銀行 ☐ 金庫 店

預金の種別

口座番号

口座名義

フリガナ

振込指定コード番号

- (注) 1. （ ）には前払金、中間前払金、部分払金、指定部分完済払金、完成代金の別を記入すること。
2. 部分払金を請求する場合は、請求内訳書（部分払の場合又は国債部分払の場合）を添付すること。
3. 指定部分完済払代金を請求する場合には、請求内訳書（指定部分払の場合）を添付すること。

(部分払の場合)

請 求 内 訳 書

1	請負代金額	(A)	¥		
2	前払金額	(B)	¥		
3	出来高金額	(C)	¥		
4	前回までの出来高金額	(D)	¥		
5	今回の出来高金額	(E=C-D)	¥		
6	請求し得る金額	(E×(9/10-B/A))	¥	B/A=	%
				÷	%
7	今回請求する金額		¥		

(注) 1 (6) 欄の末尾にはB/Aの割合を記入すること。ただし、B/Aの率は1%未満は切上げ、今回請求する金額は1,000円単位に切り下げて丸めること。

2 工事請負契約書第38条第6項及び第7項により算出

2-2 指定部分完成通知書（工事請負契約書第39条）

指定部分の工事が完成したことを発注者に通知するための書類。

1 提出時期

指定部分の工事が完成した時。

2 提出様式

標準様式「様式－16」 指定部分完成通知書

3 提出先

監督職員

4 留意事項

完済部分検査は、通知を受けた日から14日以内に行う。

様式－16	
年月日：	
支出又は分任支出負担行為担当官（官職氏名） 殿	
(受注者)	
指 定 部 分 完 成 通 知 書	
下記工事の指定部分は、年月日をもって完成したので 工事請負契約書第39条第1項に基づき通知します。	
記	
工事名	
工 期	自 至
請負代金額 ￥	
指定部分工期	自 至
指定部分に対する請負代金額 ￥	
(注) 国庫債務負担行為に基づく契約の場合は請負代金額欄の下段に各年度の 出来高予定額を記入すること。	
【記載例】	
(出来高予定額)	〇〇年度 ￥ △△△ 〇〇年度 ￥ ×××

2-3 指定部分引渡書（工事請負契約書第39条）

指定部分検査に合格した後、発注者に引渡すための書類。

1 提出時期

検査合格通知書を受理した後。

2 提出様式

標準様式「様式－１７」 指定部分引渡書

3 提出先

契約担当課（電子契約システムを活用）

様式－１７

年月日：

支出又は分任支出負担行為担当官（官職氏名）
殿

（受注者）

指 定 部 分 引 渡 書

下記工事の指定部分を工事請負契約書第39条第1項に基づき引渡します。

工 事 名	
指 定 部 分	
全 体 工 期	自 至
指定部分に係る 工期	自 至
請負代金額	¥
指定部分に係る 請負代金額	¥
指定部分に係る 検査年月日	

2-4 指定部分完済払金請求書（工事請負契約書第39条）

指定部分検査に合格した後に、指定部分に係る請負代金の支払を請求するための書類。

1 提出時期

検査合格通知書を受領した後。

2 提出様式

標準様式「様式-5」 請求書、請求内訳書

3 提出先

契約担当課（電子契約システムを活用）

様式-5 (1)	
年月日：	
請求書（ ）	
支出官又は資金前渡官吏（官職氏名） 殿	
請求者（住所）	
（氏名）	
下記のとおり請求します。	
請求金額 ￥	
ただし、次の工事の（ ）として	
工事名	
契約日	
契約金額 ￥	
振込希望金融機関名	○銀行 ○金庫 店
預金の種別	
口座番号	
口座名義	
フリガナ	
振込指定コード番号	
(注)1. （ ）には前払金、中間前払金、部分払金、指定部分完済払金、完成代金の別を記入すること。 2. 部分払金を請求する場合は、請求内訳書（部分払の場合又は国債部分払の場合）を添付すること。 3. 指定部分完済払代金を請求する場合には、請求内訳書（指定部分払の場合）を添付すること。	

(指定部分払の場合)

請 求 内 訳 書

名称	区分	総額	内訳	
			指定部分	その他
請負代金額	A	¥	a'	a''
前払金額	B	¥	b'	b''
前回までの出来高 部分払金受領済額	C	¥	c'	c''
請求し得る金額	D	¥	d'	

(注) 1. 各計算は次によるものとする。
 $b' = a' / A \times B$ (円未満は切り上げること)
 $b'' = B - b'$
 $D = a' - b' - c'$

2. 上記b'の計算は国債工事以外の場合に使用し、国債工事の場合は、
 契約担当が指示する。

2－5 請負工事既済部分検査請求書（工事請負契約書第38条）

工事完成前に出来高に対する部分払を請求する際の検査を請求するための書類。

1 提出時期

請負工事既済部分検査を要求する時。

2 提出様式

標準様式「様式－ 1 9」 請負工事既済部分検査請求書

3 提出先

契約担当課（電子契約システムを活用）

4 留意事項

請負工事既済部分検査は、請求を受けた日から14日以内とする。

年月日：

支出又は分任支出負担行為担当官(官職氏名)
殿

(受注者)

請負工事既済部分検査請求書

工事請負契約書第38条第2項により既済部分検査を請求します。

記

工 事 名	
工 期	自
	至

2－6 出来高内訳書(既済部分検査時)

(工事請負契約書第38条、土木工事共通仕様書1-1-1-22)

1 提出時期

請負工事既済部分検査請求書提出時

2 提出様式

標準様式「様式－１８」 出来高内訳書(受注者用)

3 提出先

契約担当課(電子契約システムを活用)

4 留意事項

- ① 同一工種の中で全種別の出来高がゼロ及び100%の場合には工種のみを計上し、種別、細別の項目は省略できる。
- ② 同一工種の中で全細別の出来高がゼロ及び100%の場合も同様に省略して種別のみを計上する。
- ③ 一式計上で一部の出来高を計上する場合、又は「単価×数量」で単純計算できな

い場合の出来高は、「内訳書」を作成し添付する。上記の場合、出来高累計を数量欄は（ ）書きにする。ただし、出来高が0%または100%の場合は（ ）書きにせず、そのままの数字を記入する。

- ④ 数量は、全て有効数字以下は切り捨てる。
- ⑤ 出来高比率（％）は、今回までの出来高累計金額を全体金額で除して算出し、小数第2位以下を切り捨て小数第1位止めとする。
- ⑥ 国債工事等で年割額の出来高が満足しない等、やむをえない場合に限り、材料費（鋼材・鉄筋・鋼杭・鋼矢板・防護柵・コンクリート二次製品（PC桁・コンクリート杭・コンクリートブロック等））のみを出来高として計上することを可能とする。ただし、工事現場（工場含む）に納入されていることを監督職員が確認し、他の工事に転用されない担保が取れる場合に限る。
- ⑦ 一部変更指示等で増量となった部分について出来高に計上する場合、「今回出来高数量」及び「今回までの出来高累計数量」欄に計上すること。ただし「契約数量」欄には計上しないこと。

また、新工種及び変更減となることが予定されるものは出来高の対象としない。

なお、出来高比率が100%以上になっても良いが、摘要欄に「一部変更指示」等と要因を記載すること。

様式-18

工 事 出 来 高 内 訳 書

○○○○○○○○工事

〇〇〇〇建設株式会社 〇〇支店

[illegible]

2-7 部分払い請求書（工事請負契約書第38条）

請負工事既済部分検査の出来高確定に基づいて、部分払金の支払を請求するための書類。

- 1 提出時期
部分払金の支払を請求する時。
- 2 提出様式
標準様式「様式一５」 請求書、請求内訳書
- 3 提出先
契約担当課（電子契約システムを活用）

様式－5(1)

年月日：

請求書（ ）

支出官又は資金前渡官吏（官職氏名）
殿

請求者（住所）

（氏名）

下記のとおり請求します。

請求金額 ￥

ただし、次の工事の（ ）として

工事名

契約日

契約金額 ￥

振込希望金融機関名 ○銀行 ○金庫 店

預金の種別

口座番号

口座名義

フリガナ

振込指定コード番号

（注）1. （ ）には前払金、中間前払金、部分払金、指定部分完済払金、完成代金の別を記入すること。

2. 部分払金を請求する場合は、請求内訳書（部分払の場合又は国債部分払の場合）を添付すること。

3. 指定部分完済払代金を請求する場合には、請求内訳書（指定部分払の場合）を添付すること。

様式－５（２）

（部分払の場合）

請 求 内 訳 書

1	請負代金額	(A)	¥		
2	前払金額	(B)	¥		
3	出来高金額	(C)	¥		
4	前回までの出来高金額	(D)	¥		
5	今回の出来高金額	(E=C-D)	¥		
6	請求し得る金額	(E×(9/10-B/A))	¥	B/A=	%
				≒	%
7	今回請求する金額		¥		

（注） 1 （6）欄の末尾にはB/Aの割合を記入すること。ただし、B/Aの率は1%未満は切上げ、今回請求する金額は1,000円単位に切り下げて丸めること。
2 工事請負契約書第38条第6項及び第7項により算出

様式－５（３）

（国債部分払の場合）

請 求 内 訳 書

区 分	金 額	備 考
出来高金額 A	¥	
今回請求する年度までの各年度の出来高と予定額の総額 B	¥	
A×9/10 C	¥	
前回までの受領済額 (前会計年度までの受領済額＋当該会計年度の部分払金受領済額) D	¥	
前年度までの出来高予定額 ＋ 出来高超過 E	¥	前年度までの出来高予定額 ¥ 出来高超過 ¥
当該年度の前払金/ 当該年度の出来高予定額 F	¥	% ≒ %
請求し得る金額 C-D- { (A-E×F) } G	¥	
今回請求する金額	¥	

（注） 1 A≧Bの場合は、C～Gまでは記入しない。
2 C欄の金額は、円以下銭まで算出すること。
3 F欄の率は、小数点以下は切り上げること。
4 今回請求する金額は、千円未満を切り捨てること。
5 工事請負契約書第41条第2項（a）により算出する。
6 工事請負契約書第41条第2項（b）を採用した場合（中間前払金）は、次のとおり読み替えるものとする。
イ D欄については「前年度会計年度までの受領金額」とする。
ロ E欄については「前年度までの出来高予定額」とする。
ハ F欄については「 $\frac{\text{当該会計年度の前払金} + \text{当該会計年度の中間前払金}}{\text{当該会計年度の出来高予定額}}$ 」
7 請負代金相当額は出来高金額（工事請負契約書第38条第2項に基づく既済部分検査後の協議済額）とする。

中間技術検査は、設計図書において対象工事と定められた工事について実施するものとする。

- 中間技術検査の実施時期は、監督職員が工事打合せ簿等により指示する。

[illegible]

2-9 中間技術検査・既済部分検査 出来高図

1 提出時期

既済部分検査時及び中間技術検査時

2 留意事項

出来高図は、平面図、標準横断面図及び構造物等の一般図に着色（赤色又は朱色）する。

3 提出先

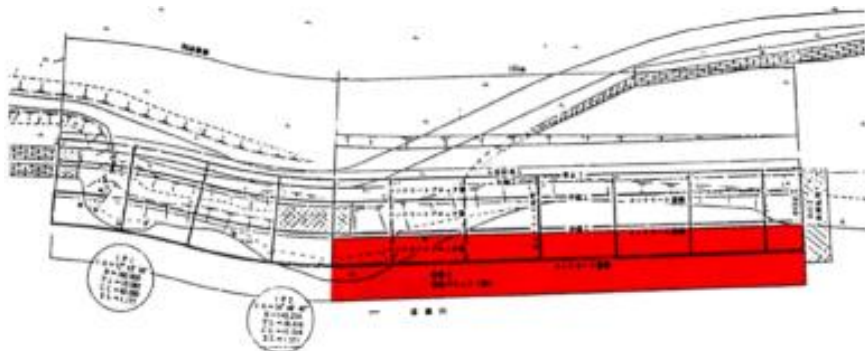
監督職員

4 提出様式

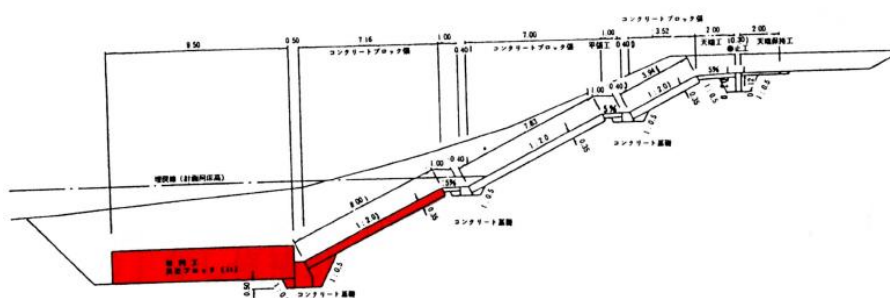
下記様式のとおり

記入例

平 面 図



標準断面図



※規格は、A3版程度で良いものとする。

2-10 部分使用承諾書（工事請負契約書第34条）

発注者は目的物の引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。この場合の発注者の協議、受注者がその協議を承諾する書類。

事例1：一般に供用する場合（国・県・市道等の部分供用）

- ① 舗装工事等で、工期内に一部区間を一般に供用する場合。

事例2：工事の一部を他工事へ引き継ぐ場合

- ① 橋梁下部工事から上部工事へ
- ② 上部（鋼橋）工事から床版・塗装工事へ
- ③ 改良工事（盛土）から舗装工事へ

1 提出時期

部分使用の協議に対して承諾する時。

2 提出様式

標準様式「様式-22」 部分使用承諾書（協議、承諾）

3 提出先

契約担当課（電子契約システムを活用）

4 留意事項

発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

発注者は、工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

部分使用の承諾にあたっては、出来形について監督職員の確認を受けなければならない。ただし、本官契約工事の場合は、原則として中間技術検査を受けるものとする。

年月日：

受信者：「受注者名」又は『支出又は分任支出負担行為担当官（官職氏名）』
殿

発信者：「支出又は分任支出負担行為担当官（官職氏名）」又は『受注者名』

工事の部分使用について

標記について、下記のとおり部分使用することを、工事請負契約書第33条第1項
に基づき（ 協議・承諾 ）する。

記

1. 使用目的

2. 使用部分

3. 使用期間 自
至

4. 使用者

5. その他

-
- (注) 1. （協議・承諾）には、いずれかに印をつける。
2. 協議の場合は、受信者を「受注者名」、発信者を「支出又は分任支出負担行為担当官（官職氏名）」として、発注者が作成する。
3. 承諾の場合は、受信者を『支出又は分任支出負担行為担当官（官職氏名）』、発信者を『受注者名』として、受注者が作成する。

2-11 工期延期届（工事請負契約書第22条、土木工事共通仕様書1-1-1-15）

受注者は、天候の不良、関連工事の調整への協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

1 提出時期

工期延期を求める時。 ※監督職員を通じて提出する。

2 提出様式

標準様式「様式-23」 工期延期届

3 提出先

契約担当課（電子契約システムを活用）

4 留意事項

工期延期（請求）の前提として、監督職員との事前協議を必ず行うこと。

工期の延期理由が明確になる資料を添付する。

監督職員は、工期延期（請求）について、副申を添付して契約担当官に提出すること。

地元調整、修正設計、その他やむを得ない理由により工期延期が必要な場合は、受注者と書面で協議しておくものとする。その際には、監督職員は総括監督員まで了解を得るものとする。

年月日：

支出又は分任支出負担行為担当官（官職氏名）
殿

（受注者名）

工 期 延 期 届

工事請負契約書第22条による工期の延長を下記のとおり請求します。

記

工 事 名	
契 約 月 日	
工 期	自 至
延 長 工 期	自 至
理 由	

（注）

- 1 必要により下記書類を添付すること。
 - a 工程表（契約当初工程と現在迄の実際の工程及び延長工程の3工程を対照させ、詳細に記入）
 - b 写真、図面等
- 2 理由は詳細に記入すること。

2-12 支給品受領書（工事請負契約書第15条）

設計図書に定められた工事材料の支給を受けた時に提出する書類。

1 提出時期

支給品を受領した日から7日以内。

2 提出様式

標準様式「様式-24」 支給品受領書

3 提出先

契約担当課（電子契約システムを活用）

4 留意事項

- ① 受注者は、工事材料の引渡を受ける場合は、発注者立会のうえ、品名、数量、品質、規格又は性能を良く確認し受領すること。
- ② 受注者は、支給品・貸与品の要求について、書面で取り交わす必要はない。

様式－２４

支 給 品 受 領 書

物品又は分任物品管理官(官職氏名)
殿

年月日：

受注者（住所）

(氏名)
(現場代理人氏名)

下記のとおり支給品を受領しました。

記

工 事 名						契約年月日	
品 目	規 格	単 位	数 量			備 考	
			前回まで	今 回	累 計		

2-13 支給品精算書（土木工事共通仕様書1-1-1-17）

支給された工事材料について使用数量を報告する書類。

1 提出時期

工事完成前、または精算が可能となった時点。

2 提出様式

標準様式「様式-25」 支給品精算書

3 提出先

契約担当課（電子契約システムを活用）

様式-25						
支 給 品 精 算 書						
年月日：						
物品又は分任物品管理官（官職氏名） 殿						
受注者（住所）						
（氏名）						
（現場代理人氏名）						
下記のとおり支給品を精算します。						
記						
工 事 名					契約年月日	
品 目	規 格	単 位	数 量			備 考
			支給数量	使用数量	残 数 量	
※ 主任監督員 証 明 欄	上記精算について調査したところ事実と相違ないことを証明する。					※物品管理簿登記
	年月日：					
	（官職氏名）					
（注）※は主任監督員が記入する。						

2-14 現場発生品調書（土木工事共通仕様書1-1-1-18）

受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書または監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

1 提出時期

現場発生品が発生したとき。

2 提出様式

標準様式「様式-28」 現場発生品調書

3 提出先

契約担当課（電子契約システムを活用）

4 留意事項

- ① 受注者は設計図書以外の現場発生品が発生した場合、監督職員に連絡し、監督職員が引き渡しを指示したものについては、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。
- ② 受注者は、完成時にまとめて提出するのではなく、その都度提出すること。監督職員は受注者からの現場発生調書を受理した場合、速やかに物品管理官（経理担当）へ提出すること。

様式-28		年月日:		
物品又は分任物品管理官(官職氏名) 殿		受注者(住所) (氏名) (現場代理人氏名)		
現 場 発 生 品 調 書				
年 月 日		付けをもって請負契約を締結した		工事
における下記の発生品を引き渡します。				
記				
品 名	規 格	単 位	数 量	摘 要

第4章 工事完成時の作成書類・手続き

1 工事書類

1-1 出来形管理図表

「第3章 1-13 出来形管理図表」参照

1-2 品質管理図表

「第3章 1-15 品質管理図表」参照

1-3 品質証明書（土木工事共通仕様書3-1-1-6）

設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合、品質証明員が施工計画書作成時、工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、既済部分、中間技術検査をいう。）の事前に品質確認を行い、その結果を品質証明書により、検査時までに監督職員へ提出しなければならない。

1 対象工事

契約図書で規定された工事。

2 提出時期

工事完成時

3 提出様式

標準様式「様式-33」品質証明書

4 提出先

監督職員

5 留意事項

品質証明は、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。

年月日：

品 質 証 明 書

工事名：_____

品 質 証 明 記 事

品 質 証 明 事 項	実 施 日	箇 所	品質証明員氏名	記 事

社内検査した結果、工事請負工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者 住 所

氏 名

1－4 工事写真（土木工事共通仕様書1-1-1-2）

工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したもの。

1 提出時期

工事完成時。ただし、中間技術検査または工事期間中に監督職員、技術検査官が提示を求めたときは提示する。

2 提出様式

電子納品等運用ガイドライン（案）【土木工事編】に基づき提出。

3 留意事項

工事写真の撮影、提出は「写真管理基準（案）」に基づき実施する。

写真管理基準に定める撮影頻度は、各段階における受注者が撮影しなければならない頻度であり、提出頻度とは完成時に「工事写真」として整理して提出すべき頻度である。

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。

1-5 総合評価実施報告書

受注者は、総合評価方式の入札契約工事にあつては、技術提案内容（施工計画も含む）について確認方法も含めて施工計画書に反映するものとし、工事終了後、自らが提案した内容の履行状況について総合評価実施確認表（様式自由）にとりまとめ、主任監督員に報告する。

1-6 現場環境改善・地域連携の取組み結果

施工計画書に記載した現場環境改善・地域連携の取組みの結果についてとりまとめ（様式自由）、監督職員に提出する。

1-7 創意工夫・社会性等に関する実施状況（土木工事共通仕様書3-1-1-10）

受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目について、工事完成時までに様式にとりまとめ、監督職員に提出する事ができるものとしている。

1 提出時期

工事完成時。

2 提出様式

標準様式「様式-34」 創意工夫・社会性等に関する実施状況

3 提出先

監督職員

4 留意事項

むやみに数多く提出しても評価されるものではないことに留意し、特に評価できる取組みを対象として提出するものとする。

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工 事 名		受注者名	
項 目	評価内容	実施内容	
☐ 創意工夫 自ら立案実施した創意工夫や技術力	☐ 施工	・施工に伴う器具、工具、装置等の工夫 ・コンクリート二次製品等の代替材の適用 ・施工方法の工夫、施工環境の改善 ・仮設備計画の工夫 ・施工管理の工夫 ・ICT(情報通信技術)の活用 等	
	☐ 新技術活用	NETIS登録技術のうち、 ・試行技術の活用 ・「少実績優良技術」の活用 ・「少実績優良技術」を除く「有用とされる技術」 の活用 ・試行技術及び「有用とされる技術」以外の新技術 の活用	
	☐ 品質	・土工、設備、電気の品質向上の工夫 ・コンクリートの材料、打設、養生の工夫 ・鉄筋、コンクリート二次製品等使用材料の工夫 ・配筋、溶接作業等の工夫 等	
	☐ 安全衛生	・安全衛生教育・講習会・パトロール等の工夫 ・仮設備の工夫 ・作業環境の改善 ・交通事故防止の工夫 ・環境保全の工夫 等	
☐ 社会性等 地域社会や住民に対する貢献	☐ 地域への貢献等	・周辺環境への配慮 ・現場環境の周辺地域との調和 ・地域住民とのコミュニケーション ・災害時など地域への支援・行政などによる救援活動への協力	

様式－ 3 4 (2)

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工 事 名			
項 目		評価内容	
提案内容			
(説明)			
(添付図)			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする

1-8 工事完成図（土木工事共通仕様書1-1-1-20、3-1-1-7）

1 提出時期

工事完成時

2 提出様式

電子納品ガイドライン（案）【土木工事編】に基づき、電子成果品を納品。

3 留意事項

- ① 工事完成図は、主工種、主要構造物だけでなく、付帯工種、付属施設など施設管理に必要なすべての図面、設計条件、測量情報等を含むものとする。
- ② 工事完成図は設計寸法（監督職員の承諾により設計寸法を変更した場合は、変更後の寸法）で表し、材料規格等はすべて実際に使用したもので表すものとする。

1-9 工事管理台帳（土木工事共通仕様書3-1-1-9、3-1-1-11）

工事管理台帳は、工事目的物の諸元をとりまとめた施設管理台帳と工事目的物の品質記録をとりまとめた品質記録台帳をいう。

1 提出（納品）時期

工事完成時。

2 提出（納品）様式

電子納品ガイドライン（案）【土木工事編】に基づき、電子成果品を納品。

1-10 再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書

「第1章 2-3 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書、建設リサイクル法に基づく通知書」参照

2 契約関係書類

2-1 完成通知書（工事請負契約書第32条、土木工事共通仕様書1-1-1-21）

工事が完成したことを発注者に通知するための書類。

1 提出時期

工事完成時

2 提出様式

標準様式「様式－29」 完成通知書

3 提出先

監督職員

4 留意事項

共通仕様書において、「工事完成通知書を監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。」としている。

通知を受けた日から14日以内に完成検査を行うこととされている。

様式－29	年月日：
支出又は分任支出負担行為担当官（官職氏名） 殿	
(受注者)	
完 成 通 知 書	
下記工事は 年 月 日 をもって完成したので工事請負契約書 第32条第1項に基づき通知します。	
記	
1 工 事 名	
2 請負代金額 ￥	
3 契約年月日	
4 工 期 自 至	
(注) 本文の年月日は実際に完成した年月日を記載する	

2-2 修補完了届（工事請負契約書第32条）

受注者は、検査に合格しないとき（検査職員から修補指示を受けた場合）、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならないとしており、修補が完了した際に発注者に提出する書類。

1 提出時期

修補完了時

2 提出様式

標準様式「様式－21」 修補完了届

3 提出先

監督職員

様式－21

年 月 日

支出又は分任支出負担行為担当官（官職氏名）

殿

（受注者）

修 補 完 了 届

年 月 日の（ ）検査において、指示されました

修補部分については、下記のとおり完了しましたのでお届けいたします。

記

工 事 名

契 約 額

工 事 場 所

契 約 年 月 日

期 限 年 月 日

完 了 年 月 日

修補、改造箇所及び補修内容

（注）本文（ ）内には検査種類を記入する。

2-3 引渡書（工事請負契約書第32条）

工事完成検査に合格した後、発注者に引渡すための書類。

1 提出時期

工事検査合格通知書を受理した後。

2 提出様式

標準様式「様式-30」 引渡書

3 提出先

契約担当課（電子契約システムを活用）

様式-30

年月日：

支出又は分任支出負担行為担当官（官職氏名）
殿

（受注者）

引 渡 書

下記工事を工事請負契約書第32条第4項に基づき引渡します。

1 工事名

2 請負代金額 ￥

3 検査年月日

2-4 完成代金請求書（工事請負契約書第33条）

工事完成検査に合格した時に請負代金の支払を請求するための書類。

1 提出時期

工事検査合格通知書を受理した後。

2 提出様式

標準様式「様式-5」 請求書、請求内訳書

3 提出先

契約担当課（電子契約システムを活用）

参考資料集

参考資料集

目 次

[品質管理関係]

- | | | |
|---|-----------------------------------|---|
| 1 | コンクリートの品質管理について・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 2 | 土木工事共通仕様書のコンクリートの配合試験に関する考え方について・ | 3 |
| 3 | コンクリートの強度試験を行う場合の徹底について・・・・・・・・ | 5 |
| 4 | コンクリート二次製品外観合否判定基準（案）・・・・・・・・ | 6 |

[施工関係]

- | | | |
|---|------------------------------|---|
| 1 | 「みなし」の活用について・・・・・・・・・・・・・・・・ | 7 |
|---|------------------------------|---|

平成 3 年 4 月 15 日

本局関係課長

各工事事務所長 殿

企画部技術管理課長

コンクリートの品質管理について

コンクリートの品質管理は、請負者が行うべきものとして土木共通仕様書に規定しているところであるが、品質管理のより一層の充実とコンクリートの試験を行う公的实施機関の整備の動向に配慮し、今後下記のとおり運用することとしたので通知する。

記

1. 圧縮強度試験、曲げ強度試験

- ① 測定基準については、土木工事共通仕様書の規定による。
- ② 打設現場で採取したテストピースは、公的实施機関に持込み、試験を依頼する。
- ③ 上記、公的实施機関から遠隔地の現場については、監督職員の立会等の適切な措置を取るものとする。

※ スランプ試験、空気量測定については従来どおり

＜参考＞ 公的实施機関

〔新潟県〕 新潟県建設技術センター

〔富山県〕 富山県生コンクリート工業組合（技術研究センター、共同試験場）

〔石川県〕 石川県生コンクリート工業組合

事務連絡
平成19年2月9日

本局関係課長 殿
各事務所（技術）副所長 殿

企画部 技術管理課長

「コンクリートの品質管理について」の補足説明について

標記については、平成3年4月15日付け建北技第159号にて通知済みですが、コンクリートの強度試験については、工業標準化法改正に伴いJNLA（工業標準化法に基づく試験所登録制度）制度に基づく民間試験機関も公的实施機関として取り扱うこととしたので、通知します。

〈参考〉北陸地整管内における公的試験実施機関

〔新潟県〕	(財)新潟県建設技術センター	
	(株)プロダクト技研	JNLA登録
〔富山県〕	富山県生コンクリート工業組合	JNLA登録
	(技術研究センター、共同試験場)	
〔石川県〕	石川県生コンクリート工業組合	JNLA登録
〔山形県〕	山形県工業技術センター	
〔福島県〕	(財)福島県建設技術センター	
〔長野県〕	(財)長野県建設技術センター	
	(株)土木管理総合試験所	JNLA登録
〔岐阜県〕	—	

【特記仕様書記載例】

第〇〇条 コンクリートの圧縮強度試験

コンクリートの圧縮強度試験は、公的試験実施機関において実施することを原則とする。

なお、公的試験実施機関で試験を行う場合は、土木工事共通仕様書 第1編3-3-2「工場の選定」4.に記載されている臨場を行わなくてよいものとする。

事務連絡
平成 26 年 3 月 24 日

本局 関係課長 殿
各事務(管理)所 副所長 殿

企画部 工事品質調整官

土木工事共通仕様書のコンクリートの配合試験に関する考え方について

標記について、平成 12 年 5 月 29 日付及び平成 12 年 6 月 5 日付事務連絡にて通知しているところではありますが、これまでの間に土木工事共通仕様書の改訂もありましたので改めて周知します。
この事務連絡により、平成 12 年 5 月 29 日付及び平成 12 年 6 月 5 日付事務連絡は廃止します。

記

1. 生コンクリートの配合試験について

土木工事共通仕様書 第 1 編 共通編 第 3 章無筋・鉄筋コンクリート

第 3 節レディーミクストコンクリート 1-3-3-3 配合

2. 配合試験

受注者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表1-3-1の示方配合表を作成し監督職員の確認を得なければならない。ただし、すでに他工事（公共工事に限る）において使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず他工事（公共工事に限る）の配合表に代えることができる。また、JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は配合試験を省略できる。

1) 配合試験の省略

- ① JIS 認定工場で JIS マーク表示されたコンクリートは省略できる。なお、JIS マーク表示されたコンクリートは、JIS A 5308 以外にも製造工場で JIS 認定を取得している場合があるので注意すること。
- ② JIS マーク表示無コンクリートにおいても、過去 2 年以内に使用予定の生コン製造工場が、使用予定の配合試験を実施し、品質管理データも適正に保存され、公共工事での出荷実績を 2 件以上有している場合は省略できる。ただし、過去 2 年内の公共工事への 2 件以上の出荷実績を有していても、その期間内に製造設備を変更した場合は、省略不可とする。
- ③ 配合試験結果は、公共工事であれば、他の受注者の実績でも構わない。

配合試験省略の可否は、下表による。

生コン製造工場	使用コンクリート	公共工事での実績の有無	省略
J I S 認定工場	J I S 認定	有	可
		無	
	J I S 認定外	有	可
		無	不可
認定工場外	規格品相当	有	可
	規格外	無	不可

※ 公共事業とは、国、地方公共団体、高速道路(株)、J R、鉄道建設運輸施設整備支援機構及び水資源機構の事業をいう。

事務連絡
平成25年 4月 8日

各事務所長 殿
本局関係課長 殿

企画部 技術調整管理官

コンクリートの強度試験を行う場合の徹底について

平成3年10月3日付け事務連絡で通知した「土木工事における建設資材の品質管理について」の取扱いについて」の別紙「2 コンクリート工について 3) コンクリートの強度試験を行う場合には、供試体はその現場のものであることが確認できる手段を講じること。」について、下記のとおり徹底されたく適切な対応をお願いいたします。

記

コンクリートの強度試験については、圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が当該現場の供試体であることが確認出来る手段として、現場においては、「名刺」、「コピー紙」等を、供試体型枠に入れ実施している状況にあります。

しかしながら、記載内容の明確化、記載文字等が不鮮明・確認が困難、供試体の取り違い等の問題があります。

今後、コンクリートの供試体作成時には、発注者・工事名・コンクリート規格・打設場所・立会者を明記した、供試体確認版（圧縮強度試験に影響を与えないこと）を入れるなど、供試体の型枠脱枠後も鮮明に判読できるものとすることを徹底されたく、適切な対応をお願いいたします。

（担当：技術管理課 検査係）

コンクリート二次製品外観合否判定基準（案）

（一社）北陸土木コンクリート製品技術協会には、「製造管理技術委員会」という独立性を持った組織があり、製品の品質保証を行っている。

この製造管理技術委員会が監修する「製造品質検査関係規定集」に参考資料として「コンクリート二次製品外観合否判定基準（案）」が収録されているので、参考とされたい。

上記規定集は、（一社）北陸土木コンクリート製品技術協会のホームページからダウンロード可能である。 URL⇒ <https://www.hokudocon.jp/download/>

みなしの活用について

1-1 みなしの考え方

(1)「みなし」とは

「みなし」とは、同構造物とみなす、同品質とみなす、同価値とみなす、些細なこととみなすなどの意味がある。(ユニットプライスには適用しない)

(2)「みなしの考え方」を必要とする背景

(イ) 複雑な現場条件を前提に施工される土木工事は、「みなし」を取り入れないかぎり、合理的な施工は望めない。

(ロ) 土木設計は機械設計ほど精密でなく、設計は大まかである。

(ハ) 施工方法も現地条件と施工能力に応じて自由に選択できる。

(ニ) 土木設計、土木積算の基準化の進展、充実は増大する公共事業を推進するために大きな役割を果たしている反面、現場における自由裁量の範囲を狭めている。

(ホ) 「みなし」の活用には発注側、施行側とも普及に努める必要がある。

(3)「みなしの考え方」の適切な普及による効果

(イ) 現場における自由裁量を活用することにより、施工の即時性、施工速度が確保され、結果として良質の工事目的物が完成する。

(ロ) 設計積算業務の簡素化が図られる。

(4)「みなしの考え方」の前提条件

「みなし」として扱えるものは、基本的に同構造規格と考えてよいもので、且つ、ほぼ同価格のものである。

しかし、厳密に比較すれば差異が生じることは明らかである。

従って、「みなしの考え方」を活用する基本的姿勢は下記に留意する必要がある。

(イ) 全体工事費に大きな影響を及ぼさない範囲とすること。

(ロ) 「みなし」によって、わずかに工費の増減に影響を及ぼす傾向があるが、増減の一方にのみ片寄らないこと。

(ハ) 「みなし」の活用は、請負者の自由裁量に任せ、承諾の手続きは不要とするが、特記仕様書等で工法等を指定する場合があるので注意すること。

(5)「みなし」の分類

分類Ⅰ 同構造規格とみなすもの

構造寸法、材料規格等に差異があるものの、工事目的にあっており、完成後の維持管理にも大きな負担とならないもの。

分類Ⅱ 同材料とみなすもの

設計等で指定した材料と同質異状のもので、所定の工事目的を達成できるもの。

分類Ⅲ 簡易計算でよいもの

ほとんどの設計数量は、近似値計算で得られるもので十分であり、簡易計算で近似値が得られるもの。

分類Ⅳ 数量控除しないもの

全体工費に影響を与えない些細な数量で、控除計算を省略してよいもの。

分類Ⅴ 分類Ⅰ～Ⅳに該当しないが、請負者の都合で「みなし」施工するもの。

(注) 工事目的は達成できるが、工事費増となるケースが多い。

1-2 みなしの事例

(1)：数量控除を要しないもの	分 類：Ⅳ
・土工の中の桝類、内径1.0m以下の管類、断面1.0㎡以下の函渠、法沿い縦排水、盲排水等の容積及びこれに類似するもの。 ・舗装工、床版工の中の1ヶ所1.0㎡以下の建造物。 ・コンクリートから控除しないもの 1. 鉄筋、鉄骨（SRC構造物の鉄骨は除く） 2. 支承部の箱抜き 3. ボルト穴、埋込み金具 4. 面取り、水切り 5. 伸縮目地 6. 内径30cm以下の管類、水抜き 7. モルタル注入孔（消雪パイプは除く） 8. B工法及び既成杭の杭頭 ・構造物のコンクリート及び型枠から控除しないもの 1. 側溝及び管渠工の容積と断面 ・基礎砕石等から控除しないもの 1. B工法の杭及び既成杭 ・鋼材の重量及び塗装面積から控除しないもの 1. 鉚孔、ボルト孔 2. 隅欠き及び板幅 3. 板厚変化テーパー ・法面積から控除しないもの 1. 安定した既設転石 2. 植栽ポート類 3. 法沿い縦排水 ・その他体積又は面積が前項に示す値以下で全体数量が僅少なものの。	
(理由) 数量が些細で、全体工事費に対する影響が少ないという理由もあるが、細部施工費もかかるため相殺されるという考えにもよる。	
(注 記) ・鉄筋コンクリート等で、鉄筋量が多いからという理由で、設計歩掛りを割増するようなことはしないということに留意する。また、集水桝の壁にくい込む側溝長（あるいは管渠長）の代価は支払われない。	

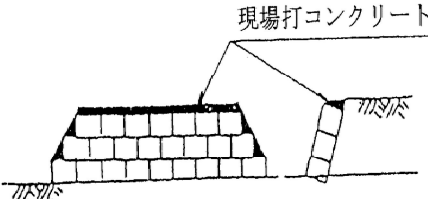
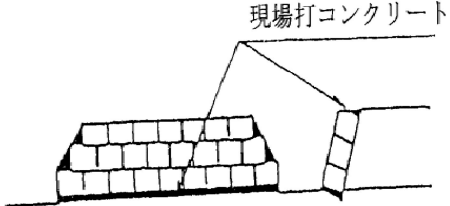
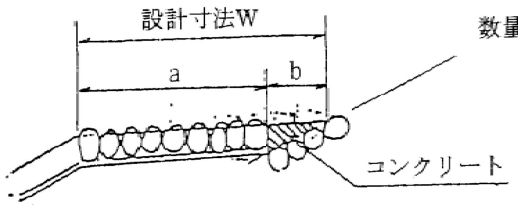
(2)：類似品の活用	分 類：Ⅱ
・裏込材、基礎材、井桁中詰材等に使用する栗石、砂利類、砕石類、スラグ（制限あり）、再生骨材等を用いること。 ・蛇籠類の詰石に、割栗石、砕石類、雑割石、コンクリートブロック等を用いること。（吸い出し防止を考慮すること） ・製品評価委員会（企画部 技術管理課）が類似品と認めているもの。 ・自由勾配側溝Ⅱ型、Ⅲ型を自由に選択すること。 ・地下排水の集水管に有孔ヒューム管、透水管、樹脂管、塩化ビニール管から自由に選択すること	
(理 由) 同材料・同製品とみなせる	
(注 記) ・自由勾配側溝は配筋量に留意する。 ・使用場所の目的によっては、集水管の径・強度・材料に留意すること。ただし、孔の径・ピッチ等は最小限でよい。	

(3)：鉄筋加工組立	分 類：Ⅰ
・長尺鉄筋を用いて継手のラップを省いた場合。 ・鉄筋の継手位置（重ね継手・ガス圧接）を変える場合。 （ガス圧接等で図示されている場合を除く） ・さし筋の径に太いものを使用。 ・組み立て用にL・H形鋼を利用する。	
(理 由) さし筋に、鉄筋加工上生じてくる発生品を活用することは差支えない	
(注 記) ・鉄筋の継手方法では承諾行為が必要な場合もある。 ・施工図の作成に伴う鉄筋量の増工は、特別の場合を除き変更しない ・継ぎ手位置の変更は、関係図書（コンクリート標準示方書・道路橋示方書等）を参考に監督職員の承諾を得ること。	

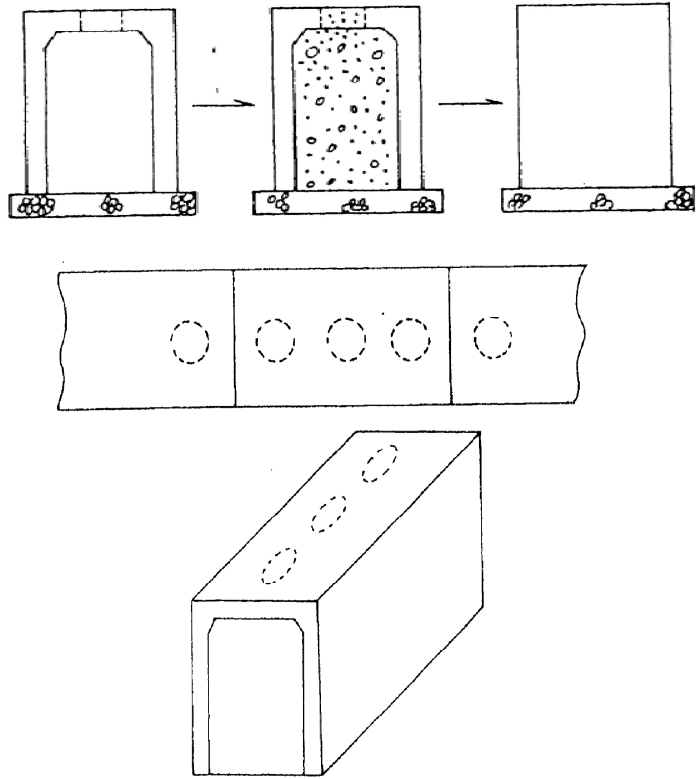
(4)：鉄筋量の簡易計算法	分 類：Ⅲ
・長さが異なる鉄筋の鉄筋量は平均長による。 $\frac{\ell_1 + \ell_2}{2} \times n$ ℓ_1：最小長 ℓ_2：最大長 n：鉄筋本数 ・標準設計等で1当たり数量を決めている場合、それに長さを乗じて算出（涵渠等）	
(理 由) 積上げ計算をした場合と僅差が生ずることがあるが、設計価格への影響はほとんどない。	
(注 記)	

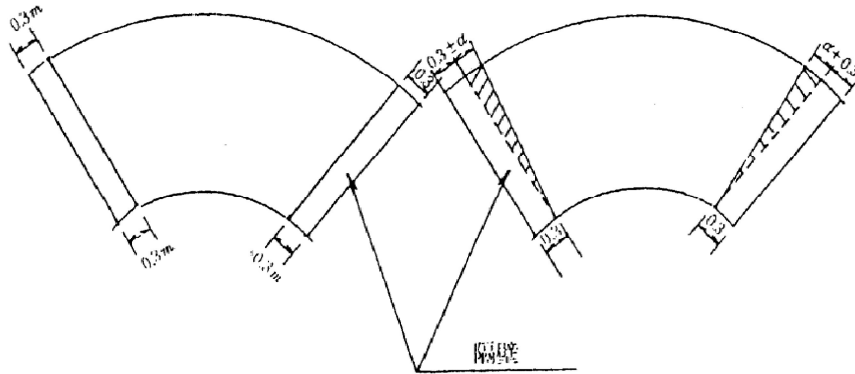
(5): 算術平均法の活用	分 類: Ⅲ
下記に示したケースのように、少数量の算定は算術平均法で算定してよい。 ・起伏のある岩盤上の数量 ・自由勾配側溝等の底版コンクリート量 ・スラブ桁間の間詰量 ・側溝の高上げ量	
(理 由) 数量差は僅差である。	
(注 記) ・計測間隔を等間隔にするように留意する。	

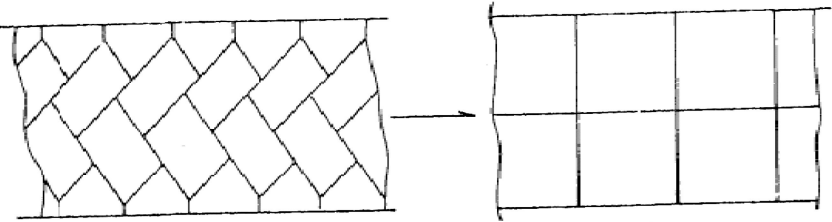
(6): 上位規格のコンクリートを使用するもの	分 類: Ⅱ
・呼び強度OON/mm^3と指定された場合に上位規格を用いること。 例 $18\text{N}/\text{mm}^3 \rightarrow 21\text{N}/\text{mm}^3$ ・スランプOOcmと指定された場合にスランプの異なるコンクリートを用いること。 ・骨材の最大径40mmと指定された場合に25mmを用いること。 ・高炉セメントを指定された場合に普通ポルトランドまたは早強ポルトランドセメントを用いること。(但し、アルカリ骨材反応で無害でないと判定されてものを除く・アルカリ総量規制を適応している場合は、再計算すること) ・普通ポルトランドを指定された場合に早強ポルトランドセメントを使用すること。 ・寒中コンクリート等で、初期の強度発現を早めるためセメントを増量したコンクリートを使用すること。	
(理 由) 大量のコンクリート工では、上記のようなケースはないが、少量のコンクリートでは規格を統一して打設した方が、コンクリートの管理面で有利な場合がある。	
(注 記) ・高炉セメントが条件の構造物もあるので留意すること。 ・コンクリート舗装等で、骨材径40mmを条件とする場合もあるので注意する。また、W/Cについても注意し、スランプだけ異なるコンクリートを使用する場合、強度についても留意する。	

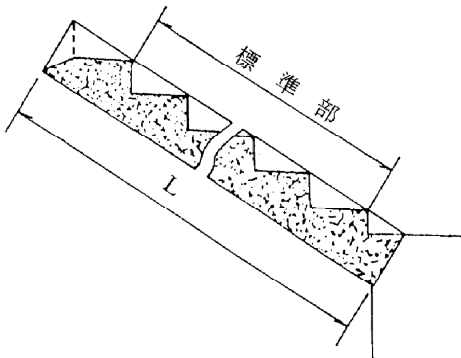
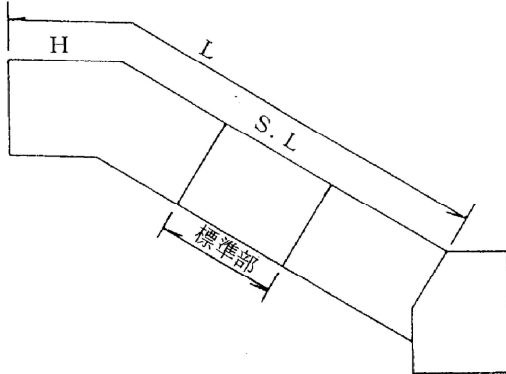
(7):ブロック積等の取合せコンクリート	分 類: I
◎調整コンクリートはブロック面とみなす。 - 調整コンクリートを天端に打設した例  - 調整コンクリートをブロック積下部に打設した例  ◎石張の調整コンクリートを石張とみなす例  数量計算巾 = $a + \frac{b}{2}$	
(理 由) 設計壁高に合わせる為、調整用ブロックを製作すれば特別注文となり、積算が難しいだけでなく、全体コストを上昇させてしまう。 調整用コンクリートの費用は、ブロック部分とほぼ同価である。	
(注 記) 違和感をなるべく少なくするように配慮すること。	

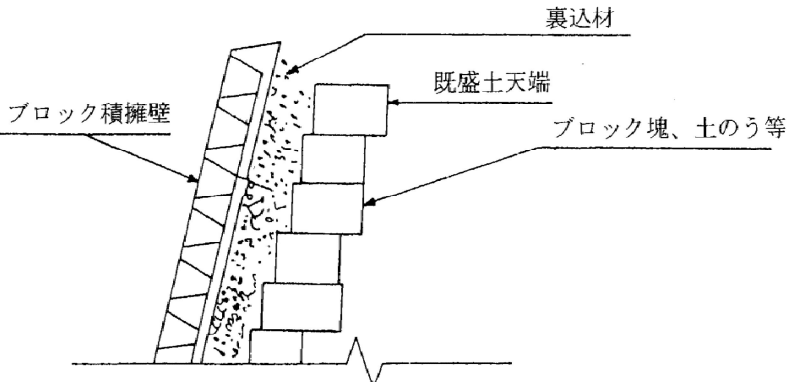
(8):現場打コンクリート基礎等を他で製作する場合	分 類: I
ブロック積基礎等現場打コンクリート構造物を工場製作し、施工したもの。機能的に同等以上であればよい。	
(理 由) 施工方法は請負者の自由である。	
(注 記) - 地盤とのなじみに留意して施工すること。 - 施工継手位置は支持地盤に留意して施工すること。	

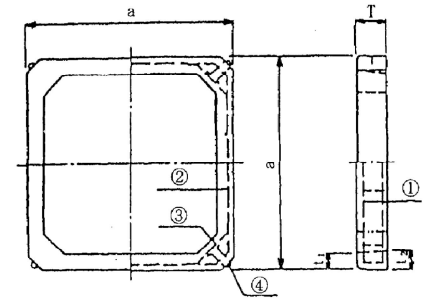
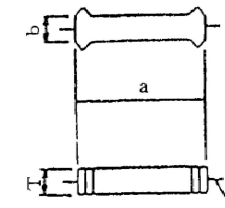
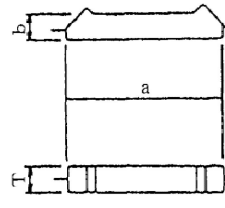
(9)：護岸、ブロック積の巻止工、隔壁工、元付工等の現場打コンクリートを工場製作し据付ける場合	分 類：V
	
(理 由) ・施工方法は、請負者の自由である。 ・施工が速く、型枠設置のための余分な掘削が不要となる。	
(注 記) ・地盤とのなじみに留意する。	

(10)：曲線部の護岸工における、曲率修正を隔壁工で調整する場合とブロック張で調整する場合。	分 類：I
	
(理 由) ・隔壁工、ブロック張どちらで調整しても護岸構造上問題はない。	
(注 記) ・調整面積はブロック張で計算する。	

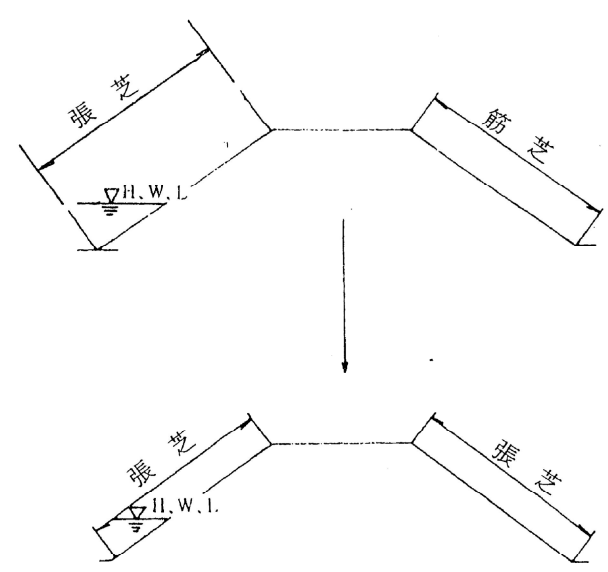
(11)：間知ブロックをπ型ブロックで施工する場合	分 類：Ⅰ
 間知ブロック π型ブロック	
(理 由) ・工事目的に合っており完成後の維持管理に大きな負担とならない。	
(注 記) ・π型ブロックで設計してある場合は間知ブロックでの施工は不可。 ・π型ブロック使用にあたっては設計条件、現場条件を充分考慮すること。 ・大巾に変更が予想される場合はあらかじめ特記仕様書等で制限を加えること。	

(12)：護岸等の数量計算方法	分 類：Ⅲ
階段工 標準部 1 m 当り数量 × L  隔壁工 標準部 1 m 当り数量 × L 	
(理 由) 設計数量の開差は僅かであり、むしろ端部の施工条件は悪くなる。	
(注 記)	

(13)：代替工法（盛土材→土のう、コンクリートブロック塊）によるもの	分 類：V
・盛土部のブロック積擁壁で、盛土法面に土のう袋やコンクリートブロック塊（廃品等で可）を積み盛土材の一部とするもの。  (注) 1. 抜型枠が不要になる。 2. 裏込材は若干食い込むが、盛土が2～3m毎にまとめて施工できる。	
(理 由) ・盛土部のブロック積擁壁では、盛土が先行しないとブロック積が手持ちになる。 ・廃品を活用できる。 ・施工に有利（上記の注）	
(注 記) ・適当なブロック塊等の材料が容易に入手できるか。クレーンの配置に支障がないか確認する。 ・土のうに盛土材と同じ材料を使用する。 ・コンクリートブロック塊は、大きすぎて路体・路床に悪影響を与える場合は注意する。	

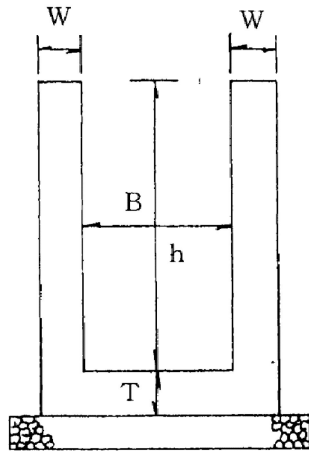
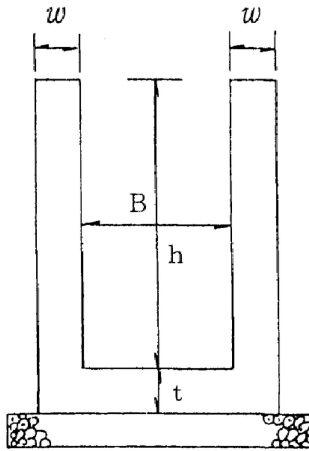
(14)：類似品の活用（2次） コンクリート2次製品の類似品の活用。	分 類：II
例) 形状寸法及び配筋  形 状 寸 法 A型  B型  1. (法枠の例) 1型及び2型を3型に、逆も可 2. 井桁擁壁、井桁を井桁フレームに逆は不可 3. 雪崩防止柵、メタルをP Cに 4. コンクリートヒューム管、1種を2種に、逆は不可 5. プレキャストU字側溝、$\ell=2$のものを5で施工は可、逆は不可	
(理 由) ・形状寸法の小さい材料を使用すると安定性に欠ける。 (注 記) ・型状寸法に留意すること ・強度、安定性に留意すること。	

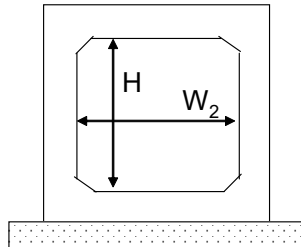
(15) 法面保護工客土吹付において、類似工法で施工する場合	分類：Ⅱ
法面防護工における客土吹付には様々な類似工法がある。 現場に適合する工法であれば施工者の判断で工法を選定出来る。 ・ファイバーソイル工法 ・キャトルバン工法 ・O、N工法 ・グリーンソイル工法 等	
(理 由)	
・工事目的に合っており、同材料・同製品とみなせる。	
(注 記)	
・設計客土厚を確保する。 ・全体工事費に大きな影響を及ぼさない範囲とすること。 ・新技術の活用は別途手続き（協議）が必要である。	

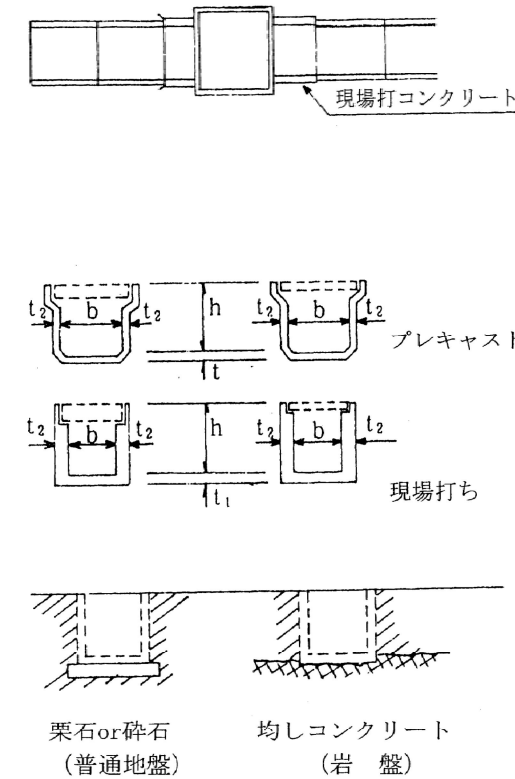
(16)：法面保護工における、筋芝を張芝で施工する場合。	分 類：Ⅰ
	
(理 由)	
・工事目的に合っており、しかも土羽ごしらえの施工性がよい。又補修が簡単	
(注 記)	
・張芝を筋芝で施工するのはだめである。	

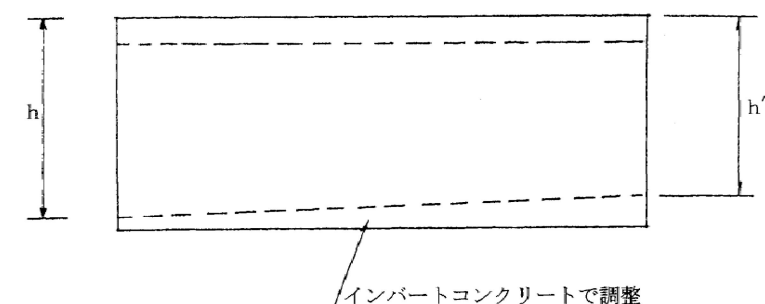
(17)：法面工（モルタルの吹付）の数量計算方法	分 類：Ⅲ
・モルタル吹付等の面積計算及び枠長計算はヘロンの公式及び算術平均法で算定した例。 ※面積の計算値 ① 起伏がゆるい場合 枠数にとられず大三角形を組み、ヘロンの公式で計算した例。 ② 起伏が強い場合 3～5枠 (80～100m²) 毎にまとめてヘロンの公式を使用した例。 ※枠長の計算値 3～5枠 (80～100m²) の縦横枠長で測定し中間枠長は平均値とした例。	
(理 由) 数値差は僅差である。	
(注 記) 計算間隔は起伏等を留意しておこなうこと。	

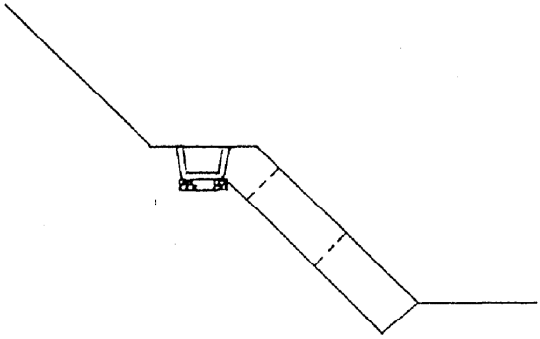
(18)：構造物均しコンクリートをプレキャスト製品で施工する場合。	分 類：Ⅰ
プレキャスト製品使用 $t \geq$ プレキャスト製品	
(理 由) ・工事目的に合っており同材料とみなせる。 ・施工性がよく工期短縮が可能。	
(注 記) ・本体施工目的の位置に注意すること。 ・地盤とのなじみに留意すること。	

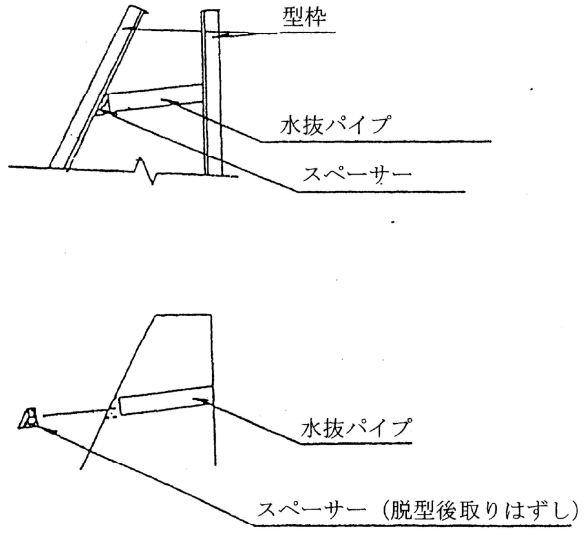
(19)：現場打コンクリート構造物等を他で製作する場合	分 類：Ⅰ
- 集水桝、小型擁壁類、防護壁、標識基礎等の現場打コンクリート構造物を同形状、同品質以上で工場製作して施工した例。 - また、機能的に同等以上で、断面（壁厚等）が違っていても工場製作して施工した例。	
現 場 打  二次製品 	
(理 由) 施工方法は、請負者の自由である。	
(注 記) - 地盤とのなじみに留意して施工すること。 - 製作施工にあたっては構造、安定に対する検討を行うこと。	

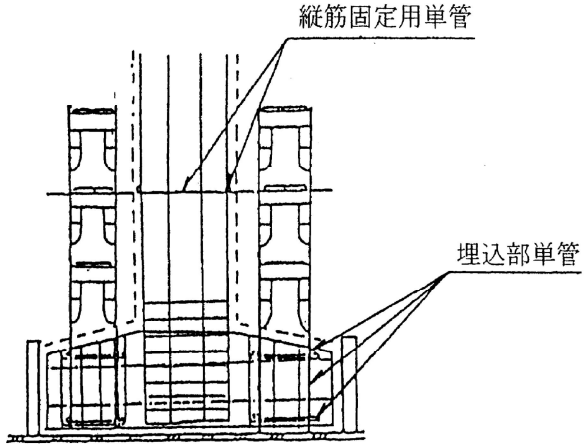
(20)：現場打コンクリート函渠工をプレキャスト製品で施工する場合	分 類：Ⅰ
 → プレキャスト製品使用 (内空断面4㎡を越える) 断面(壁厚等)が違っていても可	
(理 由) 工事目的に合っており、特に工期短縮に寄与出来る。	
(注 記) - 設計条件、施工場所等充分留意する。施設として重要なもので大巾に形状及び延長の変更が予想される場合はあらかじめ特記仕様書等で制限を加える。 - 連結（緊張）管理に注意する。 - H.Wが設計場満足している場合のみ。	

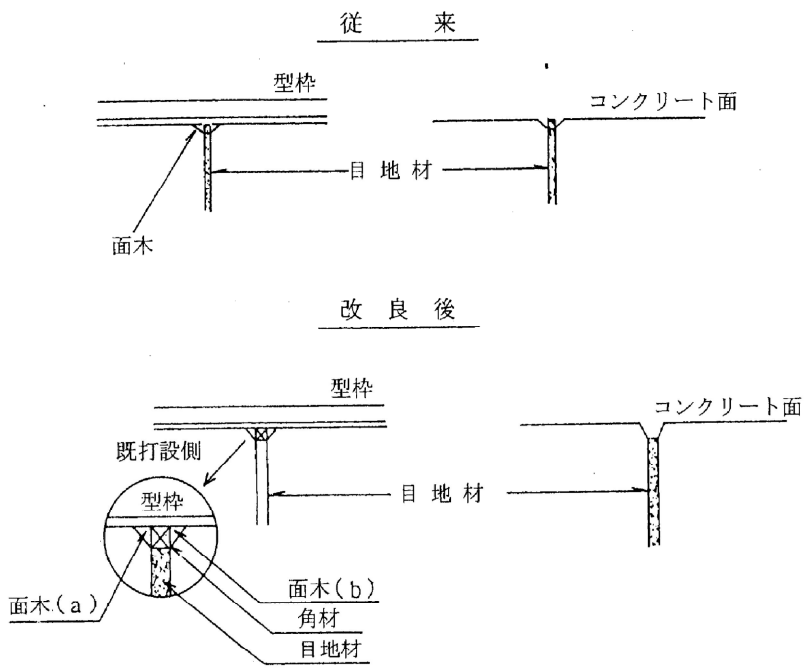
(21)：コンクリート側溝類の細部構造	分 類：Ⅰ
 プレキャストコンクリート側溝の取合せを現場打コンクリートで施工（あるいは短尺製品）する例 蓋掛け部分の構造だけ違う例 設計は主体的な方で行えばよい 一部に岩盤があり、均しコンクリートで施工した例 栗石or碎石 (普通地盤) 均しコンクリート (岩 盤) ・プレキャストコンクリート側溝の継手目地厚は、側溝延長に含まれる。 また、目地材も側溝延長に含まれているものとする。	
(理 由) ・構造規格ならびに施工費に、ほとんど差異が生じない例であり、類似施工に準用できる。	
(注 記) ・現場打コンクリートが弱点とならないよう、厚さと品質規格に留意する。	

(22)：内空断面が徐々に変化する現場打コンクリート側溝をプレキャスト製品で施工する場合	分 類：Ⅰ
	
(理 由) ・同等品とみなし施工方法は請負者の自由に任せる。	
(注 記)	

(23)：法面工小段（犬走り）における排水路、及び縦水路工に使用するベンチフリュームの形状を変えて施工する場合。	分 類：Ⅰ
 ベンチフリューム→<u>ソケット付ベンチフリューム</u>	
(理 由) ・工事目的に合っており、完成後の維持管理に影響しない。	
(注 記) ・ソケット付を使用する場合、基礎工施工をとりやめる（縦水路工）。 ・ソケット付を標準タイプで施工するのはだめ。	

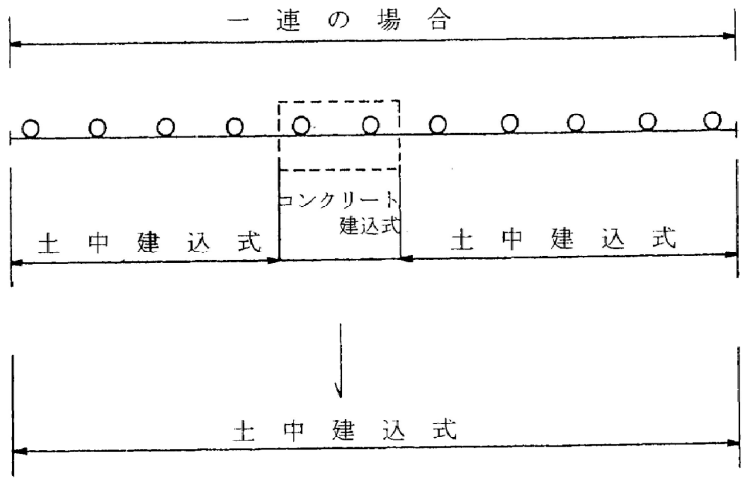
(24)：コンクリート擁壁の水抜パイプ設置	分 類：Ⅰ
◎コンクリート擁壁の水抜パイプ先端部に特殊なスペーサーを用い、脱型後取り外しても、塩ビ管の一部とみなす例。 	
(理 由) ・設計数量に比べて僅差である。 ・擁壁面の仕上がりがきれいになる。（美観上良い。） ・設置する水抜パイプが移動しない。	
(注 記) ・水抜パイプは、型枠のセパレーターの位置に設置する。 ・スペーサーは型枠の勾配にあったものを使用する。スペーサーも水抜パイプの勾配にあった勾配にする。	

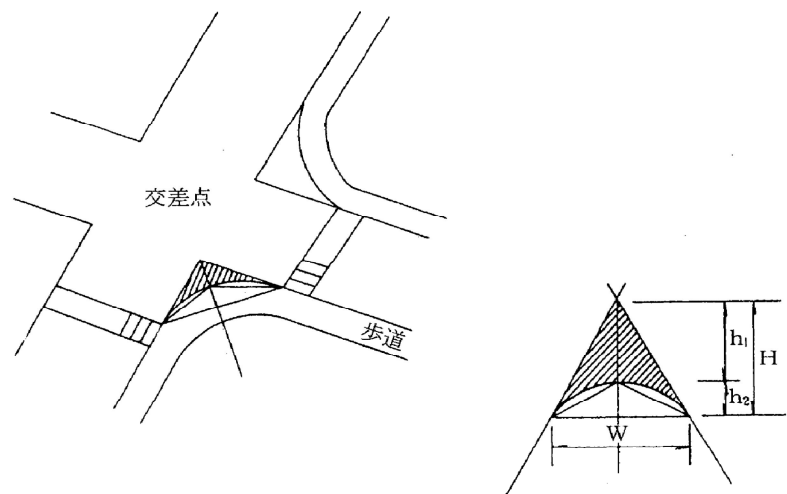
(25)：鉄筋コンクリート用 段取足場の多目的使用	分 類：Ⅱ
足場材（単管等、金属類）は、解体撤去せずコンクリート中に埋め込んで、中をモルタル等で充填すればコンクリートと同一とみなす。 	
(理 由) - 設計数量に比べて、コンクリート量は僅差である。 - 工期を短縮できる。 - 強度的にも問題がない。 - 鉄筋のピッチが良くなる。	
(注 記) - 充填するモルタルの強度確認が必要。 - 単管がコンクリートの表面に出ないように切断する。 - 大きなフーチング等のように、ある程度マッシブなコンクリートであること。 - 埋め込み位置等については、構造上欠点とならないよう留意すること。	

(26)：目地材の設置方法について	分 類：Ⅳ
コンクリート擁壁の目地材で下図の面木で、おさえられた部分をあらかじめ抜いておいても数量控除しない。  ※面木(a)はすでにコンクリート固定されている。小口型枠を解体し、目地材取付に角材及び面木(b)を取付する。 角材部分の目地材がみなしの部分	
(理 由) - 設計数量に比べて僅差である。 - コンクリートの仕上面がきれいである。 (従来の方法では、目地材の出た部分をきれいに切れない。)	
(注 記) 目地材がずれないように注意する。	

(27)：代替工法（型枠→コンクリート）によるもの	分 類：V
・型枠を設置せずコンクリートで代えるもの。 橋台橋脚擁壁（フーチング有り）の場合。 ※型枠施工せず 法尻及び小段並びに天端等の現場打側溝の場合。	
（理 由） 工費が増となる場合が多いが、職人の不足及び工期の短縮等やむをえない場合。	
（注 記） ・掘削勾配については土質より勾配が決められているので、安定勾配で施工すること。 ・2m以上掘削する場合は、作業主任者の指揮のもとで作業すること。 ・橋台等の場合、重心位置が変わるので構造計算をチェックのこと。 ・杭基礎の場合は適用しないこと。	

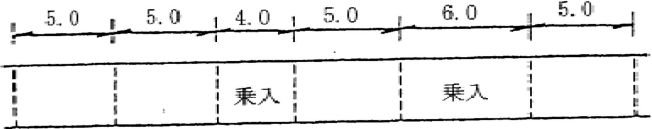
(28)：護岸平張工突起が現場打コンクリートの場合に突起をプレキャスト製品で施工する場合	分 類：I
（理 由） ・同等品とみなし施工方法は請負者の自由に任せる。	
（注 記） ・平張コンクリートとプレキャストとの一体化に注意すべき。	

(29)：一連の防護柵工の中に一部異形式防護柵を含む場合	分 類：V
	
(理 由) ・工事目的に合っている。	
(注 記) ・コンクリート建込部が一連延長の5%程度を目途する。	

(30)：舗装面積の概略計算法の活用	分 類：Ⅲ
	
斜線部（舗装面積）A $A = \frac{W}{2} \times (H - h_2)$	
(理 由) 舗装等では、面積が多いため多少違っていても良い。数値のまとめの範囲である。数量差は僅差である。	
(注 記) 全体面が少ない場合並びに、面積の割に交差点が多い場合は気をつけること。	

(31)：歩車道境界ブロック（a種）E、Fタイプを（b種）フラットタイプを使用する場合。	分 類：Ⅰ
a 種 b 種	
(理 由) ・工事目的に合っており、完成後の維持管理に大きな負担とならない。	
(注 記) ・路面からの天端高に注意。 ・a種又はb種の使用目的に留意すること。	

(32)：歩車道境界ブロック類の施工	分 類：Ⅰ
全長を一般部分と同じと考える。施工時に必要に応じて取合わせるだけでよい。また、取合せの関係上一部に短尺物を使用する場合も同様の扱いとする。 なお、歩車道境界ブロックをモルタル等で接合する場合のモルタル部分は、ブロックとみなしてよい。	
(理 由) 仕上り施工費は、一般部も乗入れ部もほぼ同価である。	
(注 記)	

(33)：コンクリートによる歩道舗装の区画割等の運用法	分 類：Ⅰ
・コンクリート歩道舗装の目地割（基本＝5m）を乗り入れ口との取合せ等から±1m程度運用すること。	
	
(理 由)	
(注 記)	

(34)：歩道舗装面積概略計算法の活用

分 類：Ⅲ

・歩道端部の面積

$$A \div 0.2 (a+b)^2$$

	計算式	プラニメーターによる求積
(1)	2.74㎡	2.76㎡
(2)	2.38㎡	2.30㎡
(3)	1.92㎡	1.86㎡

(1)

		平均
1	2.7㎡	
2	2.8㎡	(2.76㎡)
3	2.8㎡	

(2)

		平均
1	2.2㎡	
2	2.4㎡	(2.301㎡)
3	2.3㎡	

(3)

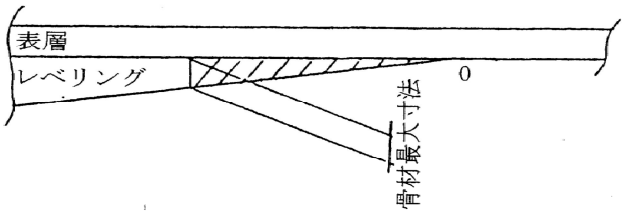
		平均
1	1.3㎡	
2	1.9㎡	(1.86㎡)
3	1.5㎡	

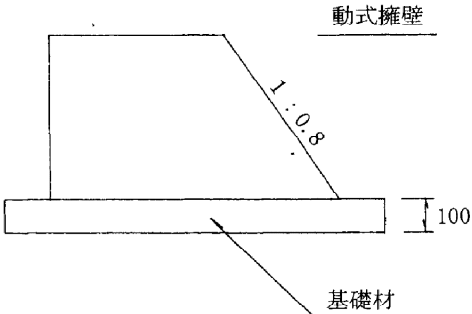
(理 由)

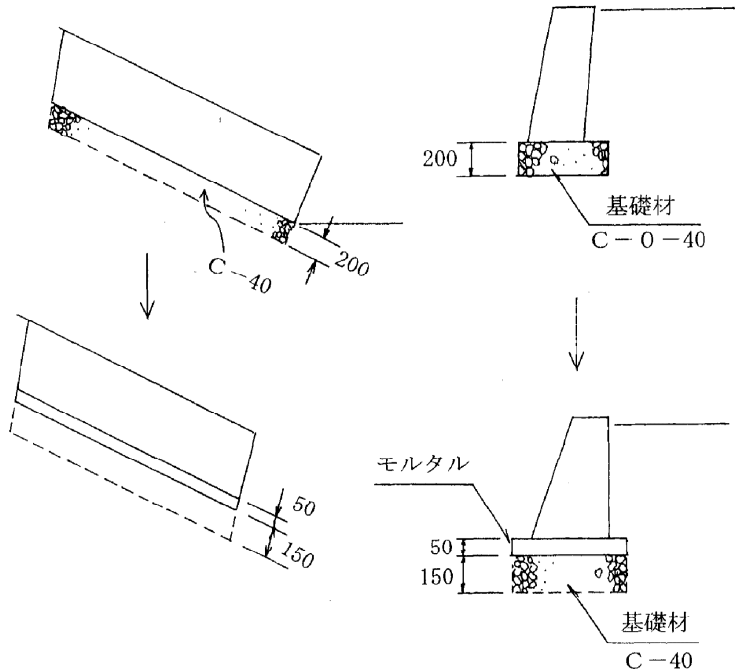
- ・数量差は僅差である。
- ・全体の施工量に対し箇所数が少ない。

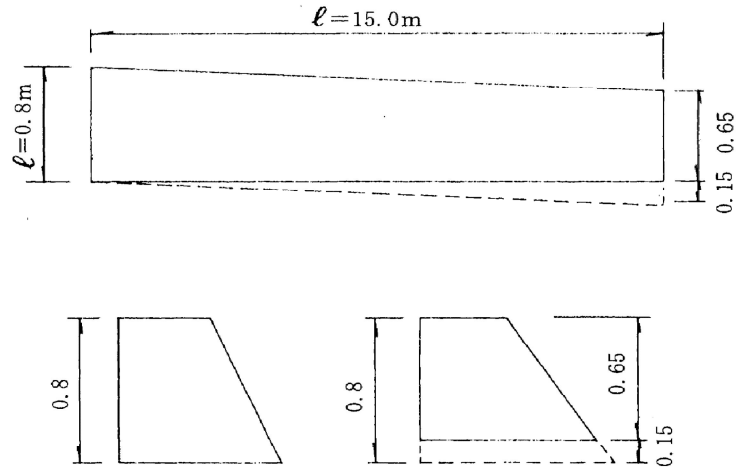
(注 記)

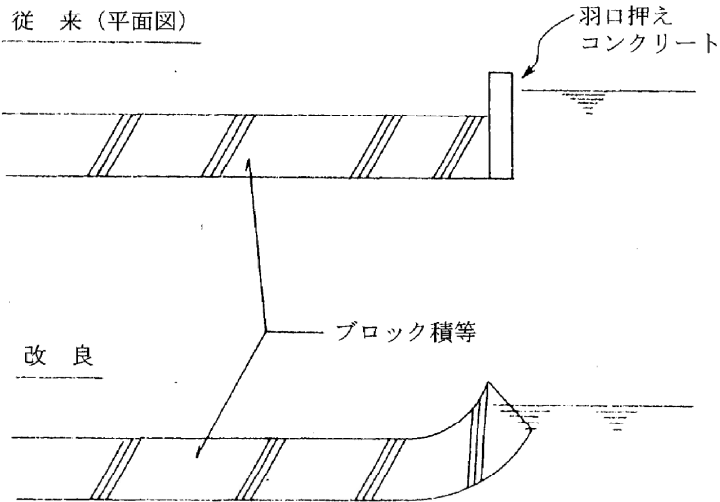
- ・箇所数が多い場合及び、全体面積が少ない場合には気をつける。

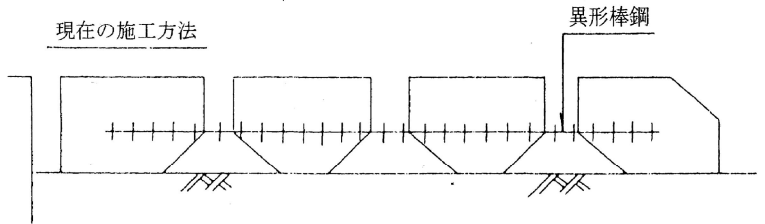
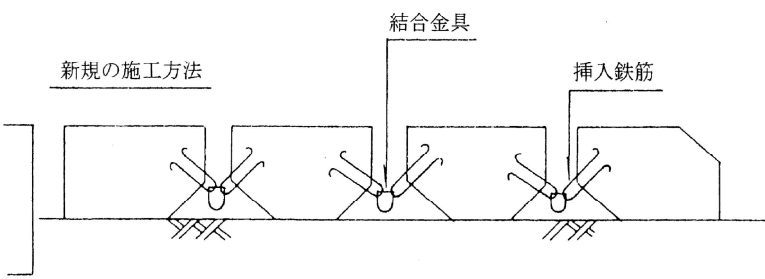
(35)：アスファルト舗装のレベリング工における摺付端部合材種類については、レベリング合材で計上する。	分 類：Ⅱ
	
(理 由) ・摺付端部の実際の施工は表層合材で実施しているが、数量計算が煩雑 became ため。 ・施工費についても些細である。	
(注 記)	

(36)：重力式の擁壁の基礎材（クラッシャーラン）を生コンクリートに変更して施工する場合	分 類：Ⅳ
 基礎材をクラッシャーランより生コンクリートに変更	
(理 由) ・重力擁壁のコンクリート打設時に型枠の浮き上りを防止するために基礎コンクリートにアンカーを埋込み型枠の浮き止めを、施工するため。	
(特 記) ・基礎面を十分転圧すること	

(37)：小構造物（H $\geq$ 1.0m位の擁壁等）の基礎材の一部をモルタルで施工する場合	分 類：V
	
(理 由) ・斜面上の構造物の基礎材の転圧もむずかしく型枠組の間に下へ落ちてしまうため5cm程度のモルタルを敷く型枠も床付けが容易	
(特 記) ・モルタル厚に特にこだわる必要はない ・基礎面を十分転圧すること	

(38)：小構造物を同じ断面で施工する場合	分 類：V
 小構造物の高さが0.8~0.65だった物を0.8に統一した	
(理 由) ・型枠組立時に背面に勾配がついているために最下段のセパレーターの長さが変化するため溶接等の作業が出てくるのでこれを省略するため。	
(特 記) ・巻き込んだ方が美観上良い ・延長は図心距りとする	

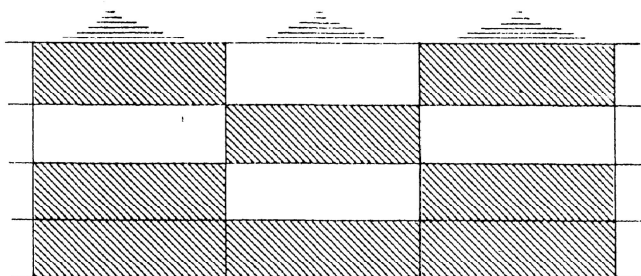
(39)：ブロック積等の羽口コンクリートを省略して施工する場合	分類：V
従 来（平面図）  羽口押え コンクリート 改 良 ブロック積等 	
（理 由） ・ブロックの目地割不要 ・型枠不要	
（特 記） ・巻き込んだ方が美観上良い ・延長は図心距りとする	

(40)：護岸工、根固工（十字ブロック）を丘打ちして、現場にて据付けし連結する場合	分 類：V
現在の施工方法  異形棒鋼 新規の施工方法  結合金具 挿入鉄筋	
（理 由） ・工事的に合っており完成後の維持管理に大きな負担とならない。 ・施工が速く、型枠設置のための手間が不要となる。	
（特 記）	

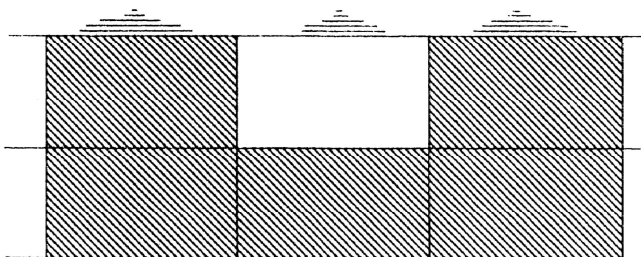
(41)：市松張における野芝を切らないで施工する

分 類：I

従 来（平面図）



改 良



（理 由）

- ・野芝を切る手間がなく、美観がよい。
（野芝を今までは半分に切って使用していたが、どうしても無駄がでる）

（特 記）

- ・目串の本数は芝1枚当り4本とする
1m²当り32本